
平成30年 第6回(定例)うきは市議会会議録(第2日)

平成30年12月10日(月曜日)

議事日程(第2号)

平成30年12月10日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(14名)

1番 佐藤 茂和君	2番 組坂 公明君
3番 佐藤 裕宣君	4番 野鶴 修君
5番 竹永 茂美君	6番 岩淵 和明君
7番 鑑水 英一君	8番 熊懐 和明君
9番 中野 義信君	10番 佐藤 湛陽君
11番 上野 恭子君	12番 伊藤 善康君
13番 江藤 芳光君	14番 櫛川 正男君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局 長 石井 良忠君	記録係長 浦 聖子君
記録係 伊藤 諒平君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	今村 一朗君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	楠原 康成君
総務課長	田竈 正規君	監査委員事務局長	樋口 秀吉君

会計管理者	-----	田尻栄三郎君			
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長	-----		瀧内	教道君	
企画財政課長	-----	中野昭一郎君	税務課長	-----	山崎 秀幸君
徴収対策室長	-----	白石 孝博君			
市民生活課長兼人権・同和対策室長	-----		松岡	美紀君	
保健課長	-----	原 廣正君	福祉事務所長	-----	梶原 康宏君
住環境建設課長	-----	江島 高治君	水資源対策室長	-----	瀧内 英敏君
うきはブランド推進課長	-----		樋口	一郎君	
農林振興課長兼農業委員会事務局長	-----		松尾	正和君	
浮羽市民課長	-----	園田 隆彦君	学校教育課長	-----	権藤 精二君
生涯学習課長	-----	井上 理恵君	自動車学校長	-----	高木 慎君
総務法制係長	-----	宮崎 哲工君	財政係長	-----	江藤 良隆君

午前9時00分開議

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。着席。

○議長（櫛川 正男君） 改めまして、おはようございます。全員おそろいです。本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（櫛川 正男君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に質問を許可します。2番、組坂公明議員の発言を許可します。2番、組坂公明議員。

○議員（2番 組坂 公明君） おはようございます。2番議員の組坂公明でございます。議長より許可を得ましたので、質問をさせていただきたいと思っております。

前回、私は、一般質問をさせていただいた6月議会では、豪雨災害による備えについて質問をさせていただきました。今回は、これから非常に寒くなってきておりますが、春先にかけて多発する火災関係について質問をさせていただきたいと思っております。

昨年、平成29年中の全国における火災件数3万9,193件、1日当たりに計算すると107件で、13分に1件の割合で火災が発生したことになります。今のは全国的なものでございます。うきは市におきましても、昨年は15件の火災が発生し、多くの損害をもたらしております。

そこで、まず、1点目の質問ですが、うきは市の火災状況について、他市町村と比較して、どのような特徴があるのか、どう分析されているのか伺いたいと思います。

次に、2点目が、火災が発生したとき、火災による被害を最少限度に食いとめるためには、人と車両と水が必要です。人というのは、消防職員あるいは消防団員です。車両というのは、消防ポンプ自動車を初めとした消防車両で、そして、火災というのは、水がなくては消すことができません。この水、すなわち、うきは市における消防水利の充足率はどのくらいあるのか伺いたいと思います。

3点目が、うきは市の消防水利の充足率、極端に低うございます。これは一体どうしてなのかを伺いたいと思います。

4点目が、これらの消防水利、これを今後どう整備していくのか、もし整備計画でもあれば伺いたいと思います。

最後に、県の許可を必要としない小規模開発、小規模開発における消防水利の設置について、現状の開発指導要綱を見直す必要があると思われませんが、いかがか。

以上、5点を市長に答弁願いたいと思います。

○議長（**櫛川 正男君**） 答弁、高木市長。

○市長（**高木 典雄君**） おはようございます。ただいま、安全・安心なまちづくりについて、消防施設の整備事業、特に消防水利に関し、大きく5点の質問をいただきました。

まず、1点目の、うきは市の火災状況の分析についての御質問であります。うきは市の過去3年間の建物、林野、車両、その他の火災を合わせた出火件数は、平成27年が17件、平成28年が14件、平成29年が15件となっており、人口1万人当たりであらわされる出火率は平均で4.9となります。久留米広域圏の他市・町の過去3年間の平均が、久留米市3.2、小郡市2.4、大刀洗町4.3、大木町2.6となっております。

なお、甘木・朝倉消防署管内については3.9、福岡県の過去10年間の平均が3.4であることから、うきは市が近隣他市町村に比べ、出火率については比較的高いということが言えると思います。その要因としましては、山林や果樹園地帯が広く、たき火の延焼が多いこと、空き家の不審火が増加していること、また、高齢者の不注意による火災も増加していること等が挙げられると思います。

2点目の、うきは市の消防水利充足率についての御質問であります。議員御承知のとおり、消防水利につきましては、消防法第20条第2項及び第21条第1項に定義が規定され、消防庁告示により、具体的な施設として、消火栓、防火水槽、プール、池、河川等が挙げられていますが、ここで言う河川とは、常時通水され、毎分1トンの水を40分間連続して出水できるものでなければなりません。

うきは市の消防水利の充足率は、平成27年度の消防施設整備計画実態調査によると、久留米広域圏内で、久留米市85.2%、小郡市74.2%、大刀洗町76.3%、大木町65.5%に対して、うきは市は19.3%となっております。

3点目の、近隣他市町村と比較し、消防水利の充足率が低い理由についての御質問であります。近隣市町村の場合、上水道施設が整備され、消防水利は主として消火栓によって確保されていますが、うきは市の場合、上水道施設がないため、消火栓による消防水利が確保できません。かわりに、基準を満たす水利を含め、市内に616カ所の消防水利を確保しております。しかし、先ほど申し上げましたように、河川や井戸では法的な基準を満たさないために消防水利とはみなされないことから、充足率が低い結果となっております。

4点目の、消防水利の設備についての御質問であります。消防水利の確保について、根本的な解決を行うには、上水道施設整備による消火栓整備が最も有効かと思われまます。しかしながら、それまでの間、現実的な対応として、まず、防火水槽の設置が挙げられます。公共施設を建設する場合には、近隣の消防水利の状況を確認しながら設置をしております。

地元地域からの消防水利の設置要望に対しては、消防水利施設設置事業等により補助金を交付しております。また、河川も消防水利として重要な役割を果たしておりますが、冬場の農業水路の通水量の減少が心配されていますので、消火活動に必要な通水を関係土地改良区にも申し入れをしております。いずれにいたしましても、火災時の消防水利の確保は重要なことであり、今後でもできるだけ確保に努めてまいりたいと考えております。

5点目の、小規模開発における現状の開発行為指導要綱の見直しの質問であります。現在、市では1,000平米以上3,000平米未満の開発行為については、うきは市開発行為指導要綱に基づき審査を行っております。市では、申請案件に対し、関係部署の道路、排水施設、下水道、消防水利、環境衛生施設、防犯安全施設、文化財の意見を取りまとめ、審査を行っております。

議員の御質問である消防水利につきましては、久留米広域消防本部へ協議を行っております。久留米広域消防本部からの協議回答において、防火水槽を設置するよう指導を受ける場合もございます。現在、開発行為につきましては、うきは市開発行為指導要綱で審査を行っておりますが、法令に基づくものではなく、あくまでも行政指導にとどまるもので、申請者の任意の履行を促すものでございます。

なお、3,000平米を超える開発行為につきましては、都市計画法に基づき、福岡県の開発許可を受けることとなっております。

議員御質問の消防水利の設置を促す場合、これまで行われてきました許可案件との整合性を図る必要があり、要綱の改正は厳しいものがあると考えております。これらの課題につきましては、今後、内部協議を行い、うきは市の都市計画策定期間において、県を初め近隣市町村の調査も踏

まえ、検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 5点の質問をさせていただきました。改めて1点ずつ確認をさせていただきたいと思います。

まず、第1問の質問でございますが、他市町村との火災状況の比較ということで、私のほうも資料のほうを用意させていただいております。傍聴席のほうにも差し上げております。

この資料にありましては、過去5年間の、うきは市、久留米市、小郡市、大刀洗町、大木町の出火件数、それから焼損棟数を合算したものでございます。先ほど市長のほうからは、3年間の報告がございました。この出火件数と焼損棟数、これを見ていただきますと、火災件数、小郡と比べると、小郡は人口が約2倍でございます。うきはは火災が多いところになっております。そして、広範囲な面積がありますので、一概に件数が多い少ないを他都市と比べるのも非常に難しいと思いますけど、明らかに建物火災が多いですね。うきはにありましては、先ほど、枯れ草とか、そういった林野火災が多いということでございましたが、明らかに建物火災が多い。

その中で、この焼損棟数を見ていただきますと、うきは市にありましては、5年間で59棟の建物火災がっております。このうち18棟が全焼火災であると。全焼率を各、この表の構成市町と比べると、明らかに、うきは市が高い。約30.5%、3件に1件弱の割合で全焼となっているような状態になります。

この資料で挙げている市町村というのは、うきは市を管轄する久留米広域消防本部の構成市町でございます。この構成市町には、24年に消防が合併し、出動車両、出動人員、全て同じでございます。その中で、うきは市が全焼率が高いというのは一体どういうことだろうか。考えましたところ、明らかに違うのは、消防水利、この問題ではないかというふうに思っております。私も消防署で経験上、浮羽消防署以外の消防署にも勤務しました。

うきは市以外の、この構成市町で挙げている市町村を管轄する消防署は、ほとんどが防火水槽と消火栓で賄われます。ただ、うきは市だけは消防水利が脆弱なため、河川をとるにしても、水をせきとめたり、あるいは水利が遠いため、ホースを多く伸ばしたり、そういった時間があるのではなかろうか、そういった関係上、全焼火災が多いのではなかろうかと考えております。そういったところで私のほうは分析しているところでございます。

それで、2点目の質問ですが、充足率が、先ほど市長から報告がありましたとおり、19.3%、この消防水利にありましては、消防施設整備計画実態調査というのが3年に1回あっております。この19.3%というのは、平成27年度に調査した内容でございます。

まず、この消防水利19.3%の消防水利は何なのかを市長に伺いたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 瀧内市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） 市民協働推進課の瀧内と申します。

先ほど、議員のほうから御質問をいただきました消防水利19.3%の充足率でございますが、市長答弁でもありましたように、水利といたしましては616カ所の水利について、確保と申しますか、しているところでございますが、法的に申します消防水利については、非常に厳しい条件がございますので、その水利条件を確保するもののみが広域消防の水利として認められているというふうになっております。したがって、その19.3%の水利を、どの分を広域消防として見られているという資料はございません。しかしながら、公共施設の構内にごございます防火水槽、そういったものを主に拾っている結果として19.3%になっているというふうに理解をしているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） この19.3%というのは、消防水利の基準というのがございます。それに合致した水利でございまして、防火水槽のみでございます。うきは市にありましては、防火水槽のみでございます。

執行部の皆さんにも資料を差し上げておりますが、件数の裏の資料を見ていただきたいと思えます。これは、吉井町——時間がございませんでしたので、吉井町だけ防火水槽で包含している図面でございます。浮羽町は入っておりません。うきは市吉井町分でございます。消防水利包含図という形で資料を準備させていただいております。明らかに何も無い地域がございます。当然、19.3%でございますので、水利がない地区等もたくさんございます。こういった中で、少ない水量で消火活動をしているという実態を知っていただきたい。そして、これを整備していただきたいと思えます。

先ほど市長のほうも、消防法20条第2項について申し上げられました。ここに何が書いているか。消防に必要な水利施設は、当該市町村がこれを設置し、維持及び管理するものとする。その前に、消防組織法の第6条には、消防の責任は市町村にあるというふうになっております。市町村責任、消防責任がございます。その中で、先ほど市長が言われました消防法第20条2項というのは、消防水利にあつては、当該市町村がこれを設置するんですよ。そして維持管理をするんですよという基準があります。第1項では、消防に必要な水利の基準は、総務省消防庁がこれを定めると。これが消防水利の基準でございます。これに基づいて市町村が設置しなければならないというふうに、消防法になっております。その中で基準に適合した消防水利が19.3%、他の構成市町にありましては約80%近くございます。そういった現状があるということ認識していただきたいと思えます。

そこで、3点目の質問でございますが、充足率が低いのは今言ったところでございます。

4点目の整備、これをどのように行っていくのか、再度、具体的に御答弁いただければと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほどから答弁させていただいてますように、うきは市の消防水利としては616カ所ございます。これは決して少ない数字ではないと、このように思っていますが、議員御指摘のように、基準に合致した消防水利ではなくて、その中で防火水槽のみが基準に合致するということで、充足率が極端に低くなっている状況であります。先ほどから答弁させていただいてますように、根本的な解決問題は、やはり上水道整備だろうと思えます。

平成27年に、実は市民の皆さんへの上水道に対するアンケート調査をさせていただきました。その中で、問8で、上水道の重要性、上水道事業で重視すべきものは何ですかというお尋ねをしたところ、消火栓を設置した防災体制をとということが、26.5%の回答が寄せられたところでございます。市民の皆さんも、この消火栓の不足というか、この消防水利についての整備を強く望まれているということは承知しております。しかしながら、上水道整備にはちょっと時間もかかりますので、それまでの間は、この基準を満たすべく、この防火水槽の設置について、しっかり充実を図っていききたいという気持ちでございます。

○議長（櫛川 正男君） 組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 防火水槽の設置で検討していくというお答えをいただきました。

近年、防火水槽の設置状況を教えていただきたいと思えます。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 瀧内市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） 防火水槽につきましては、市のほうも補助事業等を準備しておりますして整備をしております。

地元のほうからの要望で設置をしている部分といたしまして、今年度が2カ所の要望が上がってきております。それから、過去の分でいけば、平成27年度に1カ所、それから平成23年度に4カ所ということで、これは農村総合整備事業の中で行ってきております。

それから、公共施設の防火水槽ですけれども、現在、建設をしております新生涯学習センターにも防火水槽を備えつければとところで工事が進められているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 余り防火水槽の設置状況が進んでないところでございます。

先ほどから消防設備、消防施設の実態調査の件でございますが、19.3という数字は、うき

は市に674の防火水槽を賄えば充足率が100%になる。現在設置されているのが130、あと544必要ですよというところになっております。消防力の基準は、強制力はございません。強制力はございませんが、これに沿って整備を進めていかなければならないと考えております。

先ほどから、616カ所、消防水利を確保しているということで、うきは市当局のほう、お答えされておりますが、内訳をお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） 市のほうで定めておる、先ほど答弁をいたしました616カ所の水利の内訳でございます。かなり種類がございますが、主なものから申し上げますと、河川で209カ所、防火水槽で150カ所、消火栓で30カ所、消火栓の井戸による消火栓ですが、こちらのほうで87カ所、プールで15カ所、井戸で25カ所、貯水槽で51カ所。あと、小さいものもございますが、順番にいきますと、堤で12カ所、分水溝——溝ですね、で14カ所、あとは幾つか、ため池とか調整池とか、そういった部分でカウントをしております。

○議長（櫛川 正男君） 組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 今、616カ所の内訳を言っていました。河川が209カ所というような形で大半を占めております。

それから、消火栓、先ほど言いました、特に多いのが井戸式消火栓でございます。これは、上水道とは別でございますので、消防水利の基準には該当しません。ただ、これだけ充足率が低いということは、前々から、そういった形で防火に関して、少ない予算で消防水利をとというような形で、井戸式消火栓とか、あるいは流れ込みの山辺ですと貯水槽とか、そういったので代替をしてきたのではなかろうかと思っております。

井戸式消火栓が約90カ所——87カ所と言いましたかと思うんですけど、これにありましては、出るときと出ないときがある。当然、梅雨どきは、地下水というのは上昇します。火災が多いのは、梅雨どきではなく、今から春先にかけて一番渇水期の時期でございます。

常備消防にありましては、この井戸式消火栓は火災現場で使いません。なぜなのか。水が出ないことがある。あるいは、仮に出ても、途中で切れることがある。そういった関係上、使わない。それと、井戸式消火栓から水をとると、小石等が入って、ポンプ自動車、消防自動車が故障する原因になる。こういったのが挙げられ、使いません。

今後にもありまして、この防火水槽をつけていくということでございましたが、それとは別に上水道、将来的、考えていくということでございますが、上水道の件にありましては、小石原川ダム、こちらのほうを今、確保されて、近年、そのダム建設費は支払うような手順になっている

んだらうと思います。それに伴いまして、この上水道を今後いつごろからやっていくのか、市長に答弁を伺いたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 上水道整備については、大きな課題だと認識をしております。

今、この上水道整備に当たって解決しなくてはいけない大きな話は、市民の皆様への理解促進であります。平成27年のアンケート調査では、すぐさま加入いただける方が10.9%ということで、かなり低い数値でありました。上水道というのは、大きな投資が必要になりますので、多くの皆様が加入していただかないと、この事業は成り立ちません。そうしますと、その前段階で、上水道の必要性について、市民の皆様は、いかに御理解をいただけるか、これにかかっていると思います。

私どもは早急に理解促進をお願いしまして、早い整備に着手をしたいと、こう思っておりますが、やはり市民の皆様は理解が何より重要でございますので、いつからというのは、ちょっと答弁を控えさせていただきますが、そういう視点で、この消防水利の視点も含めまして、しっかり啓蒙・普及というのを図ってまいりたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 市民の理解ということで市長のほうからお話ございました。今は10.9%ですかね、という理解だと。

何パーセントになったら決断されるのか、そういった形をお答えいただければと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 上水道事業というのは、独立採算が求められておりますので、しっかりした経営基盤が成り立つめどがつくのが大きなラインであると思いますので、この場で具体的に何パーセントの結果が出たからというのは、ちょっと控えさせていただきますが、そういう健全な経営運営がなされるめどがつく段階で判断をしたいと、このように思っているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 何度も申しわけないんですが、健全な経営ができる目安としては、それでは何世帯ぐらい加入すれば、そういった健全な経営ができると考えられているのか、お答えいただければと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 具体的な数値については、ちょっと控えさせていただきたいと思います。といいますのも、まだまだ詳細、事業実施に入る段階におきましては、いろんな事業整備計画と申しますか、計画の、上水道整備計画の前提となる、いろんな数値を洗い出さなくてはいただけ

るので、そういう段階においてお示しをさせていただきたいと、このように思っておりますが、今の段階では控えさせていただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） それでは、次の質問にさせていただきたいと思います。

開発行為、最後に開発行為の件でございます。

今年度、開発許可、それから小規模開発があった件数を伺いたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 住環境建設課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 現在、開発行為の許可件数でございますけれども、今ちよつと資料のほうの手元にございませんで、後ほど件数については御回答をさせていただきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） ここで、開発許可、これは消防水利に関係することがございますので、質問させていただきました。

開発許可というのは、3,000平米以上からでございます。これは、県の県知事の許可が該当すると。そこには、消防水利も、消防水利の基準に合致した水利をつけなければ許可がおりらないということで、3,000平米以上の土地開発にあつては確実につけられているものと思っております。

問題は、うきは市において、3,000平米以上の土地開発よりも、3,000平米未満の小規模開発、これがバイパス線上、広がってきております。幾つも住宅が立ち並ぶ中、こういった小規模開発の消防水利の設置状況についてわかれば、お答えいただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 住環境建設課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） ただいまの御質問でございます。

3,000平米を超えますと、この開発行為につきましては、県の許可になってくるわけでございますけれども、3,000平米以下の小規模の開発につきましては、市の開発行為の指導要綱に基づいてやっておるところでございます。現在、この3,000平米以下につきましては、署のほうから消防水利の設置の要望は出されておりますけれども、現在、その署の要望に対して、現場での設置については、事例がないような状況でございます。

○議長（櫛川 正男君） 組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 小規模開発で、どんどん広がって開発をしていく中で、そこには消防水利がないということは、先ほどの充足率がどんどん下がっていく形になります。何らかの水利を設けないと、新しく家が建つところに——住宅開発をしてですよ、新しく家が建つということは、当然そこに20年、30年、40年、住まっしゃるとです。そこに水利が1つもないと。これが実態でございます。

何度も言いますけど、消防法20条の第2項に、市町村で消防水利は設置しなければならない。また、維持管理しなければならないという規定がございます。市のほうで積極的に設置ができないのであれば、何らかの規制をかける必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほども答弁をさせていただきましたように、私ども、1,000平米以上3,000平米未満は、私どもの開発行為の指導要綱で審査をし、法令に基づくものではないんですが、行政指導を行っております。当然、宅地開発であったり住宅開発の中で、やはり消防水利がないと、それだけまた入居者というか消費者からも、やっぱり不安視されますから、開発事業者も我々の行政指導については、かなり理解を持って対応していただいているものと、このように思います。

しかし、議員の指摘は、それは法的な裏づけがない、もっと強硬な指導をすべきではないかという御指摘でありますから、先ほどから答弁させていただいていますように、都市計画を早く、やっぱり設定をするというか、都市計画に踏み切ることが重要ではないかと、このように思っておりますので、いろんな視点で将来しっかり、この開発規制が行き届くような、その都市計画事業のほうにも着手していきたいと、将来は着手していきたいと、このように考えているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） この小規模開発にありましては、当然それ以外の、うきは市全体で19.8%の充足率と。ただ、先ほど担当課長さんのほうからは、六百十幾つある、その他の消防水利があるということでしたが、小規模開発のところには全くないというのを知っていただきたいと思っております。

私がここで言いたいのは、仮に3,000平米未満のこういった土地開発があると。その隣にまた3,000平米の同じ業者なり同じ地主の方の土地開発があった場合は、これはもう当然、時期がずれても3,000平米以上になるから、こういったのに限り、防火水槽をつけるなり、そういった基準が必要ではなからうかというのを提案しているところでございます。でないと、これから先、バイパス上、どんどんどんどん開発されていくのではなからうかと考えますが、その中で、新たに開発する、そして住んでいただけるところに安全がないというのはいかななもの

かと思ひまして、この整備要綱の見直し、せめて、こういった隣り合わせの小規模開発にありましては、防火水槽なり消防水利の基準を——消防水利をつけていただきたいと、つけるべきではないかと、そう考えておりますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど答弁させていただいてますように、これまでの許可案件との整合性を考えた場合に、なかなか厳しいところもあるかもしれませんが、議員の御指摘は重要な指摘だと、このように承知をしております。

安全・安心なまちづくりが大きなテーマの中で、消防水利について御質問をいただいております。今、私どもの地方創生で移住・定住促進を図っているんですが、やはり大きなキーワードは、本当に安心して住まえる安全・安心なまちづくりが、どう生活基盤として整っているかがみそであります。所管の警察署の御努力もあって、うきは市は、福岡県では一番、全国でも有数の犯罪件数、刑法犯認知件数が一番少ない地域であります。あとは、交通事故であったり、今、御指摘の火災、あるいは自然災害がない、そういう安全・安心なまちづくりが多くの人を呼び込める要素だと、このように思っておりますので、そういう視点で議員の御指摘についてもちょっと検討をさせていただきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 安全・安心について検討していくということでございますので、ぜひ、その検討結果なりを報告していただければと思っております。

市長にありましては、地方創生事業、積極的に行われております。ただ、このうきは市、安全・安心、災害に強い、そういった町でなければ、地方創生を幾ら頑張っても成り立たないのではないかと私は考えております。まずは地域の安全・安心を確保することによって、地域創生へとつながっていくものだろうと思っております。

最後に、防火水槽等の設置について、消防水利の設置について、ずっと言ってまいりましたが、うきは市のほうで書かれているのは、うきは市の地域防災計画、これにのっとって進められていると思います。安全・安心まちづくり、災害面にありましてはですね。この中で消防水利が整備という記載がどこに書かれているか。今から探してくれと言っても時間がございませんので、消防水利が書かれているところだけ、3カ所書かれております。3ページに、地域防災計画の策定ということで、伝統的建造物群保存地区防災計画に基づいて消防水利の防火事業を進めますよと。伝建地区にありましては水利がされております。

あとは、34ページに、防災施設の施設及び改良ということで、市は、消防水利のことが書かれております。34ページ、3、消防施設の整備事業ということで、消防水利、市は、消防水利の基準に基づき防火水槽等の充実を図る、こう書かれております。ことしも設置はゼロでござい

ます。防火水槽等の充実を図るということで、せめて1つ、2つ、3つ、計画をされて、安全・安心な町をつくるべきだと考えております。

さらには、具体的に書かれているのは、48ページに、これは地震のときですよ、地震の二次災害、このときの整備で書かれております。消防水利の強化ということ。初めて消防水利の強化というような形で出てきております。火災ではないんですよ。地震による二次災害の火災ですね。防火水槽の耐震化を進めるという内容で書かれております。この3つが、うきは市の地域防災計画、消防水利の整備に関する消防水利という言葉がある内容でございます。いま一度、19.3%の重みを認識していただきたいと思っております。

市長、何か意見がありましたら、お願いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほどから御指摘を受けている充足率の中で、国のほうが消防力の整備指針及び消防水利の基準について、これは十二分に承知をしております、これの中の計算の中の充足率が足りないということを十二分に承知をしております。

ただ、誤解がないようにぜひともお願いしたいのは、基準を満たしておりませんが、616カ所の消防水利があることだけは御承知いただきたいと思ひますし、1,000平米から3,000平米未満の開発行為においても、行政指導とはいえ、かなり私らも強く、市民の安全・安心という視点でお願いしていることは御理解をいただきたいと思ひます。

総じて申し上げますと、議員が御指摘されているように、大きくは市民の安全・安心、そして地方創生につながるという大きな視点での御指摘だと、このように認識しておりますので、しっかり御意見については承りたいと思ひます。

○議長（櫛川 正男君） 組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 最後に、市長が言われた616カ所の消防水利、これは消防水利の基準に満たないところでも十分活用できるということで挙がっているんだろうと思っております。

河川、農業用水、新川が、皆さん御承知だろうと思う。今、水深がどのくらいか。確かに土地改良区のほうにお願いをしていると。水は流れております。20センチありません。10センチぐらいです。防火水槽の設置ができないなら、その集落集落の橋のところ堰を設けるなり、そういった対策が安全・安心なまちづくりではなかろうかと思っております。確かに防火水槽を五百幾つも設置するというと、かなりの金額が生じてきます。ただ、安心・安全を、地域の安心・安全を考えるならば、どの地域が水利弱体地域で、そこには河川のここに堰を設けようと、そういった対策が必要ではなかろうかと思っております。堰を設けなくても、当然、橋のところ消防車両、寄ってきますので、その下を掘るとか、掘ることができないなら、厚目の板を敷

いて堰をつくるとか、そこを30センチ、40センチにするだけで、たまっているだけで、全焼火災が半焼、あるいは、ぼや火災で抑えられるかもしれない。そういったところを検討していくのが必要ではなからうかと思えます。

しつこく消防水利について言ってまいりましたが、根本的には少ない予算で何をすべきかというのが一番大事じゃなからうかと思っております。そういった意味で、執行部の皆様には、地図、吉井町の方だけを差し上げたところでございます。どこが水利弱体地域で、どこが発生したら危険なのかというのを、これは当然、消防とも協議しなければならないと思えますけど、そういった中で、少ない予算で安心・安全まちづくりをできるのではなからうか。市長が認めている616を、消防水利の基準に該当しなくても、1,000にも1,500にもできるんじゃないかろうかと、そういった検討が必要だろろうと思えます。

最後に、市長のほうの見解をいただきまして、質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 基準を満たしてなくても消防水利をふやすべきではないかという御指摘は、まさにそのとおりだと、このように思っておりますので、ちょっとまたしっかりした検討をさせていただきたいと、このように思います。

○議員（2番 組坂 公明君） 以上で、質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（櫛川 正男君） これで、2番、組坂公明議員の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 次に、11番、上野恭子議員の発言を許可します。11番、上野恭子議員。

○議員（11番 上野 恭子君） 11番、上野恭子です。議長の許可がありましたので、早速質問に入らせていただきます。

それでは、今回3つの質問をいたします。乳幼児健診と栄養補給について。また、2つ目に、死亡届について。3つ目、公園設置について。3つの質問をいたします。

最初に、せんだって西日本新聞を見ましたところ、10月28日、「新生児難聴検査に格差」ということで、費用負担自治体44%。福岡県内で、北九州市、うきは市が自治体負担で新生児の難聴検査に機器を用いてやっていくという新聞を見て、非常にうれしく思ったところであります。

また、10月1日からは、母子保健新規事業がスタートしまして、妊婦歯科健康診査、また、産婦さんの健康診査、それから新生児聴覚検査——先ほど言いました聴覚検査、それから産後ケア事業、これを自治体が公費負担し、行っていきますというお知らせもいただいているところです。子育て支援が大変充実してまいりましたことに非常に喜びを感じている次第です。

それでは、私は、きょうの乳児健診と栄養補給については、母親の立場から、また、子育てをした経験の中から気づきましたことを述べさせていただきたいと思います。

発達に問題がある児については、早期に発見し、早くからサポート、療育をすることが大事ですが、3歳児健診以後に健診がなく、その後の就学児健診だけでは十分とは言えません。5歳児健診を実施することで、弱視や虫歯などの発見もでき、早期治療につながります。既に5歳児健診を実施している自治体もありますが、うきは市でも5歳児健診を実施できないかということなのです。就学前健康診断と3歳児までの間の空白が余りにも長いということでございます。

難聴検査につきましては、先ほども申しましたように、非常に公費負担でありがたいと思いますが、生まれて1カ月健診までは病院等で皆さん行っていると思います。また、その後、4カ月、7カ月、10カ月、12カ月健診は保健課のほうで訪問をし、赤ちゃんの状態なんかを見ていただいているように確認しておりますが、行政のほうで行われる健診、1カ月半健診、これは発達障害児等を見つけること、こういうことも重要視される健診でございます。また、3歳児健診では、目や歯、このことにも注視をしていく健診だと思います。そして、5歳児健診が抜けておりますが、これは全国、本当に少ない健診で、3.4%ぐらいであるということをご自分なりに確認しております。

あとは、就学前の健診でございますが、発達障害の早期発見、そういうものも非常に大事で、早期発見による早期治療、このことを考えますと、5歳児健診は、どうしても必要ではなかろうかと思っております。5歳児健診は、法制化はされておりませんが、余りにも就学児前の健診と3歳児健診の間に空白があり過ぎ、また、その空白期間が、幼稚園、保育園と行きます間に障害を発見しやすいという部分もあります。大変重要な期間が空白であるということで、この健診をぜひ、うきは市で行っていただきたいという思いで質問をいたしております。

今までの例として、親が発達障害に気づかず、子供がいつもふざけているということで虐待をしていたというようなことも、事実、上がっております。このようなことから、ぜひお願いしたいと思います。

1回目を終わります。

それから、次です。2つ目ですね。

2つ目、3歳までに半分以上の子供さんの視力は、1.0までになります。6歳で成人と同じ視力を大部分の子供さんが持つと言われております。また、3歳ぐらいまでに弱視を発見し、適切な治療を開始すれば、弱視もかなり回復するとも言われております。

そこで、近視、弱視、乱視、不同視、斜視、瞳孔不同の6つの弱視の危険因子を検知できる機器を用いて3歳児の視力検査は行えないかということです。今、3歳児健診で目の健診は本当にアナログ式で、絵カードの視力検査で最低の視力評価でございます。1歳半、3歳までに機器に

よる視力検査をしていけば、本当に今の申しました危険因子6つを見つけることができるということでございます。

機器としましては、調べましたところ、そう高いものでもありません。120万円程度で10年以上は使えるということでもありますので、健診の医療機関にお願いをし、その機器による検査をしていただきたいと思います。年間12万円——最高で12万円程度の費用を負担すればできると確認をいたしております。

早く見つければ、早期発見すれば治療ができるということですね。文部科学省によりますと、1.0未満は小学生で46%と発表されております。半分以下ということですね。近視、遠視、乱視。不同視というのは左右の目の力の違いがあるということですね。斜視。瞳孔不同というのは、瞳孔の大きさが違うということでございます。厚生労働省は、3歳児健診で徹底を呼びかけているというようなことでありました。このことについて、1回目の質問を終わります。ぜひお願いをしたいと思つての質問です。

それから、3つ目、新生児、乳児のビタミンK欠乏性出血症に対するビタミンK製剤投与は、出生時に1回、1週目に2回目、1カ月目に3回目の投与が今されております。母乳栄養ではビタミンKが欠乏しがちなので、13回投与を行うことで発症を完全に予防できますが、投与の回数をふやせないかということです。1回投与薬は約26円なので、ぜひ実施をしてほしいと思いますが、いかがでしょうかという質問です。

離乳食は6カ月後からぐらいになります。新生児が、うきは市では約、月平均20人から25人、生まれているのではなからうかと思つます。この投与というのは、K2シロップというものでありますが、産科のほうで今のところ、3回までは飲ませていただいているというような状況でございます。

その後は保健師さんの訪問で子供さんを見ていくということになりますが、13回投与で、しっかりと、この病気、結局この病気というのは、いろんなところから血液が噴き出るわけですね。これを抑えられるということでもありますので、26円を13回しましても1人338円。338円掛けるの、年間250人の出生として8万4,500円でございます。少しの手数料は要るかもしれませんが、こういう金額で赤ちゃんのそういう危険因子を取り除くことができるということであれば、ぜひ必要ではなからうかと思つわけです。

お産代金は今、国保、社保のほうから42万円ほどの補助が出ていますが、この出血症という病気は、頭蓋内出血——頭の中から内出血、消化器官から出血、それから皮膚の皮下出血、それから血尿等が出てまいります。

先ほど言いますように、13回338円を投資すれば完全に予防ができるということで、ぜひお願いしたいと思います。金額は安いのですが、これは個人負担もできると思つますが、なぜ補

助をしていただきたいかということは、このことが十分に理解されるように、しおりの補助をお願いしたいと思っているわけです。

1回目の質問を終わります。

これで、3つ質問を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、乳幼児健診と栄養補給について大きく3点の御質問をいただきました。

1点目が、発達支援の必要がある幼児の早期発見・早期対応のために5歳児健診を実施したらどうかという御質問であります。現在うきは市におきましては、生後4カ月から3歳までの間に計6回の乳幼児健診を実施し、問診や医師による診察によって発達面に関する確認を行っているところであります。そのうち、1歳半、3歳児健診におきましては、精神保健福祉士や臨床心理士などによる、言葉のおくれや多動など気になる症状に対する相談、アドバイスを行っております。同時に、継続的なフォローが必要かどうかを見きわめ、必要な乳幼児には、市が実施している療育指導教室への参加、保育所や福祉事務所に配置されている家庭児童相談員と連携をとった、継続した支援を行っているところであります。

3歳児健診以降に健診がなく、小学校入学前の就学児健診だけでは十分とは言えないとお考えからの5歳児健診実施の御提案だと思っておりますが、3歳児から就学前までの間につきましても、月1回の発達相談や保育所巡回相談により、3歳児健診以降の経過を確認するなどのフォローを行っております。

なお、平成31年10月に開設を予定しております子育て世代包括支援センターでは、ワンストップ窓口を設置し、専門職のコーディネーターを配置し、発達が心配な乳幼児に対する切れ目のない支援を行っていききたいと、このように考えているところであります。

2点目が、3歳児に対する視力検査において、弱視の危険因子を検知できる機器を用いた検査はできないかという御質問であります。幼児に対する視力検査につきましては、母子保健法の規定により、平成2年から、3歳児健診時の実施が義務づけられており、うきは市では現在、保護者への問診と、健診前に自宅であらかじめ4種類の絵を用いて保護者が行う検査により実施をしているところであります。自宅での検査結果において視力不良がある幼児に対しましては、健診会場で同様の方法で再度検査を実施し、その結果でも異常が認められる場合は、専門医療機関で精密検査を受けていただくこととしております。

精密検査の結果、斜視、弱視、屈折異常等が発見され、早期の治療により義務教育までに視力が獲得できる幼児がいる一方で、就学児健診において、視力が獲得できていない幼児や不同視がある幼児も確認されております。現在の検査方法は、その実施を保護者に委ねている上、子供と

のコミュニケーションがとれることが前提となっているため、正確な検査ができない場合も考えられることから、議員御提案のような検査機器を用いることも1つの検査方法であると考えております。

今後、現在の検査方法を検証するとともに、機器を使用した検査方法の有効性につきましても検討を行ってまいりたいと考えております。

3点目が、新生児に対するビタミンK製剤、K2シロップ投与についての御質問であります。ビタミンKは、出血したときに血液を固める働きに関係があるビタミンであります。母乳は赤ちゃんに理想的な栄養を含んでいますが、母乳だけだとビタミンKが不足することがあります。そのため、これまでではありますが、生後一、二カ月のころ、ビタミンKの不足による頭蓋内出血を起こす赤ちゃんがおられます。これはビタミンK欠乏性出血症と呼ばれ、そのほとんどがビタミンK2、K2シロップの適切な投与で予防できます。日本小児科学会のガイドラインでは、最低3回の投与が推奨されているため、産科医院では、産まれてすぐ、退院時、1カ月健診時の3回投与が行われているようであり、完全母乳の赤ちゃんの場合は、その後も生後3カ月までの間、週1回投与する場合があります。

議員御提案の出生後3カ月までの間、計13回投与するに当たっての費用としましては1,000円程度であります。このため、まずは母乳で育児をしている母親へのビタミンK2シロップ投与の必要性を、広報等を通じ、周知・啓発を行っていくことが大切であると考えております。あわせて、ビタミンKが含まれている食品の納豆、緑黄色野菜を食べると母乳中のビタミンKが増加するので、母乳で育児中の母親への食事指導も行ってまいりたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） 2回目です。

5歳児健診ですね、市のほうで、いろいろと子育ての支援をやっていっているということですが、平成17年、発達障害者支援法というのが施行されており、障害が見つかったときには、早期に発見をしましたときには早期に発達の支援を行う、この切れ目のない支援を行うことが必要であるということがうたわれております。

その発達障害には、自閉症、アスペルガー症候群——知的な障害を伴わないものですね、その他、広汎性発達障害や学習障害——LD、注意欠陥・多動性障害——ADHD、その他これに類する脳機能障害、その症状は低年齢時に発見されることが大切であるというようなこともうたわれております。子供が将来、自活をできていくためには、非常にそのような危険因子を早目に見つけるということは、私は大変重要ではなかろうかと思っております。

健康面で、3歳から就学前までの空白というのは本当に一番、何か、見つけやすい時期に、その空白を持っていく——全く空白ではありません、行政のほうでもしっかりと、いろんなこと

で不安因子を持ってある方には対応するということではありますが、5歳児健診で一堂に専門職を呼んで健診をしていただくということが一番、親にとっては安心な方法ではなかろうかと思っております。

今、私が、子育て中の皆さんのいろいろ聞き及びますと、非常に行動が早い子供は多動性とか、いろんな病名がたくさんついております。そういうのが昔は、落ちつきがなくて、よく体が動く子供だねというようなものにでも病名がついている時代であります。そのことを少し聞いただけでも非常に不安因子が広がり、子育て中のお母さん、ましてや核家族で育ててあるお母さん方の不安というのは、たくさんございます。そこで、親子で安心できて、子育てができる、これも子育て支援の大切な1ページではなかろうかと思っております。

私は、5歳児健診、特に多額の費用が要するとは思っておりません。人員は本当に確保しながらの健診が必要と思いますが、ぜひぜひ、この5歳児健診をやっていただきたいと思うわけでございます。空白を埋めていただきたい。小学校に上がって見つかったら、どうしようもございませんので、ぜひ、その子の将来がかかっておりますので、ぜひお願いをしたいと思うわけです。

それから、2つ目、この機器ですね、目を調べる機器、こういうパンフレットもいただいてまいりました。こういうものです。簡単ですけども、非常にこれが能力を発揮して、絵本を見せてもわからないものが、すぐに見つかる。これも対応を早くできるということで、市長からの答弁に、今後こういうもの、機器を使うことも前向きに考えるということで、非常に私は安堵をいたしております。

本当に、これも子供の将来に向けての健康チェックですので、ぜひお願いしたいと思います。機器も、そう高いものでありませんし、1回使用で、月1回調べてみたとしても十何万円かの予算程度でできるということでもありますので、ぜひお願いしたいと思います。

このことについては、三重県の医師会とか有明こどもクリニック、それから大分こども病院等も、もう既に使っております。市としましては、田川市、嘉麻市でも、この機器を使っての健診を行っております。前向きに検討していただくということでもありますので、これで2番は終わります。

それから、K2シロップですね、これは産科のほうにお尋ねをしましたら、ぜひ行政のほうで、よかったら力を入れてやっていただきたいというようなことでありました。近ごろ、子供さんが、乳児が脳内の出血をして亡くなったという事例もありますので、産科のほうでも非常に呼びかけをやっているということでございました。この13回の投与で子供の命が守られるということであれば、ぜひぜひお願いをしますというようなことでありました。

私も素人でありますから、専門のお医者さんにもお尋ねをしてみました。この症状としましては、突然の吐き出し、意識がなくなる、それから、命が助かっても重い後遺症が残ると、こうい

うことであります。重度の障害や死亡に至ることがあります。県内産婦人科では、しっかりと投与することを投げかけているというようなことでございました。北九州とか福岡、佐賀、山口でもしっかりと、この投与に力を入れているということでございます。

お値段ばかりではありませんけれども、幸いに安価でありますし、本当に新生児の弱い体の中で発生することですので、このことも行政のほうでしっかり検討していただき、前向きに検討いただけたらと思っております。専門職のほうからも、ぜひぜひお願いしたいというようなことを、こちらからのお電話で聞きましたら、言われてありました。命をなくすことが多分にあるということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

2回ずつ質問をいたしました、最後の答弁をいただきまして、次に移りたいと思ひます。このきょうの3つの質問は、子供たちの――まだたくさんお願ひしたいことありますが、子供たちの目の前のことについて大変気になることでありまして、金額を言つては何ですが、安価で子供たちが本当に前向きにいけるものであれば、ぜひお願ひしたいという思ひからの質問です。

2回目を終わりますが、最後の答弁をいただき、次に移ります。どうぞお願ひします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 1点目の5歳児健診については、先ほども答弁させていただきましたように、来年の10月に開設を予定しております子育て世代包括支援センター、まさに生まれてから成長、子供の成長に寄り添うような体制を今、考えております。教育委員会といいますか教育センター、あるいは学校教育課、そして教育長が西別館に移動をして、しっかりした体制を整備するということも考えておりますので、そういう中で、しっかり切れ目のない支援を心がけていきたいと、このように考えております。

2点目の視力検査、機器を用いた視力検査の御指摘であります、その有効性につきましても、十分検証をしまして検討させていただきたいと思ひます。

それから、K2シロップ投与については、その必要性をしっかりと、母乳で育児をされている母親の皆様を中心として、広く市民の方に知っていただくことが何よりも重要だと、このように考えておりますので、そういう広報に努めていきたいと、このように思ひますし、また、ビタミンKが含まれております納豆であったり緑黄色野菜をしっかり摂取していただくような、そういう広報にも力を入れていきたいと、このように考えているところであります。

○議長（櫛川 正男君） できれば一問一答でお願ひします。

上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） 5歳児健診につきましては、今度新しくできます建物のほうで、しっかり力を入れて、違う形で、5歳児健診と並行するようなところで障害も見つけながらやっていくということですので、一応期待をしておきます。

それから、機器を用います目の検査、これはぜひ実現に向けてやっていただきたい。これもやっていただけると確信をし、3回目を終わりたいと思います。

それから、このK2シロップですね、これはぜひお願いしたいと思います。本当に、こういう事例もたくさんあるということでもあります。そして、私も、このことについては少し深く知りたいということで専門職にお尋ねしましたら、ぜひこれはやっていただきたい。金額ではなく、行政がやっぱり主導することで、ああ、これをやらんといかんねというようなことの意識づけにもなります。金額はわずかですが、それを込めまして、自治体のほうでやっていただきたいという思いで質問をしました。このことは、納豆を食べたり、いろいろあると思いますけれども、それは、親が食べなくては子供に行き渡らないことでもありますので、ぜひ、これは前向きにもう一度、検討をお願いしたいと思います。よかったら、担当課長のほうの答弁もお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 原保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 今の議員がおっしゃられました、私のほうの専門職の担当のほうで、ぜひやってほしいというふうに申し上げたのは、このK2シロップの投与というのは、医学的にももちろん証明されておりますので、有効性が証明されておる薬剤でございますので、この投与については、お母様方に、ぜひ積極的に投与をやってもらいたいという気持ちで、そういう考え、気持ちで申し上げたと思いますので、これは、先ほど市長が答弁をいたしましたように、保護者の方に十分周知を図りまして、この投与が、多くの保護者の方が実際に投与をしていただけるように、市としては努めていきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） ぜひよろしくお願いをいたします。

それでは、2つ目、死亡届についてでございます。

死亡届につきましては、悲しみの中に、多くの担当課による書類作成がございます。煩雑さを軽減するためにも、1カ所のできる、お悔やみコーナーを設置し、一元化した市民サービスはできないかという質問です。

私も届け出の経験がございます。書類をいただきましたところ、たくさんの書類がございます。そして、この中には同じことを何度も何度も書かなくてはなりません。こういうことでもありますので、せつかく事務机の前にはパソコン等もありますので、これを市民サービスの1つとして、また、仕事の効率化として、お悔やみコーナーで一元化したサービスはできないかという質問です。

私は、行政のパソコンのお家事情はよくわかりませんが、何ですか、1つの一括した書類を書けば、この「御連絡」という、書いてる、この手続、これがスムーズにできるという方法があるのではなからうかと思っております。

このお悔やみの中には、介護保険、それから印鑑証明、身体障害者、それから国民健康保険、後期高齢者、年金とか、そんないろいろなものの証明手続をしなくてはなりません、それぞれの担当窓口に行って、一つ一つ、死亡した人のお名前を書き、何をしで、もう本当に一つ一つ書かなくてはなりません。そして、同じことを書くわけですね。それで、これを一元化した担当課の窓口の効率化と、市民の方が一つ一つ——高齢化にも伴いますのに、窓口に行って一つ一つしなくちゃいけない。ある方が手続に来ているときも本当に、わかりませんというようなことを言っていたのも、二、三、私は、ちょうどそのとき1階におりましたので遭遇しました。こういうことから、市民サービスということも考えていくべきではなからうかと思っております。非常な煩雑さがあるということですね。そして、その担当課に、常に一つ一つ足を運ばなくてはならない。

この一元化は、銀行とか法務局は別でございますが、専用コーナーにて一括の1枚の書類を作成し、そして各担当課でそのことを共有をしていくということですね。専用コーナーで住所、名前を入力して、関係のところに担当の登録職員、担当課を2人ぐらいつくって、私はよくわかりませんが、チャット——普通、会社なんかでやっております、担当課とのつなぎ、チャット等でつないで、共通場所で共通ホルダーにて、この手続をするということですね。そして、それを1カ所のコーナーで入力しましたら情報が行って、もう既に、書類をとりに行ったときには手続書類ができています。また、高齢者の足の悪い方はもう、その担当コーナーに、税務課なら税務課の方が書類を持ってくれば、もうできているというようなことになります。手渡しができるということになります。こういう市民サービスを伴った、特に、この死亡届については煩雑でございますので、そのことをやってはいただけませんでしょうかという質問です。行政の、市民サービスを考えた行政の改善、窓口改善をよろしくお願ひしたいと思ひ、1回目を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、死亡届後の手続の一元化についての御質問をいただきました。

うきは市では、戸籍届などの住民異動手続を市民生活課住民係及び浮羽市民課コンシェルジュ係の2カ所で受け付けを行っております。特別なコーナーは設けているわけではありませんが、ほぼワンストップで対応を行っております。例えば死亡による国民健康保険や後期高齢者保険、介護保険の喪失、障害者手帳の喪失、葬祭費の請求、国民年金の未支給請求など、届出書の内容に関連する手続につきましては、市民生活課及び浮羽市民課だけで手続を完了できるようになっております。ただし、その他の特別な手続が必要な方につきましては、庁舎内の担当窓口や関係

機関へ御案内をしているところでございます。今後も、わかりやすく、市民の方々の負担を軽減できるような窓口体制を整えてまいります。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） 2回目です。

書類は、それぞれに書かなくてはならないと認識しておりますが、そうではないのでしょうか。担当課にとりに行きましたら、いろんな書類がたくさんあるんですね。ということは、書かなくてはならないのではなかろうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民生活課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 松岡市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 書類の記載については、それぞれの書類を記載する必要がありますけれども、最低限必要な部分の記載、押印のみということで、こちらのほうで、その部分をですね、職員の補助をもってしていただいているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） 私は、それぞれの窓口で、それぞれの書類を書くということの認識で質問をしましたが、また、書類をとりに行きましたら、それぞれありますが、お名前を書く、それから金融機関も書く場所というの何か、それぞれにあるんですね。これを一元化してやったらどうかということの質問をいたしておりますけれども、多分なっていないのだろうと思います。この書類があるということは、それぞれに書かなくてはならないんじゃないかなと思うんですが。介護のほうに行きましたら、市民課のほうからの書類が流れてきますので——パソコンで流れてきますので、こちらのほうの手続は市民課の打ち込みでできますということはいわれましたので、ああよかったと思いましたが、その他のところは、やはり書類を書くようになっております。それを一元化できないかという質問なのですが、いかがでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民生活課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 松岡市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 御説明がちょっと不十分で申しわけございません。

市民課の窓口のほうで、それぞれの記載、書類に記載を職員の補助をもってしていただいておりますので、特に、そのほかの窓口に行ってください分については、それを必要とはしておりません。ほぼ、こちらの市民課の窓口のほうで書類の記載をしていただくだけで、窓口への行っていただくことは、していただく必要はないということです。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） 今の説明でわかりました。

ということは、書類は、それぞれの課の書類を何枚も書くということになりますんですね。

私のこの質問は、1枚の書類で一元化できないかというような質問になっておりますけれども、それぞれの窓口に行かなくても、そこでその担当課の書類を何枚か書くというようなシステムになっているということですか。もう一度お願いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民生活課長に答弁させます。

○議長（櫛川 正男君） 松岡市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 議員がおっしゃるとおりのところになります。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） では、それぞれの窓口に行かなくて、そこで全ての書類を書くということと私は捉えましたが、そうであれば、本当に枚数が多くて、同じことを何度も書かなくてはいけない書類なので、その一元化のことも考えていただき、非常に——足を運ばなくてはいいだけは、いいとは思いますが、書くものが多くて、そして何度も何度も同じことを書くわけです。それで、その一元化のことをお願いしたいと思いますが、本当に、委託するようなことも要りませんし、庁舎内でのパソコンでできると思いますので、そのことを今後検討をさせていただいたら幸いと思います。

このことは、既にやっているところもございます。松阪市、三田市、近ごろでは別府市のほうでもやっているということでもあります。非常に、もう担当のほうで一括に書いたものを入力すればもう、税務課に行けば、税務課ではもう、すぐ書類がいただける、そのままいただける、何も書かなくてもいただける。足の悪い高齢者であれば、税務課のほうから担当課に書類を持ってきていただいて、すぐ手渡しができるということで、非常に煩雑さがなくなりますし、高齢者の方でも、とてもやりやすいと思いますし、また、外部から帰ってきました子供さんたちが手続するにしても、わかりやすく、非常にスムーズにいくということでもございました。こういうことで、各担当課に2名ほどの担当登録者をつくってすれば、スムーズにできるというようなことでもあります。こういうことで、ぜひ一度前向きに検討をお願いしたいと思います。書類を書く、多くの書類を書く煩雑さ、それと高齢化に伴うスムーズな手続ということで、ぜひ一度考えていただきたいと思い、検討をよろしくお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民生活課長に答弁させます。

○議長（櫛川 正男君） 松岡市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 死亡届等に関する手続については、人それぞれ、いろんな書類がございます。こちらのほうで、ある程度の手続について書類を、それぞれ記載はさせていただいております。記載、押印はさせていただいておりますけれども、ほとんど、対応できるような部分については対応をさせていただいているところがございます。

ただ、やっぱりどうしても特別な手続というのは必要になってこられる方もいらっしゃいますので、そういうところも含めたところで、今、議員がおっしゃってあった松阪市とか別府市のほうの手続のコーナーが、どんなふうになっているのかというところをもう少し勉強をさせていただいてから、こちらのほうの窓口対応について生かしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） 一度、そういう煩雑さをのいた手続をしている市もございますので、調べてみて、考えていただけたら幸いです。よろしく願いをしておきます。

それでは、時間がなくなっておりますので、3番の公園設置についての質問をいたします。

私は、公園設置については、怡土市長のときに1回しました。そして、2回、3回、現市長のとき、しまして、今度が4回目でございます。町並みに、ぜひ公園が1つ欲しいというところですね。伸び伸び遊べる安心・安全な公園ですね、そして、ぜひ大人や子供たち、自治会などの方の御意見を取り入れた公園、宛てがう公園ではなく、自分たちが作り上げた公園というような公園を1つ欲しいということを質問いたします。

質問の発端は、市民の方が、私が議員になったときに、本当に市内に緑が少ないということでした。そして、その緑は、稲穂の緑だけであると。そして、子育てするのに、本当に安心・安全な環境がないと。しやすさに欠けている。自転車に乗り習ったり、安心なところで歩いたり走ったり、そして孤独化を防ぐ情報交換の場であったり、子供同士の発達によいつながり、それから大人同士のつながり、こういうものを求めたいので、ぜひ大きい公園を1つ欲しいという要望がありました。

それで、その方も久留米のほうにおうちを持っていらっしゃる方ですので、久留米なんか見てごらんないというようなことでしたが、久留米市は大きな市ですから、そうであろうとは思いましたが、本当に、この環境のいい中に公園1つあれば子育てしやすいのにとというようなことがありました。

過去の質問の中には、小さい公園、日陰の公園、そういうものがありますというようなところでしたが、なかなか、あの公園も魅力のない公園でありますので、そこはいろいろと活用法を考えてほしいということを申し上げましたが、市内に1つ、大人の目の届くところに大きな公園を欲しいということの質問でございます。山間部には広い公園はありますが、余りにも距離が遠

くて身近でない、遠い存在の公園であります。

この公園設置に当たりましては、子供たちの意見を多く取り入れたり、自治会等の意見を多く取り入れたり、大人、高齢者の意見も取り入れ、みんなが集える公園をお願いしたいと思うわけですが、1回目の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、公園設置について、幼児から高齢者が一堂に集える公園を設置できないかという御質問をいただきました。

現在、市内には12カ所の公園を設置しております。施設の特徴といたしましては、浮羽町域の公園のほとんどは市の周辺部に位置し、吉井町域につきましては、山間部の百年公園を除いて、いずれも市の中心部に近く位置し、多くは比較的小規模な公園であります。

このような中、うきは市行政改革推進委員会の答申におきましては、維持管理を考慮すると、美津留川河川公園、城ヶ鼻公園につきましては、廃止や譲渡の方針が示されております。市といたしましては、当面、現在の公園施設の維持管理に努めてまいりたいと考えておりますが、今後の新たな公園の整備につきましては、用地、遊具の整備等には当然、予算が必要となります。新規の公園設備に対する補助事業としては、都市計画に基づく都市公園がございますが、うきは市は準都市計画地域のため、補助事業による整備事業の対象とはなりません。

公園設備は、子育て環境改善や高齢者の健康長寿を延ばすためにも大変重要と考えております。今後、公園の整備につきましては、議員の言われますように、子育て中の方や高齢者の皆さんの意見も十分参考とさせていただき、地域のコミュニケーションの形成や防災機能を備えた広場等の整備計画を行う場合の貴重な御意見として参考にさせていただきます。

○議長（櫛川 正男） 上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） 2回目です。時間が迫ってまいりましたので、急ぎます。

公園については本当に、先ほど申しましたように、市長の答弁の中では全くだめという言葉をお聞きしませんので、少しの光を見た次第です。

この公園につきましては、本当に行政がつくって宛てがうものではなく、自分たちの公園だという、魅力のある公園をお願いしたいと思います。市民を巻き込んで、アイデアをいただいて、委員の中に巻き込んで計画をしていただきたいという思いです。

高齢者は椅子に座っての何か筋トレができるようなものとか、子供たちにしましたら、今はやりのボルダリングとか、いろいろあると思います。そして、うきはは木材がたくさんありますので、木材を使ったものを置くとか、そういうことで、何かなし、つながる公園ですね、皆さんが横のつながりを持ってできる公園、そして自分たちが参加して作り上げた公園でしたら、みんな寄ってきます。そのことを、非常につながる公園として皆さんの意見を入れていく。そして、

子供を必ず、その委員の中に入れていただいて、そして検討した公園をぜひお願いしたいと思えます。

本当に今は、こちらから宛てがうものではなくて、自分たちが考え、作り出したものというものが非常に重要視されていくと思いますので、今までのやり方とは違うと思いますけれども、建物とかに関しましては委員会とかありますが、公園設置につきましては、ただ決まった遊具を置いてつくるのが今までの公園の倣いでありまして、魅力あるやり方ですね、滑り台を必ずこれに置いてどうでじゃなくて、今までとは違った形の公園でいいと思います。そういうものをぜひぜひ前向きに検討し、子育てしやすいまちづくり、それから、お年寄りも参加しやすい、つながりのある公園、そして自治会等の方の意見も取り入れた公園であれば、そこで親子でのフリーマーケット等もできるのではなかろうかと思っております。そして、非常に活用する公園でなければ意味がありませんので、そういう公園を目指して検討していただきたいと思えます。もう一度、答弁をいただきたいと思えます。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 住環境建設課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 冒頭、市長の答弁にもありましたように、現在、公園につきましては、行革委員等の意見もあります。ただし、今後の公園整備につきましては、都市計画に基づいた都市公園というふうな事業にするような場合につきましては、今、議員が言われましたような、各方面の利用者の意見を十分に聞き入れて、そうした意見に基づいた公園の計画をやっつけていかなければならないというふうに考えております。

ただ、今、市長が申しあげましたけれども、うきは市のほうが今12の公園を管理しておりますけれども、この公園にカウントをしていない、いろんな広場もいろいろございます。例えばRDFの施設のところにあります広場、それから、もと吉井の役場でしたら岩の井の広場、それと同時に児童公園、児童公園も結構ございます。いろんな施設はございますけれども、まずは、そういった公園の活用、それから維持管理のほうに務めていかなければならないと思えますけれども、今後、都市計画に基づいた都市公園等の計画等がある場合には、議員が言われますような形で検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） この公園に関しまして、副市長の御意見をちょっと伺いたいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 今村副市長。

○副市長（今村 一郎君） 私は、うきはに来て4年になりますけれども、うきは市全体が公園の

ような感じで思っております。それは、都市部に住んでいる方は特にそうだと思います。そういった方々は、いろんな近くの、そういったちょっとした広場でも十分活用できていますし、ただ、うきは市に住んでいる方からすれば、そういった議員おっしゃるような公園が整備されていると、やはり子育て等についてはいいのかなど。特に高齢者の方とお孫さんが一緒に遊べるというのは非常に交流もあっていいと思いますし、ただ、その場所にきちんとした遊具がないといけなとか、そういうことではなくて、私は、子供が自由に走り回れるスペースがあれば、それでも十分かなというふうには思っております。

そういうことも踏まえて、予算の話もいろいろありますけれども、そういった空間整備だけでもできれば、まずはいいのかなど。そういう中で、地域の皆さんのいろんな声を聞きながら、もっと楽しい、何か夢のあるようなものがそれに追加していけたら、またいいのかなというふうに思っております。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） 4分になりました。

副市長がいいことを言われました。本当、うきは市は全体が公園であると。やっぱり外部の目から見た目というのは、鋭いものがございます。そして、私も副市長が言われたように思います。本当に危なくないスペースをまずは提供し、そして、その中から、自分たちの魅力のあるものを何年かかけてつくっていくと。すぐに、きれいに全部をつくって、何か遊具を置いての公園でなくていいと思うので、安心して安全で、本当に大声で走って回れる空間があるものをまずはつくって、それから自分たちがつくり上げていく公園、それを私も望んでおります。

こういうところで担当課長からの御意見もいただきましたし、市長の御意見もいただきました。また、副市長の貴重な御意見もいただきましたので、こういうところで、ぜひ公園設置については前向きに、忘れることなく検討をよろしくお願ひしたいと思います。

これで、時間が来ましたので、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（櫛川 正男君） これで、11番、上野恭子議員の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） ここで暫時休憩といたします。11時10分より再開します。

午前10時53分休憩

午前11時10分再開

○議長（櫛川 正男君） 一般質問を再開します。

次に、6番、岩淵和明議員の発言を許可します。6番、岩淵和明議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

す。

今回、私は2つの点、水道事業計画と、それから介護保険制度ということで、2つ質問させていただきます。

それでは、第1点目の水道事業計画についてお尋ねをしたいというふうに思っています。

今、うきは市が水利を求めた小石原川ダムの供用開始が目前に控え、ダム建設に係る費用負担等が平成32年度から始まるというふうなことを伺っております。負担と確保した水の事業計画について、どのように進めるのか、改めてお尋ねをしたいというふうに思います。

1点目は、小石原川ダム利水供用開始を前にして、うきは市の水道事業について、市長は丁寧な説明と理解を促すというふうに、この間ずっと表明されてきております。今後どのように市民に対して説明していく計画を持っておられるのか、お尋ねしたいというふうに思っております。

それから、2点目は、うきは市の人口が引き続き減少しております。それから、生活用水の変化、さらに資材価格及び工賃等の変動が、この間あっております。基本となっている、平成22年度の改定された基本計画、これをもとにして、いろんな数値が組み出されているというふうに理解しておりますけれども、これをもとに策定するのか、改めて、その計画の考え方についてお尋ねをしたいというふうに思います。

以上、2点を、まず、お願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、水道事業計画について大きく2点の御質問をいただきました。

1点目が、うきは市の水道事業をどのようにして市民の皆様に対して説明していくのかという御質問であります。小石原川ダム建設につきましては、平成32年度からの供用開始の計画で、現在、事業が進められております。上水道事業につきましては、平成27年に実施した、うきは市上水道事業に関するアンケートの結果において、早急に上水道に加入すると答えられた方が市民の皆様の約1割、10.9%であり、加入する割合が少ない結果でありました。しかし、見方を変えれば、市民の皆様の1割の方が飲料水に困っており、早期の上水道を待ち望んでいるということでもあります。

さらに、アンケートでは、今の井戸水が使用できなくなれば上水道へ加入するという方も一定程度存在することが明らかとなりました。このことから、平成28年度から実施をしております地下水に関する調査で、地下水の実態を確実に把握するとともに、将来の地下水の安全性についても分析を行い、上水道事業の必要性についての説明と市民の皆様への理解に努めていくことをこれまで議会の中で御説明してまいりました。今年度末で、3カ年にわたる地下水調査も終了することから、この調査結果を活用し、平成31年度から、市民の皆様への上水道事業の普及啓発に取り組みたいと考えております。

普及啓発につきましては、具体的には3つの柱を軸に取り組んでいくことで検討をしております。

1つ目は、うきは市における水の状況を伝えることとあります。3カ年の地下水調査を実施し、うきは市における水の現状を化学的に調査をしております。この調査結果を市民の皆さんにしっかりとお伝えしていくための取り組みを進めてまいります。

2つ目は、地下水の将来的なリスクを提示していきます。今回の調査で流動モデルを構築し、将来的な水循環シミュレーションをすることが可能となり、現在、湧水や水質汚染等のさまざまなケースを踏まえてシミュレーションを行っております。これらの水循環を提示することで、地下水の将来的なリスクについて理解を深めてもらうための取り組みを進めてまいります。

3つ目は、水に困っている人たちの現状を伝えることとあります。アンケートで、すぐに上水道を利用したいという人は10.9%でありました。この10.9%の市民の声、悲痛な願いを行政として検証する必要があると考え、本当に水に困っている人たちのヒアリング調査を実施いたしました。その結果を周知することにより、上水道事業への理解を進めてまいります。これらの取り組みを進めることで、市民の皆様にも水の重要性を提起するとともに、上水道整備の必要性を理解していただけるよう、努めてまいります。

2点目が、平成22年の改定基本計画をもとに上水道事業計画を策定するのかという御質問でしたが、御承知のとおり、旧浮羽郡3町において、平成13年度に上水道基本計画を策定し、将来的に水道事業を整備する必要性を検討してまいりました。この基本計画は、市町村合併により旧浮羽郡がなくなり、吉井町と浮羽町の2町が合併し、うきは市が誕生したこと、そして策定から9年が経過したことから、平成22年度に見直しを行ったところとあります。しかしながら、それから8年が経過しておりますので、その点の御指摘をいただいているものと思います。

上水道事業を行うに当たっては、水道法第6条の規定に基づき、厚生労働大臣の許可等を受ける必要があります。しかし、うきは市の場合、給水人口が5万人以下となるため、水道法施行令第14条により、水道事業の許可は県知事から受けることとなります。認可に当たりましては、一般の需要への適合性、計画の確実性、合理性等、さまざまな観点により審査を受けることとなります。また、事業認可の申請の際には、水道法第7条に基づく事業計画書や工事設計書、その他厚生労働省令で定める申請が必要となります。申請に当たりましては、給水区域、給水人口、給水量を初め、施設概要、経常収支の概要、使用料金、住民の負担区分等についての検討を行う必要があります。平成22年の計画から現状が変わっていることから、計画の見直しが必要であると考えております。

さらに、水道事業は、地方公営企業法の全ての規定を適用を受ける事業であることから、その経営に要する費用、経費は、経営に伴う収入、つまり水道料金をもって充てる独立採算制が原則

とされております。水道整備について、議会、市民の皆様の十分な理解を得た上で、今後、安定経営を目指した事業計画の構築を図っていきたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） そのアンケート結果を踏まえて、今、調査している、3年かけて調査している項目については、この後、通告にもあるように、8番議員のところからも質問が予定されておりますので、そこはちょっと省きますけれども、いずれにしても、説明の機会というか説明の仕方、あるいは、その計画の実行性とかということも含めて、地下水については、それは、安全性とか、そういったことも踏まえて、それからアンケートに基づく、困っている方々に対するヒアリングの結果等も踏まえてお知らせするということでもありますけれども、これは、いつごろからされるかどうか、改めてお尋ねします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 水資源対策室長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 瀧内水資源対策室長。

○水資源対策室長（瀧内 英敏君） 水資源対策の瀧内です。

推進と啓発なんですけど、31年度、今回の地下水調査の結果が出まして、来年度から実施したいというふうに考えております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 市長は、この間、言ってると思いますけども、要するにスケジュール感を持って対応していくと。手順というのがあるかと思うんですね。市長みずからが、どのようなスケジュール感を持っているのかを改めてお尋ねします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほどから答弁させていただいてますように、3カ年にわたる地下水の実態調査をさせていただきました。この計画がまとまり次第、できるだけ早いうちに説明に入りたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 概略の話は今、御答弁いただきましたけれども、31年から——来年度から、具体的に公表、お知らせしていくということでもありますけれども、要は市民の方々が一番関心を持っておられるのは、やっぱり、先ほど、公営企業会計との関係、独立採算制という意味からも含めて、これについては過去にも議員の中から質問がありました。シミュレーションの内容についても——アンケートを受けた結果でのシミュレーションということになるわけですが、どういう事業計画をしているのか、していくのか、どういう認識を進めていくのかという、理解を促すという意味で、アンケートで答えられた中身をベースにして、そ

れをパーセンテージで6,300人の例えば、ところで60%だとか70%だとかという計画がシミュレーションは一度されてましたですね。そういう意味では、確かに実際に事業を始めることに当たって、最初から採算ベースに乗るわけは当然ないわけですね。そういう意味では、その辺の具体的な説明の仕方というか、そのスケジュール感という意味で言うと、来年から、地下水の状況だとか、さっき言ったように水が困難な方も含めて説明していくと言いましたけれども、実際に事業が32年度から供用開始になるわけですね。その直前になっているわけですが、それをどういうふうに、例えば調査結果は、31年から1年間かけてやるのか、あるいは、もっとスパンを変えていくのか、あるいは、その論議の仕方について、提案の仕方について、この間、議会や——議会には報告、ある程度されていますね。市民へも広報として案内されていますけれども、先ほど言ったように、どういう市民に対して説明していくかというスケジュールについて、市長自身が、どういう切り、スパンを持って考えていくのかという、その期間については、どういうふうに考えておられる。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ポイントは、我々の説明に対しまして、市民の皆様がどう御理解いただけるか、御賛同いただけるかに尽きると思います。当然そこは、私どもとしては、早いうちに御理解をいただきたいと思っておりますけれども、この広がりやどう時間がかかるかというのは、やっぱりお話ししてみないとわからないところもありますので、今時点で決め打ちをして、こう進めるという考えは持ってなくて、できるだけ早く市民の皆様の御理解をいただける、その1点に尽きると、このように思っているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） ということは、そういう意味では、市長が常々おっしゃっている丁寧な説明というのは、理解を促しながら、そしてスケジュール感、スケジュールだけが先行するというにとらわれないということで理解してよろしいですね。そこは確認しておきたいというふうに思います。

特に、さっき市長がおっしゃったように、水道事業って、前、私が平成28年3月のときに話しさせていただきましたけれども、本来こういう事業については、賛否があるようなことではなくて、まちづくりそのものでありますし、それからライフラインという関係も含めて非常に大事な点だというふうに思います。

この間、先ほど言いましたように、平成22年度に改定された以降、大震災だとかいうのがありまして、そういう防災に関する技術的な施工も含めてですね、コスト的には非常に変わってきているというふうに思うわけですね。そういう意味でも、かかる事業費そのものについても、当初283億円でしたですね。ということで、一応そう50年間でかかる費用ということはそうだ

ったんですけども、それについても変わってきているだろうというふうに私は理解しているわけですね。だから、そういう全体像について改めてリセットし直ししながら、やっぱり、しかも、その事業計画を策定するときに、市民の参加がしていない、公表されていなかったということも含めて、そこは非常に大きな反省点だというふうに思うわけですね。そういった点をやっぱり、きちんと踏まえて説明することを求めたいというふうに思っております。

その辺の考え方については、賛同というか、どうですか、全体について、市民に対しても広報で案内するのか、あるいは、今、区長会なくなりましたから、自治協——自治協といたらおかしいですね、ほかの方法があるのかどうか、その辺のお考え方はどうですか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） まだ市民の皆様への説明の単位というか、どういうくくりで説明していくかというのは、そこまではまだ方針は決めておりません。しかしながら、これは全ての市民の皆さんに問かける大きな事業でございますので、できるだけ多くの皆様の市民の声を拾って、そして御理解が、全ての皆さんに御理解がいただけるような——全ての皆さんに御理解というか、全ての皆さんに御説明を申し上げますけれども、多くの皆様の賛同をいただけるような、そういうことを視点として、どういう切り口で、どういう単位で説明していくのかというのは、今後、検討していきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） そういう意味では、アンケートを改めてとるという必要があるかどうかというのは、まだわからないんですけども、まだ、私は、それが絶対だというふうには思っておりませんが、ただ、市民への問いかけ、あるいは促し方の問題で、市民がやっぱり参加できるような条件が、どういった形があるかどうかはわからないですけども、議論に参加できるような条件をぜひつくってほしいなというふうに思っております。そのことを改めて要望をしたいというふうに思っています。

それと、次に、事業計画の中身についてお尋ねしますけれども、さっきも言いましたけれども、283億円ということで、実際には、ことしの6月に下流域への漁業補償の問題等について審議させていただきました。そういう意味で、財政負担についてですけども、当初予定されてた283億円、そのときと現状では変更があるのか、ないのか。ダム管理費だけじゃなくて、施設でとかということも含めて総額に入っていたのかどうかということも含めてあるんだろうと思っておりますけども、まだ県南広域には加入していないという段階で、新たに別な形になっていると思っておりますけれども、そういう点から、財政、全体の規模について計画変更がないのか、その辺はいかがですか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 平成22年の改定基本計画では、シミュレーションとして、ケース①、ケース②、ケース③とございました。そのケース③が、福岡県南広域水道企業団に加入しての、今御指摘の今後50年間、280億円を超える経費のシミュレーションが出ているわけですが、それは水資源機構では平成32年度を供用開始で今、事業が進められております。しかしながら、ダムの完成は多分31年度前半までかかると思うんですが、問題は試験湛水というか、ダムが完成して、水漏れ等がないかのチェック、要するに一旦ためてしまわないと、うまく機能するかわからないということ、試験湛水期間がどうあるかというのがちょっと不透明なところがあるんですけれども、いずれにしましても、今の予定では平成32年からの供用開始であります。

22年の改定基本計画では、平成32年に速やかに県南に加入することを前提で280億円という数字を出しております。しかし、今の状態ですと、市民の皆さんにまだ御理解いただけてませんので、この御理解をいついただくかという、時期の問題もありますが、そこがおくれるということは、当然、その280億円の事業計画も、その分、変わってきますので、今後、詳細に市民の皆さんの御理解を得るべく対応と同時に、いろんな形で事業計画のシミュレーションもしていかななくてはならないと、このように認識をしております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） その事業計画との関係について、少しお伝えというか、話をしとかなければいけないなど。

実は、うきは市の水道事業計画について、私どもの関連する議員が県議会でも質問させていただいております。5,740トンそのものが非常に、財政上の問題も含めて大変ではないかと。事業計画そのものも策定、改めてつくるということでもありますから、その中身を見なきゃいけない話ではありますけれども、ただ、要は国から——国の基準もそうですけれども、広域的に水道事業というのはするという前提に立って言えば、先ほど、水道法の第6条ですかね、県との関係で認可を受けなきゃならない。そういう意味では、県との関係が非常に重要な話になってくると思います。

この間、うきは市は全体の、うきは市の水道事業計画がおくれているということについて、この間、協議されていると思いますけれども、全体の水利を求めた5,740トンについての調整というか、広域的な調整も含めて、お話をされたことがあるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 水資源対策室長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 瀧内水資源対策室長。

○水資源対策室長（瀧内 英敏君） 配分水量について検討の調整をされたか、協議をされたかと

いう御質問だと思いますが、検討の協議は行っておりません。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） これに関して言えば、国交省——国土交通省本庁ですけども、国の関係でも、この件については話をさせていただいて、用途の変更も含めてですけども、要は広域で協議しなさいと。ただ、広域で協議する場合には当然、加入されている関連する自治体との協議も当然必要になってくる。そういった難しさというのもあるというふうに承知しております。

ただ、国も県も、そういう意味では、今の小石原川ダムでの調整については、することは可能だと。することは可能だけど、ハードルが高い。ハードルの問題で言えば、いろいろあるだろうとは思いますが、そういった意味で、本当に5,740トン、例えば例を挙げては申しわけないんですけども、5,740トンって、八女市が取水して利用している水量と、どちらかというのと似ているんですけども、ただ、人口が全然違うんですね。向こうは5万人を超えているわけですけどね。そういう意味で言えば、下水道と同じように、下水道も要するに、うきは市にある、いろいろな企業さんがありますよね。そういった方々が、やっぱり接続しないといけないという方向も含めて、ベースとして、やっぱり大きな量ですので、あります。そういう意味では、そういったことも含めた実際の需要量の見直しについても、改めて見直す必要があるのではないかと。

28年3月に、そういったことについて見直しできないかという話があって、市長は、見直しはしないと断ってました、確かに。でも、先ほど言いましたけども、今、家庭用の洗濯機は全然違います。水をほとんど——ほとんどとは言いませんけど、使わないですね。それから、人口が減ってる。空き家も多い。その中で、しかもベースで考えられるのは、下水道のように企業さんがやっぱり利用しないと、ベース——ベースって、接続しないと採算が当然とれないわけですね。そういった方向の方針の問題についてもきちんと議論しないと、そもそも5,740トンというのは、13年に策定したときの、その数量について、市民からも聞いてないわけですよ、実際は。

そういう点からも含めて、改めて利用——先ほど防災、消火栓との関係があるとは思いますが、有水——有水って、要するに家庭用で使っている有水の量としてどうなのかと。無水という意味で言うと、それはそれとしてあるだろうと思いますが、そういったことも含めて、やっぱりきちんと、あの人口とか、あるいは、いろんな利用、学校での——学校も数減りましたしね、そういう意味でも多分大きく変わるというふうに思うんですね。その辺をやっぱり調整をする。確かに水利権としてダムに、それだけの確保したけれども、そのことをもって全てがそれで済むというわけではないというふうに私なんかは理解する。そのことが、うきは市の財政負

担というか、逆に言うと市民の負担、市長も6月に答弁されているように、貴重な市民の税金を使うということであればあるほど、そういったことは改めて見直していくというのが筋だと思うんですけども、市長は、どうお考えですか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 5,740トンは決して過大な水量ではないと、こう認識をしております。

以前も答弁させていただきましたように、基本的に給水普及率を人口の70%でもともと算定しているということ、それから議員御指摘のように、企業誘致というか、今後、企業誘致、鷹取地区の工業団地の話もあって、企業誘致の用水確保も必要である。あるいは、消防水利の消火栓の確保も必要である。そういうことを考えますと、5,740トンというのは、決して過大なものではないと、こう認識しておりますし、5,740トンをベースに、今まで議員の皆さんとも御相談申し上げてます、漁業補償の負担金割合とか、あるいは特定ダム法に基づく地域振興費も全て5,740トンがベースで我々は負担金をお支払いするような格好になりますし、ダムが完成しますと維持管理費も支払わなくてははいけません、それも全て5,740トンがベースになっているということを御理解いただければと思います。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） ちょっと、そういう意味で、平成25年に国が策定した新水道ビジョン、それから、つい最近、国会を通りましたけれども、水道法の改正案、この2つのところでも、今後の水の需要は、人口減少との関係、それから生活用水の変化の中で減っていくというふうに、明らかにきちんと書いてあるわけですね。いいですか。そのことが、なぜ同じように認識ができないのかというのが、ちょっと私は疑問に思ってます。だから、見直しをしたほうがいいですよ。はなから5,740トン、確かに最初に、昭和のときの建設計画のときの話から含めて、5,700というのは不動なわけですよ。確かに田主丸は抜けましたから、2町ということになったわけですが、そういった変化はありますけども、2,000トンと3,740ということとされているわけですね。そういう意味では、やっぱり、社会の変化の中でやっぱり見直ししていくというのが当然必要なことだというふうに思います。

ぜひ、これは議論を詰め、ここで結論を出すような話でもないし、答弁で、すぐ変わるようなものではないだろうと思います。ただ、私は、そういうふうに思っていることを改めて申し述べておきたいというふうに思っております。

いずれにしても、先ほど言いましたように、水道事業については、市民にかかる負担、この間のシミュレーションで言うと、市民1人当たり月額で5,760円という試算も含めてアンケートの中に載っけて出しているわけですね。そういう意味で言うと、その金額自体も含めて変わっ

てくる可能性があるということも含めて、きちんと市民に対して、先ほど市長が答弁したように、結論ありきではない議論の進め方をぜひ要望して、この点については、次の質問に移りたいと思いますけど、何かありますか、はい。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議員御指摘のように、丁寧に説明することはもう、そのとおりだと思っております。そういう視点で今後、対応をさせていただきたいと思います。

この5,740トンだけは、しっかりちょっと御理解いただきたいと思いますのですが、このうきは市というか、旧浮羽郡から考えますと、平成13、14年あたりに小石原川ダムの参画を意思表示して、正式には平成17年に、きちっとした文書で参画を表明してます。そのときに、5,740トンを出して、それがベースで今、ダムの容量が決まって、ダムが進められているという現実には御理解をいただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） だから、広域的なところでも含めて、改めて調整をする必要があるのではないかと。

今、担当課長のほうからは、話をしたことはありませんと。県も受けたことはありませんと言ってるんです。それでは話は進まないという。うきは市の今の負担が非常に重いものになってくるとのことだけは、はっきりしていると思う。そのことが、市民の一番不安な材料だということとをぜひ御理解いただいて、そのことをやっぱりきちんと丁寧に、どうしていくか。事業責任である、うきは市行政当局が検討して、そして市民に知らせる、そのことが大事だというふうに私は改めて思います。

次の質問に移らせていただきます。

介護保険制度についてであります。介護保険制度の制度利用が改めて、大なり、ことしから改定されておりますけれども、専門職による身体介護を含む予防リハビリなどのサービスが、9月の決算委員会の資料等で激減している状況があります。自助・共助・互助を全面に、地域のつどいの場を現在、推進しておりますけれども、その点から、介護保険制度についてのお伺いをさせていただきます。

1点目が、この間、たび重なる介護保険料の引き上げが続いております。国民健康保険税、後期高齢者医療制度の医療制度の負担が重い中、今後のうきは市の介護保険制度を、うきは市自身がどういう課題認識を持っているのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

2点目は、第7次の保険料改定で保険料算定費用の地域支援事業費、これは広域連合が案内しているパンフレットに載っているわけですが、6次の3倍となっております。住民主体のサービスを今現在、進めているわけですが、介護サポーター卒業者や地域支援――支え合

い事業への維持継続のためにも、うきは市としての助成制度を求めるが、所見を伺います。

3点目、総合事業が開始されておりますけれども、緩和したサービスや住民主体のサービスは、どの程度進んでいるのか。事業者の撤退状況と今後どのような——総合事業、方針を展望しているのか、お尋ねしたいというふうに思います。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、介護保険制度について大きく3点の御質問をいただきました。

1点目が、うきは市の介護保険制度への今後の対応についての御質問であります。介護保険料につきましては、3年ごとに見直しが行われ、今年度、保険料の改定が行われました。基準額で見ますと、月額5,545円から月額6,197円へ652円の引き上げとなり、保険料の引き上げは今後も続くことが予想されます。

市といたしましては、さまざまな介護予防の事業を展開し、高齢者の方々が住みなれた地域で元気に暮らしていただき、健康寿命を延ばすことが介護保険給付費の抑制につながるものと考えております。福岡県介護保険広域連合の保険料は、1人当たりの給付費により、高いほうからA、B、Cの3つにグループ分けされており、うきは市は現在Bグループに位置づけられております。

介護保険制度の持続可能性の確保のためにも、運動機能や口腔機能、生活機能の向上を目的とした各種事業の充実を図っていくとともに、高齢者の社会参画を通じた介護予防の推進にも力を入れ、1人当たりの介護給付費を抑制し、いずれは保険料の安いCグループへ移行できるよう、努力をしてまいりたいと考えております。

2点目が、住民主体のサービスや生活支援体制の整備など、互助の取り組みに対する市の継続性についての御質問であります。介護保険法の改正により、これまで介護給付費で賄われていた要支援認定者の訪問介護及び通所介護が、介護予防・日常生活支援総合事業として市町村の実施する地域支援事業に移行したことや、新たに包括的支援事業の社会保障充実分として地域包括ケアシステム構築のための事業費が創設されたことにより、第7期介護保険事業計画期間中の地域支援事業費は、前の計画期間中の3倍の額が見込まれているところであります。

住民主体のサービスの運営や生活支援体制整備事業に係る経費につきましても、この地域支援事業費の配分金を財源といたしております。具体的には、現在、住民主体のサービスの運営経費としては、つどいの場支援事業や脳の健康教室に助成を行っております。また、生活支援体制整備事業につきましては、市全体の第1層を社会福祉協議会へ、日常生活圏域ごとの第2層を今年度は3地区の自治協議会に業務委託を行い、住みやすい地域を目指して話し合う協議の場の運営に取り組んでいただいているところであります。今後、これらの住民主体の活動や、その活動を支援する介護サポーター、協議の場の設置がさらに必要となります。

市としましては、住民の皆様と協議をしながら、現在の事業の拡充を図りたいと考えておりま

す。したがって、今後も地域支援事業費を活用して継続的に助成を行い、積極的に事業の推進に取り組んでまいりたいと思っております。

3点目が、総合事業の進捗状況及び今後の展望等についての御質問であります。平成27年の介護保険法の改正により、新しい介護予防・日常生活支援総合事業が創設され、うきは市では平成28年度から事業開始したところであります。

総合事業の実施状況でございますが、訪問型サービスにつきましては、事業所による緩和サービス及び市が実施する短期集中予防サービスの2種類を行っております。通所型サービスにつきましても、同じく緩和サービス、短期集中予防サービスを実施しておりますが、これに加え、新たに住民主体によるサービスを開始するための準備を現在行っているところであります。今年度は、吉井町の福富地区をモデル地区として、事業の立ち上げに向けた準備を進めております。来年度以降、住民主体によるサービスとして事業展開していく予定であります。また、他の地区にも、福富地区と同様に、このサービスを展開していきたいと考えております。また、訪問型サービスでは、緩和サービスに該当する、いわゆる家事援助等の生活支援を行っていただく、訪問型サービスAヘルパー養成研修を、現在、実施しているところであります。

総合事業計画の創設から約4年が経過し、事業者が行う緩和サービスにつきましては、従来の介護サービスに比べると単価が低いため、この事業から撤退する事業者が出ている状況であることも事実であります。市としましても、今後の総合事業のあり方につきましては危機感を持っており、今申し上げたとおり、事業所によるサービスによらない、行政や住民主体の事業の展開にも積極的に取り組んでいるところであります。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 問題点、課題について、1点目、質問をさせてもらいましたが、介護制度というのは介護の認定を受けなきゃいけないんですけども、うきは市が認定されている率が、第1号の比率で言えば、16.68というのが数字であります。そのうち75歳以上が1,497人ということで、全体が1,675人中で1,400、75歳以上の方が圧倒的に多いわけでありまして。ただ、この認定率というのは、この間あんまり、不動な状況で、17%にはならないと。極めて計画的にされております。

ただ、実際には、毎年、新規に申請する方は500人程度、これは、ずっと調べましたけれども、ほぼ500人です。その件数ですけども、認定されていない方々が極めて多い。そういう意味では、介護保険制度はあるけれども、なかなか認定が進まないという実態がある。受けられない。介護保険料は、さっき言いましたが、一番最初に介護保険制度がスタートした、保険料が月3,000円程度——年間で3万5,000円ぐらいですかね、のものが今は7万4,361円です。今回改定でも12%ほどに上がってます、基準額で計算していますけどね。そういう意味で、

高負担でありますけれども、なかなか介護に当たる機会がない、そういう状況があるのではないかと。

先ほど、500人という話をしていますけれども、認定されてない数わかりますか。何件ぐらいありますか、新規に申請された方。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 原保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 申しわけございません。手元に資料がございませんので、ただいま、今ちょっとお答えができません。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 質問を変えます。

保健課長は、課題は、今、私が申し上げた認定率の問題で言うと、新規に申請された500人の方々がどういう状況かということについて課題とは思っておられるかどうか、それだけお答えいただけませんか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁させます。

○議長（櫛川 正男君） 原保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 認定率は、ここ数年16%前後で推移をしていると思いますけれども、ということで、この総合事業に移行した後に認定されていない方の数が極端に増加したというふうには、私は理解はしておりません。ただ、要支援1・2の方の事業についてが、市町村の事業に移行したということだけでございますので、認定者の数については、大きな、これも変動はないと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 私の問題提起の仕方が悪かったんだと思います。要は介護保険制度あって介護なしというのが、実態があるということを私は言っているわけであって、16.何%というのが、うきは市は県内でも低いほうです。広域連合のところでも19%程度だと思いませんか。うきは市が、500人ほどの方々が、この間ずっと新規申請しているわけですよ。でも、ふえないんです。これは、途中で変更したんじゃないで、新規で申請したという数。成果表にも載ってますよね。そういった実態があるので、今の介護保険制度の料金だけ上げて、介護の制度を受けられない方が結構いるんだよということをどういう課題だと思っておりますかということ、課題だと思っておりますかということをお聞きしておる。改めて、そのことを自覚いただければありがたいと思います。

次に移ります。

それから、うきは市と広域連合との決算書から比較を改めてしました。介護サービスの内容が十分に整っているかどうかという問題であります。うきは市は、介護サービスで言えば、訪問介護が少ないこと。通所、相変わらず通所介護が多いということ、実態です。それから、介護予防サービスでも通所リハビリが多くて、また、福祉用具の貸与が少ない傾向。地域密着型サービスについては、認知症へのサービスが、やはり通所介護に頼っている。小規模多機能居宅介護への利用がふえていない。要するに自由に行ったり来たりできるのが小規模多機能ということになるわけですけども。

そういう意味では、ほかの地域と一番違うのは、施設への預けという意味で言うと、共同生活型介護がほかより少ないという実態があるわけですね。だから、逆に家——家から通って介護されているという方が結構多い。当然、こういう地域ですから、中山間地域でもありますので、そういったのが多いというのは、それは実態としてありますし、施設もそんなにないという意味——入所できる施設がそんなに多くないというのも実態はあると思います。

そういう意味では、今後、予防事業などがありますけども、特に、この実態でありますけども、訪問リハビリの8倍が、うきは市の場合、通所リハビリになっているんですね。これは予防のところの話ですね。そういう意味で言うと、うきは市における介護施設の事業そのものの内容、それについて課題はないのか。多分、市長がお答えできないかと思しますので、担当課長が問題点として、課題として考えられているかどうか、お尋ねします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁させます。

○議長（櫛川 正男君） 原保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 十分、課題を私のほうで把握はできていないかもしれませんが、一番の課題といたしましては、介護保険、今般の介護保険の制度改正が大きな影響——もちろん大きな影響だと思うんですけども、介護度の比較的軽い方に対する受け皿がないというのが一番大きな課題だと思っております。それは、施設にしてもそうでございます。施設にしても、やはり介護予防サービスに比べて介護サービスのほうが単価も高いし、収入も多くなりますので、介護予防サービス、それから、緩和した、この総合事業のサービスから撤退をする事業者さんもいらっしゃいますし、それから、そういった方々の受け皿となる住民主体のサービスなり行政が行うサービスの受け皿の体制もなかなか——うきは市もそうですけれども、全国的に見て、なかなか整っていないということで、今、議員がおっしゃったように、サービスを受けられない高齢者の方がいられるというのが、そういった方の受け皿をどうするかというのが課題だと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） そういう意味では、今、実際にやっている介護サポーターのところが訪問介護というふうにしていくということが計画され——計画というか実施されているわけですね。そういう意味でも、その辺の活用をどう考えているのかということも含めて、大事な課題であるというふうに思ってます。

先ほど、市長の答弁の中で、今回、地域支援事業費として、先ほど2つ、脳の健康だとかというところに今、出しているということを2つほど挙げられましたけども、実際に広報でも案内されてますけども、地域介護予防活動支援事業費補助金というのが出されております。ただ、月4,000円。ただ、条件があって、初期立ち上げの費用とかいうのはありません。それから、実際に、つどいの場の経験、広報にも載せてますけども、地域によって、毎週というのなかなか難しく、月2回程度というのが結構、広報の中にも載っているわけですね。でも、基準は週1回以上。そういう意味でも、補助金の制度というか、うきは市独自に地域の支援をしていくわけですので、うきは市が考えないと、どこも考えませんからね。そこに対する補助金制度というのは、きちんと確立する必要があるのではないかというふうに思います。そのことを今、お答えできないかとは思いますが、その辺はどうですか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁させます。

○議長（櫛川 正男君） 原保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 先ほど、市長の答弁でも答弁ございましたように、住民主体のサービスとか、それから生活支援体制の整備に対して、これからも市といたしましては、さらに取り組みを拡充していかなければならないと思っておりますので、現在行っているところはもちろんですけれども、市内全域に、この取り組みを広げていかないとと思っておりますので、地域支援事業費のほうは、この分に予算は、必要であれば、その予算は十分確保できるというふうに思っておりますので、その分に市としても比重を置いて今後は取り組みを進めていきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） この辺については、すぐ結論出る話じゃないかもしれませんが、1つの検討課題としてやっぱり考えていく。地域が、どうお互いに支え、互助という話で支え合うのかということ市は言っているわけで、言っていることに、その下支えをどうつくるのかということを考えないといけない。そのことが広域の支援事業として予算を3倍か使うように円グラフを書いているわけですよ。そこをやっぱり有効活用していく、うきは市独自の支援の考え方をきちんと計画を持つことが大事だというふうに私は思います。

それと、話は変わりますが、介護保険料の滞納について——残り少ないんですけども、滞納はふえているし、不納欠損額がふえているというのを頭に入れておいていただきたいと、というふうに思います。最近、それも含めて、普通徴収、要するに所得の少ない方が多いわけですけども、そういった方々への差し押さえ、全国的な差し押さえというのが非常にふえています。したがって、その辺についても、また別の機会を含めて考えていきたいというふうに思います。

最後に、本来、介護保険制度というのは、高齢でも地域で暮らしていけるということで、介護保険法、介護法の趣旨、書いてあるわけですね。けども、社会保障制度、見直しでプログラム法というのがあって、包括ケアシステム構築の課題から、健康寿命の延伸——延長というのかな、自助・互助が、ずっとこの間、喧伝されて、公助は最小限といいながら総合事業へ移行していく。でも、総合事業は買う側の言葉で言われるんですけども、報酬単価3割下がっているわけです。だから、さっき言ったように事業所が撤退するわけですよ。

共助や互助の名前でボランティアで地域に求めています。地域で御近所が助け合うこと自体は否定するものではありません。非常に大切なことだというふうに、重要なことだと思っております。しかしながら、近所の支援する側も介護保険料を支払いながら高齢化が進んでいくんですね。そのうち立ち行かなくなる可能性も踏まえて、この事業を見ていかないといけないというのは、私たちのいる地域のことだというふうに思います。うきは市の実情を踏まえた独自の方針を検討して、うきは市ができる範囲は限られると思います、当然。したがって、県や国との必要な協議を行い、バックアップ体制を求めて、保険料の減免や免除の制度、認定基準の緩和、それから地域介護予防活動支援事業費補助金の見直しなど、地域活動の継続と、きちんと後継していく、継続していくということが図られる予算措置を求めたいというふうに思います。時間がちょっと少なくなって全部が言い切れてないところがありますけれども、ただ、そういった課題だということを変更して、この場をかりて共通認識とさせていただきながら、今後も協議を進めていきたいというふうに思います。

以上で、私の質問は終わります。

○議長（櫛川 正男君） これで、6番、岩淵和明議員の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） ここで暫時休憩といたします。13時30分より再開します。

午後0時10分休憩

午後1時29分再開

○議長（櫛川 正男君） 全員おそろいです。一般質問を再開します。

続きまして、9番、中野義信議員の発言を許可します。9番、中野義信議員。

○議員（9番 中野 義信君） 許可を得ましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。お手元に資料あると思いますけれども、まず、きょうは4つの項につきまして質問をさせていただきたいと思います。

まず、1番目に、小学校の関係の空調の設備について。

6月議会で小学校の室内の温度調査の実施を確認しておりましたが、結果はどうなったかということと、4月から——4月1日からですけれども、学校の温度につきましては——室内の温度ですけれども、17℃以上28℃以下ということに変更をされております。以前は10℃以上30℃未満ということでございましたけれども、それに基づきまして調査をいただいておりますので、そのことをまずもって御報告を願いたいと思います。その中で、特に一番高かった温度は何度かということもお願いをしたいと思います。

それから、2点目ですけれども、6月議会で、平成31年度学校施設環境改善交付金の補助金要望を文部科学省に提出しているということでありました。先日、政府の平成30年度補正予算で、学校関係では、各教室のエアコン設置で——全体ですけれども、822億円、また、学校のブロック塀の安全対策費用に259億円計上となっているが、うきは市も該当するのか。クーラー設置は来年の夏に間に合うのか。そういったことでお願いをしたいと思いますが、これにつきましては、決定といたしましては、もう今回の議案の中にもあっておりますので、一応、補助金の決定がなされております。特に、この一般質問で書いております822億円とか259億円につきましては、これは11月12日の新聞に掲載されていた記事でございまして、11月7日で政府は平成30年度の補正予算、いわゆる参議院の本会議で可決されたということだった。内容につきましては、熱中症対策として、全国の公立の小・中学校について、そういった予算がなされたということでございました。

議会では、特に9月議会で全員による小学校のエアコン設置を求める決議書を提出していただきました。そういったことも含めて、一応クーラー設置については確定しておりますけれども、そのことにつきまして、まず、お願いを申し上げたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 小学校の空調設備について、1点目は、4月からの新しい基準と照らしてどうなったかについての御質問でございますが、平成30年4月1日より、教室の望ましい温度の基準が10℃以上30℃以下から17℃以上28℃以下へ改定されております。

平成30年度の小学校教室の温度調査の結果につきましては、6月1日から9月30日までの児童在校日のうち、9校の合計で30℃を超える日にちが141日、これが28℃を超えるということになりますと225日となり、改定により、基準を超える日が約1.6倍となっております。ちなみに、最高気温は39℃でございました。

2点目の、政府の平成30年度補正予算のエアコン設置・ブロック塀についての御質問でございますが、11月7日に国会で平成30年度補正予算、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金が可決され成立いたしました。このことにより、小学校の空調設備は全て、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金に要望申請を行い、12月4日付で交付金の内定を受けました。現在、小学校の空調設置工事につきましては、設計業者が決定し、設計を進めております。12月補正予算へ、工事費2億6,500万円、工事監理委託料497万2,000円を計上させていただき、来年の夏に間に合うよう、事業を進めてまいります。

ブロック塀につきましては、撤去が必要なブロック塀が山春小学校と福富小学校の2校にあり、山春小学校は8月に撤去、福富小学校は現在、撤去工事を行っております。以前、全員協議会で、支払い済みの工事につきましては補助対象外と説明しておりましたが、今回創設されたブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金は、事前着手及び支払い済み工事についても補助対象となるため、山春小学校、福富小学校のブロック塀撤去工事につきましても要望申請を行い、12月4日付で交付金の内定を受けております。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（9番 中野 義信君） そういったことで、12月4日に交付決定ということで今お聞きいたしましたけれども、ちょっと私も、このことにつきましては、ちょっと残念であったというか、そういったことを一言だけ申し上げたいと思いますけれども、要するに9月議会で全員によりまして決議をされた、したということですね。私はもう、議員になりましてずっと、毎年毎年、温度調査の件を言ってきましたけれども、今までに先輩議員もずっと、このことにつきましてはもう10年前から言ってきたということでございます。それが今回、実現されたから、それはもういいということでございますけれども、ただ、私が言いたいのは、11月の、そういった全員で9月議会で決議をした。しかし、11月29日に全協がありましたですね。全協がありました。やっぱりそのときに、大体は全員で決議をしとるなら、そのときにやっぱり一口ぐらいは、こういうふうであったということは、私は言うべきであったというふうにちょっと思うわけですよ。

そこで、30日に記者発表があったと。記者発表の中で、できるということを言うちよるじゃないですか。明るる日にですね。ということは、29日にはわかっておったと。しかも、予算書をずっと開いてみますと、追加の補正予算は127ページありましたですね、127ページ。ということは、その中に入っておるということは、もう何日か前に予定しておったということですよ。我々は、それを聞いて、見ましたけどもね。

やっぱりそこら辺で、やっぱり全員でそういったことを決議しとるなら、やっぱり一口ぐらいは、こういうふうであったということをやっぱり言ってほしかったというふうに思ったわけですよ。

けれども、それ、新聞報道が先であった。今、聞いてみますと、12月4日が正式決定ということでしたから、それはそれでもいいですけども、やっぱり今まで議員も何名の方が言われておりますから、そこんには、執行部としても、そういった全員協議会のところは、それぞれの恐らく課から、今度の全協の中には、どれとどれがあるのということで恐らく言うてあるというふうに思います。それを今度は総務のほうでまとめるとかして、あとは市長なり副市長に、その全協の議員に報告する内容というのは言うてあるというふうに私は思います。そういったことから、今後については、やっぱりそういった全員で決議をしとるなら、そのことにやっぱり触れてほしいなというふうに思っております。

設置については、そういうふうに出ておりますので、あと、今さっき、具体的に出ておりますけれども、設置についてはもう少し細かく、例えば入札がいつごろになるのか、工事はいつまで、いつに完了するのか、実際に教室に設置されるのはいつになるのかとか、そこら辺をもう少し具体的にお願いをしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 具体的な事柄につきましては、学校教育課長のほうに答弁させたいと思いますが、その前段で議員が言われましたことにつきましては、私も内定が出れば、11月29日の全協で報告したいと思っておりましたが、内定が12月4日ということでございましたので、このような対応になりましたことを申し上げておきたいと思っております。

学校教育課長に答弁させます。

○議長（櫛川 正男君） 権藤学校教育課長。

○学校教育課長（権藤 精二君） まず、断りのほうを先に言わせていただきます。申しわけありませんでした。私のほうの認識が、県に確認したところ、内定の報告は11月末にはわかるだろうということで、それがわかってからというふうな考えもございましたので、全員協議会のほうで報告する機会が失って申しわけないと思っております。

それで、設置についてでございますけれども、設置については、普通教室と特別教室、そういうもののほうに設置をしてまいりたいと思っております。全部で普通教室のほうは92カ所、特別教室のほうは35カ所ほどになりますけれども、これで対応していきたいと考えております。

当初予算のほうには、小学校の空調設備設置工事業費として2億6,500万円と、これのほうを工事費として上げさせてもらっております。もう一つが、設置工事の監理業務委託料のほう、こちらのほうが12月の補正予算のほうで、こちらのほうも497万2,000円のほうを上げさせていただきたいと考えております。

工事、これからのスケジュールなんですけれども、3月いっぱい業者選定のほうが決まれば、中学校のときと同じように6月の末に試運転をしたいということで、そういう方向で事業のほう

を進めていきます。よろしく申し上げます。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（9番 中野 義信君） 一応6月末には試験をされるということで、ことしの夏には何とか間に合うということだろうと思います。

温度調査については6月1日からしていただいておりますけれども、実際には、やっぱり6月15日以降が暑くなるわけですから、それにぜひとも間に合うようなことで工事はお願いを申し上げたいと思います。

これによりまして、中学校が、29年の6月ですか、去年の6月に設置された。小学校もそういったことで、大変、担当者については御尽力いただきまして、おかげでよかったなというふうに思うわけでございます。

次に、各学校のブロックの関係を出しておりました。これにつきましては、非常に今回は、担当者といいますか、素早く対応されたというふうに思っております。6月18日じゃったかな、死亡事故があったということで、すぐに調査をされたということで、千年なり福富、山春小学校、その中で特に山春小学校のフェンスにつきまして——フェンスというかブロックにつきましては、児童の絵が描いておったということで、若干そこら辺の保護者への相談とか、そういったこともあったというふうに聞いておりますけれども、素早く崩されておったということで、対応がよかったということで、非常に地区の方については喜ばれておったということでございます。

そういったことで、あと、学校以外の調査ですね、そういったことをされておるのか。例えば学校以外というと、個人の持ち物とかいろいろになりますから、そこら辺は危険箇所があったとか、そういった調査はされておるのか。そういったところがあれば、例えば通学路の変更とか、そういったことまで考えていかなんというふうに思いますので、そういった、学校だけじゃなしで、ほかのところも検討されたのかということをちょっとお尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 学校教育課長に答弁させます。

○議長（櫛川 正男君） 権藤学校教育課長。

○学校教育課長（権藤 精二君） 6月22日の臨時校長会のほうで、各学校において通学路上に危険箇所があるかという調査を早急にいたしております。その結果、小学校が9つと中学校が2つなんですけれども、危険箇所がありましたというのがありますというのが、福富小学校が2件と小塩小学校が4カ所ということで報告を受けております。その危険箇所につきましては、早急な対応とかは必要ないけれども、注意が必要というごたふうな認識でおるところでございます。

あと、学校関係では、ほかにキーノートのほうにも民家を借りてブロック塀とかはありますけ

れども、こちらのほうも調査してから、危険性がないということで管理をしております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（9番 中野 義信君） 注意が必要というようなところがあったということでございますので、そのことにつきましては、今どういうふうに対応してあるのか。例えば生徒に、こちら辺を注意しなさいとか、そういったことを言われておるのか、そこをお尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 学校教育課長に答弁させます。

○議長（櫛川 正男君） 榎藤学校教育課長。

○学校教育課長（榎藤 精二君） 児童については、学校のほうより十分——通学路の変更をしなくてはいけないところは、このときにもう通学路の変更をしております。変更しなくても子供たちの注意で対応をするべきところには、注意をするようにという指導を行っております。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（9番 中野 義信君） 早速対応いただいたということでございます。

1月25日に新聞に載っておりましたけれども、大阪の北部地震以降、問われる安全性ということで新聞に載っておりました。公共施設の関係でブロックから木の塀へという見出しで、徳島県が市町村に対しての経費の補助ということで掲載をされておりました。全国の知事会も、そういったことで木の塀に転換を目指しており、国の後押しを求める考えだということが出ておりました。県産材の利用拡大と適切な森林循環につなげたいという考えであったといえます。このことにつきまして御存じなのか、それについてどういうふうに思われたのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 学校教育課長に答弁させます。

○議長（櫛川 正男君） 榎藤学校教育課長。

○学校教育課長（榎藤 精二君） 実際的にブロック塀を撤去したのは、山春小学校と福富小学校の2校でございます。こちらのほうは、ブロック撤去後、ブロックではなくフェンスで、フェンス設置ということで対応しております。ブロック塀については、やっぱりフェンスよりもより危険性があるということで、木のことは知ってはおりませんですけども、うきは市のほうではフェンスで対応をさせていただいておるところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（9番 中野 義信君） それはフェンスで私はいいいと思いますけれども、ただ、そういった動きが全国知事会のほうでもあっておるということでございますので、お知らせをしておきた

いと思います。

続きまして、2番目が、上水道の整備の問題について3点ほど出しております。一応、上水道の関係につきましては、今さっき、2番議員なり6番議員なり、その計画について質問があつておりましたので、できるだけダブらないように、まして、尋ねたいこともありましたがけれども、その中で、いろいろもう返事をもらっておりますので、ダブらないということで考えたいと思います。

まず、1番目に、地下水の賦存量や流動状況などの調査結果が来年3月に出されておると。その結果を市民にどうやって報告していくのかということが1点。

それから、2点目に、これまた平成30年度には小石原川ダムが完成し、平成31年度はダム建設工事負担金等の支払いについて——いわゆる24億円ですか、それから平成32年度の予算計上をしなければならないと。負担金の支払いについて、どのように考えているのかと。

3番目に、平成27年に、上水道事業に関する市民のアンケート結果ですね、速やかに加入するというのは約1割、加入率を上げるために具体的推進は考えておるのかということで、この問題につきましても、市長は皆様へ理解促進をしていくということで言われておりました。あと、何パーセントに進めるのかというようなことは質問があつておりましたので、省略をしたいというふうに思いますけれども、ただ、ここで、何で質問をするかということでございましたけれども、これは今までに多くの議員がそれぞれ質問をされております。今度、私が思いますのは、来年の1・2月にかけて意見交換会を自治協を通じてするようにしておりますから、その中で、事前に自治会からはどういったものというようなことで質問状が来ております。ところが、こちらのほうからは、一応その意見を聞くということにしておりますけれども、上水道について意見が出やせんかなというふうに思うわけです。そうしたときにやっぱり、こちらのほうもやっぱり、どうか答えないかんですね。そういったことも踏まえて、お尋ねをしておくべきだというふうに思うたわけでございます。

特にダムの工事代——工事の負担金ですね、これについては、県南広域水道企業団に加入するか、しないか、それによってまた方法が変わるというふうに思いますけれども、以前の議員で、いろいろ何回も今まで質問をされておりますから、支払い方法ですね、その24億円なり漁業補償の関係、そういったものにつきましては、3つの支払い方法があるということで市長が述べられております。当該年度払いとか割賦払いとか、それとか一時払いとかいうことがありますけれども、聞かれた場合にやっぱり、ある程度こういうふうに考えておるということをやっぱり言わないかんと言わないかなというふうに思いましたので。

市長が、前の答弁では、23年間の割賦払いが現実的ではないかということをやっぱり言われておりますし、県南広域水道企業団にすぐさま入るということは、今の時点では厳しいということをや

言われております。水道の施設計画もまだですね。細かくしておりませんから。それで、水道企業団に未加入であれば、その建設負担金については、やっぱり割賦支払いになるだろうというようなことを言われておりますので、それから、今現在どういうふうを考えておるのか、そこら辺を再度お願いをしたいというふうに思います。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、上水道事業の整備計画について大きく3点の御質問をいただきました。

まず、1点目が、地下水調査の結果を市民の皆さんにどうやって報告するのかという御質問ですが、平成27年度に実施した、うきは市上水道事業に関するアンケートの調査の結果を踏まえ、平成28年度より3カ年事業として地下水調査を実施しております。この地下水調査により、うきは市の地下水を化学的に調査した結果を年度末に取りまとめることとしております。この結果を踏まえ、地下水保全の大切さや重要性を科学的に明確にし、市民の皆さんに、うきは市の水について丁寧に説明するとともに、上水道事業の必要性についても理解を深めていただけるよう努めていく考えでございます。

具体的には、3つの柱を軸に普及啓発に取り組んでいくことを検討しております。先ほどの岩淵議員への回答でも申し上げましたが、1つ目は、うきは市における水の現状を伝えることであります。3カ年の地下水調査を実施し、うきは市における水の現状を化学的に調査をしております。この調査結果を市民の皆さんにしっかりと伝えていくための取り組みを進めてまいります。

2つ目は、地下水の将来的なリスクを提示していきます。今回の調査で流動モデルを構築し、将来的な水循環をシミュレーションすることが可能となり、現在、湧水や水質汚染等のさまざまなケースを踏まえてシミュレーションを行っております。これらの水循環を提示することで、地下水の将来的なリスクについて理解を深めてもらうための取り組みを進めてまいります。

そして、3つ目は、水に困っている人たちの現状を伝えることでもあります。アンケートで、すぐに上水道を利用したい人は10.9%でありました。この10.9%の市民の声、悲痛な願いを行政として検証する必要があると考え、本当に水に困っている人たちのヒアリング調査を実施しました。その結果を周知することにより、上水道事業への理解を進めてまいります。これらの取り組みを進めることで、市民の皆様にも水の重要性を提起するとともに、上水道事業の必要性を御理解していただくよう努めてまいります。

2点目が、小石原川ダム完成に伴い、平成32年度からはダム建設工事負担金等の支払いが発生するが、負担金の支払いについてどのように考えているかという御質問でありました。

初めに、小石原川ダムの建設工事負担金について御説明申し上げます。ダム総事業費推計額が1,960億円のうち、水道用水が占める割合が約12%、236億円であり、この利水分負担

金額を利水参加者である福岡県南広域水道企業団と、うきは市それぞれの必要水量で案分すると、全体の必要水量1日当たり5万6,160トン、そのうち、うきは市が1日5,740トンですので、水量比で案分し、約24億円になるところであります。24億円の負担額につきましては、あくまでも、うきは市単独で小石原川ダムに参画し、水源として確保した場合の仮定の金額であります。したがって、補助金であったり、今までの利子等は含まれない、概略の試算結果であることを申し添えます。

支払い先は、ダムを建設してる独立行政法人水資源機構となります。また、その支払い方法につきましては、ことしの3月議会におきまして、平成32年度の小石原川ダムの供用開始に伴い、同年度よりユーザー負担金の割賦支払いが始まりますが、水資源機構と協議をして、23年間の割賦支払いが現実的だと申し上げたところでございます。現在、福岡県南広域水道企業団のユーザーとしての動向を踏まえて、水資源機構と協議を行っているところでございます。

また、小石原川ダムにつきましては、平成32年4月に供用開始予定であり、その時点で給水の有無にかかわらず、ダム完成後の維持管理費を水資源機構に支払うこととなります。維持管理費の支払い方法につきましては、今後、水資源機構との協議により決定されます。

3点目が、上水道事業への加入率を上げるための具体的な推進の取り組みについての御質問であります。具体的な推進方法につきましては、現在、3カ年の調査結果をまとめた地下水パンフレットを作成しております。このパンフレットは、市民の皆さんに、うきはの地下水について理解を深めていただくために、イラスト等も活用しながら、わかりやすいものを作成することとしております。あわせて、広報うきはや市のホームページにおきましても、積極的な情報発信に取り組んでまいります。また、うきは市まちづくり出前講座という形で、これまで、うきは市の上水道についてお話をさせていただいた経緯もございます。

これからも、市民の皆様の水について知りたいという声にできる限りお応えしてまいりたいと考えております。さらに、各種イベント等の機会を通じて啓発活動に取り組むとともに、自治協議会や各種団体とも連携を図り、より多くの市民の皆さんに、うきは市の地下水と、うきは市の上水道事業の取り組みについて説明を行っていきたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（9番 中野 義信君） 端的に言いますと、32年にはもう支払いの関係を出していかないかんですね。あと1年3カ月かな——32年って、1年3カ月ぐらいですね、あるのは。そういう中で、大体もう、支払い方法としては、23年にわたる割賦でいくということでもう理解していいわけですね。それで、市民から聞かれた場合には、そういうふうに答えていいということでない、あんまりいろんなことを回りくどく言うたっちゃわからんと思いますので、一応32年度の、予算につきましては、そういうふうに考えておるということで返答をしていかない

かなというふうに思うところでございますが、期間があんまりないものですからね、せいけん、そこら辺につきましては、そういうふうに申し上げたい。

県南広域水道企業団の加入については、市長も御存じのとおり、やっぱり今の時点でどうのこのということとはなかなかできないというふうなことでいいわけですね。

ですから、あとは、今、来年の3月になりまして市民に知らせるのは、やっぱり広報とかイベントとかということでございましたけれども、やっぱり最終的には、この率を上げるとには、やっぱり各行政区あたりまで、やっぱり踏み込んでいって説明をせんと、恐らく上がらんのかなと思っただけ。上がらんということであれば、これはできないということになると思うんですね。そいき、そこら辺のところをどういうふうに考えておるのか。

各行政区といいますと、157からありますから、かなりの日数なり手間がかかるというふうに思いますけれども、そこはしっかり、やっぱり訴えていかないかんのかなと思っただけ。そのときにはもう、大体の水道料金あたりも、ぴしっと打ち出していかんと、やっぱり市民については判断がなかなか難しいんじゃないかなというふうに思うわけでございますので、そういったことで、積極的に市民と意見を交わしながら、理解を求めるということであれば、そうやっていきたい、やってもらいたい。そうしないと、今の状況では、上水道関係については、賛成はほとんど、あんまりおらんというふうに私は思いますよ。そこら辺はしっかりやっていただくということをお願いをしたいと思っております。

あと、ちょっと時間の関係がありますので、次、3番目の関係に移らせていただきたいと思います。

農地の荒廃園対策と農商工観連携促進事業に、ということで書いておりますが、農商工観光連携促進事業ということで、29年度はオリーブとツバキの苗購入についてのみの補助ということとされておりますけれども、30年度も大体そういうことのように思っただけ。ですから、今後、そういったことを続けていくのかどうなのかということが1点。

これは、オリーブなりにつきましては、これは平成20年か21年ごろ、怡土市長のときに、やっぱり荒廃園対策ということで始まったというふうに記憶をしておるわけですが、そういった中で当時は——今はうきはブランド推進課ですが、農政課というか農林振興課——今はですね、そこで担当しておったというふうに思うわけですが、どうも私、その2番目に書いておりますように、オリーブ園とツバキについては、農地の荒廃園対策の1つでもあると考えると。農業委員会との連携も必要であり、農林振興課が担当したほうが推進しやすいのではないかなというふうに思うところでございます。

それから、3番目に、先日、長野県の東御市に、耕作放棄地解消と新規就農者に関する視察に行っております。JAが別会社を立ち上げ、専門的に取り組んでいると。市は、国・県の補助金

を活用しながら、市の上乗せ補助や新規就農者の住宅確保など、J Aと市がそれぞれに役割を持って一体となって取り組み、荒廃園解消に成果を上げていたと。うきは市としては、J Aからの出向を今後も要望していくのか。いずれにしても、ほかの事業と兼務でなく、やっぱり専任体制でいかないと、それでもなかなか荒廃園対策というのは難しいというふうに思うところがございます。

その視察に行ったときに、そちらのほうでは耕作放棄地の関係の再生とか利用実績が出ておりましたが、21年度から、そういったことで、29年度までに11町歩の荒廃園解消がなされた。あと、耕作放棄地にならないように、発生抑制という取り組みもしております。この取り組みは、市町村や農業委員会、J Aが幅広く連携し、地域と一体となって取り組むことが重要であると。その発生抑制の面積というのが16.9ヘクタールということで出ておりました。

特に、そういった取り組みが長野県なりの農地活用の表彰を受けたり、28年度については、耕作放棄地の発生防止ということで農林水産大臣賞を受けたというようなことで、新規就農者に対する育成については、現在13人の研修生が2年後には就農を目指しておるということでございます。就農希望者を直接会社で雇用して2年間研修をさせ、栽培技術等の研修を習得した後に独立就農させるというものであり、そういった農業就業者の募集をしたところ、ほとんど県外からでも来られておると。出身地は4分の3が県外と。地元では、ほとんどの方が非農家の方が農業を就農で希望されておるということで、約9割が非農家であるということで聞いております。そういったことですから、やっぱり住宅あたりも市のほうで、ぴしっと用立てるとか、そういったことがあっておったようでございますので、いろいろ参考にしながら進めていっていただきたいというふうに思うところがございます。

一応オリーブの推進の関係、これにつきましても、当初は、植栽者は65名ぐらいであったということでございますが、それで、オリーブの生産部会をそのくらい、33名ということで設立をされております。これは、そいき、25年度末がそういうことです。少し、だんだん減ってきておるということでございますので、そこら辺の力の入れようというのが、やっぱり担当部署が、しっかりやっぱりJ Aと組んでやっていかんと、なかなかいかんのじゃないかなというふうに思いますので、オリーブなりツバキの関係、ツバキは最近、五、六年だというふうに思いますけれども、そこら辺の取り組みについてお尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、農地の荒廃園対策と農商工観光連携促進事業について大きく3点の御質問をいただきました。

まず、農商工観光連携促進事業におけるオリーブとツバキの苗購入補助についての御質問であります。御指摘のとおり、うきは市では、域内農業者と商工業者等による農商工連携促進のた

め、補助金を通じた、さまざまな地域産品や加工品の生産支援を実施してきたところであります。オリーブにつきましては平成21年度から、ツバキにつきましては平成23年度から苗購入の補助事業を開始しており、オリーブにつきましては累計602万円、ツバキは187万円の助成金を交付しているところでございます。

他方、補助制度の利用実績を見ますと、近年減少傾向にあり、今年度は、オリーブにつきましては1件、ツバキにつきましてはゼロ件の交付決定となっております。市内農業者等の生産面積の増加には、この10年で一定の成果を上げることができたものと評価をしており、平成31年度は、補助金の計上は見送る方針でいます。今後は地域資源を活用し、加工品生産を行う事業者等への支援へと移行していきたいと考えております。

具体的には、同じ農商工観光連携促進事業の中に、平成29年度より開始した地域資源活用事業補助金及び産業連携支援事業補助金があり、これらは地域資源などを活用した商品開発で、さらなる販路拡大を目指し、最終的には地域ブランドとなり得る商品化を目指す企業等を応援するものでございます。今後、地域資源を活用した加工品等の開発には、このような助成制度をぜひ活用いただければと考えております。

2点目が、農地の荒廃園対策としてのオリーブとツバキの事業についての御質問であります。オリーブとツバキの支援につきましては、地域産品や加工品の開発・販売等とあわせて、荒廃農地の防止対策の面からも取り組み、一定の成果を上げてきたところでありますが、農業従事者の高齢化、減少により、荒廃農地は拡大傾向にあります。

このような中、荒廃農地の解消に向けては、余り手がかからず、少しでも収益が上がるような作物が求められているところであり、新しい作物としては、アーモンドやクルミの情報収集や先進地調査等を行いながら検討しているところでございます。また、農業委員会の農地最適化活動としても、荒廃農地の耕作者マッチングに、農業委員及び農地利用最適化推進委員が連携して活動に取り組んでいるところであります。今後も、引き続き、農業委員会、JAにじ、久留米普及指導センター、うきは市等、関係機関が連携を強化していくとともに、市として農林振興課がその担当となって荒廃農地防止対策に取り組んでいきたいと考えております。

3点目が、荒廃地対策等、農業振興に対するJAの支援についての御質問であります。議員御指摘のとおり、長野県東御市における有限会社信州うえだファームの取り組みは、耕作放棄地対策、新規就農者育成、樹園地継承、ワインによる6次化産業等を総合的に事業推進しております。うきは市におきましても、同様な農政課題を抱えており、東御市の取り組み等を参考に、荒廃農地対策を初めとする事業の内容、進め方を研究・検討していきたいと考えております。

現在、うきは市におきましては、うきはレインボーファームが課題解決の一翼として、JAにじ退職者、市職員OBの協力を得て、事業に取り組んでおります。今後の事業推進に当たりまし

て、JAにじ、久留米普及指導センター、うきは市の関係機関が連携をより一層強化して取り組んでいきたいと考えております。

また、これまで農商工観光連携促進事業として、JAにじからオリーブ部会の運営等につきまして派遣をお願いしてきたところではありますが、本年度をもってJAにじからの派遣を取りやめたいと考えております。しかしながら、6次化事業の支援を初め農業振興に関する課題は山積しており、今後ともJAにじに対しましては、一体的な支援のかかわりに対して、御理解、御協力をお願いしたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（9番 中野 義信君） 今、レインボーファームの問題が出てきましたけれども、何か1年前から小塩の真美野のほうで——2.2ヘクタールですか、もうやめられたということで、そこを利用して、野菜とか果樹とかをやられておるということでございます。これについては、担当課長なり担当課なりも見に行っていたらいいとおと。市長についても、見に行ったかどうかはわかりませんが、やっぱり、その担当課がやっぱり、一生懸命でそういったことを見ながらやっぱりやっていたらいいかと、ただ表を向いたただけで、確かに市長の言うように6次産業も必要ですよ。ところが、農地の荒廃園対策というのは、やっぱり市とJAと——市だけではできない、JAだけではできない、それが一緒になってやっていたらいいかと、そしてやっぱり体制をつくらんといいかんですね。体制をつくって、やっぱりそれを、荒廃園対策をしていいかと。体制をつくっても、なかなかこれは難しいと思うんですよ。しかしながら、第一——うきは市は農業が第一の基幹産業ですよということですから、やっぱりそれに向かって取り組みをやっていくようにお願いをしておきたいというふうに思うところがございますので、JAからの出向については、何か、やめるという話を聞きましたけれども、やっぱり今までのやり方についても問題があったんじゃないかなと私は思います。

やっぱり見よりましたら、例えばブランド推進課になっておりますもんですから、全体的なことでもないかなからということで、やっぱり催事のときには出ておるのを見ました。職員がですね。それは、そういったことじゃなくして、やっぱり農業関係のところでは一生懸命やっていたらいいかと、催事のときの駐車場係あたりじゃ、なかなかぴんとこないのじゃないかなというふうに思うところがございますし、今、チョウザメの関係はもう終わっておるようですけども、やっぱりそれが悪いということではないですけども、JAから出向したなら、そういったところじゃなくして、やっぱり農業振興のために、そういったことに一緒になってやっていたらいいかといいかというふうに私は思います。

そういったことを踏まえながら、両方で話し合っ、東御市の例もありますから、そういうことで取り組んでいいかと、うきは市の農業については、荒廃地がまただんだんふえていくという

ふうに思いますので、そういったことで取り組みを特にお願いを申し上げたいと思いますが、そこら辺につきましては、再度、市長の考えをお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 松尾農林振興課長。

○農林振興課長（松尾 正和君） 荒廃園対策につきましては、議員御指摘のとおり、J A、普及センター、それから子ども市も一緒になって取り組む必要があるというふうに思っております。そういう意味では、日ごろから連携は深めておりますけれども、いろんな情報等を収集しまして、うきは市に合った荒廃地対策というものを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（9番 中野 義信君） レインボーファームにつきましては、後で議員が私の後にレインボーファームの関係を出しておるようですから、もうそれで、これは後に譲るとするか、お願いして、私のほうの関係は、これで終わらせていただきたいと思います。

あと、4番目に、小・中学校のトイレの改修（洋式化）について出しておりますが、昨年の質問のときの回答では、30年度は山春小、大石小のトイレ改修工事、それから、改修の終わっていない御幸、江南小学校について、32年度までに完了予定ということでありました。現在そのようなことで進んであるのか、変更があつておるのか、そこら辺をお尋ねしたいと思ひますし、大体32年度については一応、全体的に洋式化については終わると。終わるといひますか、なかなか、和式と洋式の関係ありますけれども、やっぱり和式も一部はあらないかんということだろうと思ひますので、そういったことで、最終的に何パーセントになるのかということをお尋ねしたいと思ひます。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 小・中学校のトイレの改修（洋式化）についてでございますが、1点目、トイレ改修工事は予定どおり進んでいるかについての御質問でございます。

山春小学校と大石小学校については、平成30年度でトイレ改修工事が完了しております。現在トイレ改修工事が終わっていない御幸小学校と江南小学校につきましては、平成31年度に御幸小学校南トイレ、江南小学校東トイレ、平成32年度に御幸小学校北トイレ、江南小学校西トイレを計画しており、平成32年度までに予定どおり改修工事が完了できるよう進めてまいりたいと考えております。

2点目の、平成32年度の洋式化率についての御質問でございますが、平成32年度の洋式化率は、小学校8校で62.7%、中学校2校60.3%、小・中学校合わせて61.9%の予定でございます。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（9番 中野 義信君） 今、答弁がありました。内容を見てみますと、昨年、質問したときよりも、それで改装がなされておりますので、全体的には小・中学校合わせて45.2%であったのが50.7%ということで改善をされておりますし、あと、できてないところは、今言いますように、江南なり御幸なりですね、そういったところが改善がなされるということでございます。

小塩小学校については、男子の洋式が1つ、女子が1つということですが、これの改装計画はないようですが、これで足り得るというふうに判断をしておるのかということが1つと。

特に父兄からいろいろ話を聞きますと、浮羽中学校の体育館といたしますか、そこについては洋式がないということで話を聞いております。浮羽中学校がないんですね。吉井中学校については、あるということですので、その浮羽中学校の体育館については、32年度までにできるのか。そこら辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 学校教育課長に答弁させます。

○議長（櫛川 正男君） 権藤学校教育課長。

○学校教育課長（権藤 精二君） トイレについては、それぞれどこも緊急といえば緊急なんでしょうけれども、まず、1点目の小塩小学校につきましては、統廃合の結論が一応31年度までに最終結論ということになっておりますので、これを待って対応のほうを考えていきたいと考えております。

2点目の浮羽中学校の体育館——プール下のところのトイレなんですけれども、まず、全く終わってない、まだ御幸小学校、江南小学校が残っておりますので、こちらのほうを優先させた後に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（9番 中野 義信君） 小塩小学校については、統合の関係があるからということで今ありましたけれども、空調については、小塩小学校も——8校ですから、入っておるということだというふうに思いますので、それも統合の関係があろうと思いますが、そこら辺の関係はどげんですか。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 空調に関しましては、基本調査等の状況で、非常に子供にとって基準を満たしていないところがございますので、これはもう優先してやらせていただいております。トイレにつきましては、状況でございますが、洋式化ということにつきまして、そこまで

の緊急性はないのではないかという判断をいたしているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（9番 中野 義信君） 確かに緊急性があるかどうかはわかりませんが、今、洋式化が、男子1つ、女性1つということですので、それで足りておるといふふうに考えるのか、いや、それでは、そうではないけれども、今後やっていかないかといふふうに考えるのか、そこら辺をお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 洋式化につきましては、現在、御家庭の生活様式の変化というのが大きいと思いますので、十分踏まえていかななくちゃいけないことであるといふふうには考えております。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（9番 中野 義信君） いろいろ予算の関係とか緊急性とかあるといふふうに思いますけれども、できるだけ要望に答えていかないかといふふうに思うところでございますので、そういったことを十分考慮しながら進めていただきたいといふふうに思います。

ちょっと時間の配分が悪くて、特に農業関係についてについては、またいろいろ聞きたかったわけですが、ちょっとまた戻りますけれども、5分間ありますので、荒廃園対策について若干お願いをしたいといふふうに思います。

オリーブの関係については、県のほうの事業もあると。果樹から切りかえてオリーブを植えると県のほうの補助もあるといふことでございますので、柿やらの場合については、品種が変われば、またそこに県の予算が対象になるということを知っておりますけれども、そういったことでいいわけか、それともオリーブについては、せっかく今まで進めてきておりますから、もうちょっと積極的にやっていただきたいといふふうに思います。

あと、市長のほうからもありましたように、農林振興課のほうで荒廃園対策とか今後考えていただくといふことでいいわけですかね。そういうことで答弁をお願いしたいと思います。農林振興課、課長なり、お願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 松尾農林振興課長。

○農林振興課長（松尾 正和君） 改植に当たります事業につきましては、県の改植事業等を活用させていただいて、先ほど、議員申されましたように、柿の品種が違う部分については適用したりとかしております。オリーブについても、改植事業の改植作物として、たしか認定を受けてたといふふうにちょっと記憶をしておりますけれども、そういうことで進めてきたところでござい

す。

それから、今後の荒廃地の対策につきましては、農林振興課のほう担っていくということで事業を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（櫛川 正男君） 中野議員。

○議員（9番 中野 義信君） 農林振興課長も、この前、東御の市の視察については同行いただきましたから、内容についてはわかっておろうというふうに思います。

この前、総務産業委員会の視察の報告の中にも入れておりましたように、JAのほうも組合長なりに、いろいろ話をしておりますので、そこら辺につきましては、協力しながら、うきは市の農業発展並びに荒廃園対策については、積極的に対応をお願いいたしまして、私からの質問は終わらせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） これで、9番、中野義信議員の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 続きまして、4番、野鶴修議員の発言を許可します。4番、野鶴修議員。

○議員（4番 野鶴 修君） ただいま、議長の許可をいただきましたので、通告書ののっとり、大きく4点について一般質問したいと思っております。

それでは、まず、初めでありますけど、住みたくなるまちづくり、住んでいてよかったと思えるまちづくり、移住・定住に関する質問であります。

高木市長におかれましては、就任以来、うきは市のブランド化ということで、うきは市と聞かれたときに、久留米市と大分県日田市との間に挟まれた町ですと、そういうふうに答えなくていいように、このうきは市といえばもう、誰でもがすぐわかるというふうなことで、うきは市そのものをブランド化したいということで、さまざまなことに取り組んでこられたと思います。そういった市長の努力のいかいもありまして、現在は、うきは市といえば、ある程度の方がすぐわかるような、そういったふうにブランド化として非常にうきは市というのが進んできた。知名度のある市となったものというふうに感じております。

そこで、私が今回の質問を出したわけは、このうきは市の知名度を高めることに関してはもう、一定の成果を上げてきたのではないかとこのうきは市に、やっぱり住んでみたい、住み続けたいという、要するに移住・定住、こちらのほうの取り組みを強化するべきでないだろうかということで、今回、一般質問をさせていただきました。

私、選挙の公約でも「住みたいと思うまちづくり」ということを掲げております。個人演説会でも述べさせていただきましたけど、例えば糸島市と、うきは市、それを比較して出したんですけど、糸島市と、うきは市は何が違うのかと。糸島市には海があって、うきは市には海がないこ

とぐらいかなと。私が思いつくのも、そのくらいでありました。そのかわり、うきは市ではフルーツが豊富に収穫もされますし、地下水も豊富であります。農村の原風景も今を残す、本当にすばらしい町だというふうに感じております。

では、なぜ糸島市というのは、福岡県下でも一番の住みたいと思う町の中で人気都市なのかというところですか。うきは市は、住みたい町としては、まだ、いま一つ人気がないというふうに感じております。

今までは、うきは市そのものをブランド化するという、知名度を高めることに重点を置いてきたこともありまして、この移住・定住に関しては十分な対応ができてなかったのかなということも思います。しかしながら、今、地方創生ということで、地方の人口減少問題が非常に深刻化していく中で、今こそ、この地方創生の政策とあわせて、このうきは市に住みたいと思えるようなまちづくり政策を積極的に進めるべきだというふうに思っております。

質問ですけど、現在うきは市における移住・定住に関する独自の政策、また、今後こういったことを行おうというふうな政策等があれば、お聞かせ願いたいと思っております。市長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、うきは市における移住・定住対策についての御質問をいただきました。

うきは市では、移住・定住促進の取り組みとして、平成25年度から、空き家所有者と買い手・借手をつなげる空き家バンク制度事業を実施しております。登録・成約に至る件数は年間約10件前後で、これまでに空き家の登録件数が39件、成約件数は32件となっております。空き家バンクの登録物件だけでは相談者のニーズに対処できないような場合には、認定不動産事業者等を御紹介し、市内の物件をあっせんするように努めております。また、U-B i Cや、うきはブランド推進課の地域振興係の窓口で対応している、うきは市への移住相談のほか、U-B i Cの無料職業紹介所に集まった求人情報を、東京の福岡移住相談窓口である、ふくおかよかこ移住相談センターへ情報提供を行うことで、仕事と移住のセットの提案についても施行を開始しているところでございます。

さらに、地域おこし協力隊の、うきは暮らしプランナーによる、移住を検討されている方向けの、市内の事業所や企業を案内するツアーを開催しております。そのツアーの中で、既にうきは市に移住された皆様からお話を聞く機会を設け、移住に関するさまざまな不安、悩み、課題などを相談できる機会を提供し、スムーズな移住促進につながるよう、取り組みを行っております。

移住者のニーズを踏まえた補助メニューとしましては、うきは市空き家リフォーム事業費補助金、うきは市空き家バンク活用促進事業費補助金、うきは市地域木材利用促進事業費補助金を御

紹介をしているところであります。また、平成29年11月からは、農業委員会と連携し、うきは市空き家バンクに登録された空き家に附属した農地を空き家とともに取得する場合には、遊休農地などの条件を満たした場合、農地法第3条による下限面積要件を1アールまで引き下げました。これにより、空き家バンクに登録され、それに附属した小さな農地についての取り扱いが可能になったことから、これまで農地がネックになっていた物件が、農地とセットで取り扱うことができるようになってきております。

さらに、最近では、うきは市へ移住した方が地元の方々と協力体制をつくって、個性あるまちづくり事業に取り込まれる例もあります。この事業を活用し、空き家や遊休施設等を活用する事例もふえてきているところであります。

こうした取り組みの相談対応や実施可能な体制づくりをアドバイスさせていただきながら、実際に運用開始の段階までサポートをさせていただいております。今後とも、第2次うきは市総合計画及び、うきは市ルネッサンス戦略、さらには、うきは市教育大綱等に位置づけられた事業の実施を通じて、議員の御質問にあります、住みたくなるまちづくり、住んでよかったと思えるまちづくりに向け、取り組みを加速していきたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 野鶴議員。

○議員（4番 野鶴 修君） 大変、うきは市の取り組みにつきましてはわかりました。

ただ、私が今回この質問をした一番大きな趣旨といたしましては、こういった内容が十分に皆さんに知らされているのかということが、まず1点にあります。いろんな取り組みがありますけれど、その直接そういったところに行って相談しないことには、例えば、うきはに住みたいと思っても、どうしていいのかわからないというふうな、そういった周知というか宣伝、そういったものが非常に不足しているのではないかとこのことをまずもって感じております。

例えば、うきは市のホームページを開いても、即、移住・定住の支援制度というところには全く画面がございません。糸島市のほうのホームページを開きますと、すぐそれが、移住・定住支援制度という項目がぼんとありまして、そこを開いていくと、いろんな、こういった支援とか、そういったものが、自分の知りたいところがそちらのほうにずっと行ける。どこに相談したらいいですよというふうな案内がきちんとあります。やっぱりそういったことで、遠くから来る人は、まず、今の時代ですので、ネットとかで、やっぱりいろいろ調べてくるかと思えます。そういった部分におきまして、非常にそういった宣伝、そういった部分がおくれているのではなかろうかというふうな気がいたしまして、こういった質問をしております。

それと、先ほど、きょうの午前中の一般質問の中にもありましたように、うきは市におきましては、昨年度の犯罪件数、1年間通じて200件程度ということで、福岡県で一番安全な町というふうなことが、うきは署のほうの管内で、そういった報告もなされております。やっぱりこう

したことは、もっともっと市民の方を初め、ほかの部分にもやっぱりアピールすべきではないかと。やっぱりそういった、今、非常にテレビ等を見ていまして、犯罪件数というか、いろんな犯罪があちこちで起きております。そういったことを考えたときに、これだけうきは市は安全な町ですよということをやっぱり伝えていくことが必要ではないかなというところがあります。そういった点について、市長のほう、どういうふうに思われるか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） うきはブランド推進課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 一郎君） うきはブランド推進課、樋口でございます。

空き家バンク制度につきましても、まだまだ周知が足りないという議員の御指摘、真摯に受けとめさせていただきまして、これからも周知に努めていきたいと思いますが、二、三、周知に向けての動きを御紹介できればと思います。

まず、市内の各部署でございますが、空き家バンク制度のような移住者から相談があったときには、うきはブランド推進課地域振興係のほうにある窓口のほうに、ほかの例えば市民課等の窓口から誘導していただいて、結構相談に来られるケースも多いというふうに聞いております。また、移住者向けのハンドブックのような広報媒体を作成しまして、いろんな、例えばブランド戦略係が今、地域総合商社活動で都市部に出てですね、フルーツの販売等をするときには必ず携帯しまして、そこで出会う方々で、うきはに興味をお持ちの方に配布するなどの取り組みをやっているところです。

福岡市内のみならず、東京アンテナショップにおいても——これは年に一、二回になりますが、相談会を久留米市さんや、等と移住に向けた相談会を企画しまして対応をしておるところでございます。

また、もしかしたら、土日に市役所の窓口があいていないときに相談がということもありますので、これは地域おこし協力隊の移住プランナーのほうにも協力、頑張ってください、土日に市内で相談会を開催しているようなこともございます。

そうはいいまして、まだまだ糸島市に対して取り組みが足りない部分もたくさんあるかと思っておりますので、引き続き、こういった移住に向けてのお声、いろんなところから声を聞いて、情報提供の徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（櫛川 正男君） 野鶴議員。

○議員（4番 野鶴 修君） 実は、こういった支援制度というか支援策の中で、この前、私、市民の人と話をしていたときに、うきは市に定住したいとか移住したい、またはIターン、Uターンの人が帰ってきたいと、そういったふうな話をする中で、やはり、うきは市においては、

もう皆さん御承知のとおり、公共交通機関が非常に不便なところですので、車のない生活というのは、ほとんど考えられないというふうなところだと思います。また、高校を卒業しても、うきは市に定住する若者とか、都会からやっぱり帰ってきたいと、大学卒業して、うきはのほうに帰ってきたいとか、そういった若者が、やっぱり車のない生活というのは、うきは市ではできないと。

そのとき、いろんな話をする中で出たんですけど、せっかくうきはには公設の自動車学校があるじゃないかというふうな話が出ました。もっとそういった自動車学校を活用して、例えば高校を卒業しても、うきは市に残りたいとか、うきは市で就職しますとか、また、大学に行って、帰ってくる時、うきは市に帰ってきますとか、そういった若者、そういった分については、例えば自動車の免許を持ってない人については、うきは市の自動車学校で無料で免許を取得させるとか、そういった支援策はおもしろいんじゃないかというふうな話になりました。

よそから全くの移住者を募ることもあるかと思いますが、やっぱり今いる高校生とか、そういう若者を対象として、うきは市に住んでもらうには何が今一番必要かということを考えたときに、やっぱり車の免許を持つというのが非常に大切な部分ではなかろうかというふうに考えております。

そういったことで、ほかの市町村と同じような支援策、今言いました、いろんなことについては、ほかの市町村でも大概取り組みをしております。しかしながら、うきは市は公設の自動車学校という、非常によそにはないいいものを持っております。そういったところをうまく活用して、こういった移住・定住のほうにも結びつけるような支援策を考えたらどうかなど。人の関心とか興味を引くような取り組みを考えたらおもしろいのではないかなというふうに思っております。そういったところについて、ちょっと市長のほうの考え方を聞かせていただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 副市長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 今村副市長。

○副市長（今村 一郎君） 今、都会の企業ではどういうことが起きているかといいますと、いわゆる働き方改革が今、進められています。これは、ことし法律ができましたけれども、既に早くから大きい企業は、いわゆるテレワーク、そういった形で仕事をしていらっしゃいます。つまり、毎朝2時間以上かけて東京の都心まで通勤して、いわゆるコンクリートの中で囲まれて仕事をするよりも、ちょっと地方に出かけて環境のいいところで仕事ができる。今はネットの世界ですので、そういう環境さえあれば十分な仕事ができるという、そういう取り組みがなされております。つまり、仕事と旅行を一緒にしたようなワーケーションという形で今、都市部の企業は進めています。

つまり、何と申しますか、非常にプレッシャーの中で、そういう環境の中で仕事をしていると、いわゆる精神的にもかなりダメージを受けるということで、もっとイノベーションと申しますか、そういった新しい発想が生まれるような環境で仕事をしたい、そういう動きが今、できておりまして、私ども時々上京しましたときに、そういうチームの方のところに行ってお話をさせていただくんですけども、今、そのチームが東京の大手——大きな企業で1,200社の方が参加をしておられます。そういう中で、うきはの、いわゆる営業と申しますか、うきはに来て光が入ってますから、十分、東京での仕事が、うきはの土地でもできますよというようなことをいろいろお話をして、つい先日も、うきはを視察に来られました。そういった方々が地方に目を向けて、特に田舎であればどこでもいいんでしょうけれども、ただ、うきはの場合は、そういう光とかのそういった施設が、強みがありますので、そういったことをお話をしながら、うきはのほうにぜひ誘導していきたいと。そういった方々が、うきはでできるのであれば、長期滞留から、よければ移住もできるんじゃないかなと。

実際に事例として、イギリスの会社に勤めてらっしゃる方が吉井で仕事をしてらっしゃる方もいらっしゃいます。つまり、今はもう会社に行かなくても十分、そういう環境さえ整えば仕事ができるという時代になってきております。そういった時代の流れをうまく捉えて、うきは市もそれに順応していくとか、変わっていくということも必要じゃないかなというような取り組みをしているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 野鶴議員。

○議員（4番 野鶴 修君） 私の質問の趣旨が十分伝わってなかったのかなという気がちょっとしております。

確かに企業の関係につきましては、この前から、うきは市まちづくり事業連絡会なるものに私のほうも参加させていただいて、いろんな企業がうきは市のほうに入ってきて、いろんな事業をやってみようという心を持っていると、志を持っているということは、お話を聞かせていただきました。だから、その点については、よくわかると思います。

ただ、私が今回言っておりますのは、こういった移住とか、今まだ、うきはのほうに住もうという、定住しようというような人たちに対する支援、これこそまさしく、うきは市ならではの支援策、こういったものをもう少し考えたらどうかというところでもあります。ほかの市町村がやっているようなことと同じようなこと、取り組みをやるのではなくて、やっぱりうきは市ならではの、うきは市の施設の特徴を生かしたような支援策、やっぱりこういったことで、移住しようという人たちとか、定住しようというような人たちを引きとめる、そういったことを考えていただきたいというふうなところでもあります。

この問題につきましては、市長におかれましても、移住・定住に関しては多分、ここにおられ

る皆さん、同じ気持ちであると考えております。ぜひとも、うきは市らしい支援策というのを今後検討していただいて、より多くの成果をおさめられるようお願いして、時間の関係もごさいますので、終わりたいと思います。

それでは、次の質問のほうに入りたいと思います。

2点目ですけど、この問題につきましては、私、9月の一般質問でも質問をさせていただいております。ただ、どうしても私自身の中で十分な回答が得られなかったという気持ちから、今回、再度質問をさせていただいております。先ほどの中野議員と若干ダブる部分もあるかと思いますが、できるだけ割愛してダブらないようなところで質問をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、1点目ですけど、荒廃農地の拡大を防止し、新たな作物導入等の対策についてであります。9月の一般質問の中で、農地として守っていく土地と、そうでない土地の線引きを今の段階でもう、そろそろそういった線引きをする時期ではないかというところをお願いをしたところでもありますけど、現在、農地法の規制等もあり、国・県のほうに働きかけをしないと、すぐには対応できないとの回答をいただいたところでもあります。

しかしながら、年々、荒廃農地や耕作放棄地は増大するばかりです。これに対する防止策ということで、先ほど若干ありましたけど、防止策とか新たな作物等について市長の考えをお聞かせ願いたいというふうに思っております。

その中の新たな作物等については、先ほどもちらっと話が出ておりました。私のほうも9月の一般質問の中で、アーモンドを作付したらという提案を行っております。そのことについて、その当時の回答では、JAや改良普及センターとも協議して検討したいという回答でありましたけど、その後、具体的な調査・研究、これがどういうふうになっているのか、あわせて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、荒廃農地の拡大を防止し、新たな農作物導入等の対策について大きく2つの御質問をいただきました。

荒廃農地に対する防止策並びに振興策についての御質問であります。うきは市における荒廃農地の現状は、平成30年3月末時点で334.1ヘクタールで、そのうち再生利用が可能な農地が272.2ヘクタール、再生利用が困難と見込まれる農地が61.9ヘクタールで、市農地面積の10.6%を占めている状況であります。このことは果樹園で多く見られ、農業担い手の高齢化、減少によることが大きな要因として考えられます。また、荒廃化している樹園地は、傾斜や不整形等の耕作条件の不利な農地が多い状況であります。

農家におきましても、経営可能面積がピークのところも多い状況にありますが、引き続き、農

業委員及び農地利用適正化推進委員による農地のマッチング事業に取り組んでいきたいと考えております。また、柿等にかわる新たな作物として、アーモンドやクルミの導入にも情報収集、事例調査を行いながら検討していきたいと考えております。

2点目が、荒廃農地対策としてアーモンドの導入についての御質問であります。荒廃農地対策として、手が余りかからず、少しでも収益が上がる作物としてアーモンド導入の要望が上がっております。アーモンドは、春には白い花を咲かせ、実も収穫できることから、有効な作物ではないかと考えております。しかし、うきは市内でアーモンドの作付をしている方は少数であり、作付後まだ日が浅いこともあって栽培技術が不明な部分もあることから、今後、研究していかなければならないと思います。

このため、アーモンド導入の先進地であります鹿児島県湧水町と栽培の研究を行って鹿児島大学の視察を行いました。湧水町では、地方創生取り組みの一環として、荒廃している市有地にアーモンドを植栽して3年目を迎え、現在は施肥と草刈りの管理が行われております。まだ日が浅いため、収量等生産状況は不明でありましたが、収穫できたら、キログラム当たり1,000円で製油会社への販売を計画しているところだというふうに聞いております。植栽は水田でも可能ということではありますが、水はけがよくないと生育しないようでありました。

なお、鹿児島大学では、カイガラムシへの対応や果実の生理落果の注意など説明があったものの、栽培技術の調査・研究が開始されたばかりで、細かい内容については回答を得ることはできませんでした。しかし、うきは市としましては、今後のアーモンド栽培に向けた検討を行う上で、鹿児島大学との関係を維持していきたいと考えております。多くの課題もありますが、試験的に植栽を行いながら、さらに情報収集に努めるとともに、販売先の調査も検討していきたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 野鶴議員。

○議員（4番 野鶴 修君） 実は私が9月に引き続き、この問題を出した理由ですけど、先ほど市長の答弁にありましたように、確かに今、アーモンドについては鹿児島県が先駆者として非常に進んでおると。県を挙げて、このアーモンド栽培についての取り組みをしておるというふうにも聞いております。

そういった中で、私もネットのほうとかでもいろいろ調べさせていただきました。アーモンド栽培の先駆者であります宮崎県三股町の霧島会、ここでもアーモンドを栽培しておるわけですけど、こちらのほうでは、アーモンドを無農薬、無化学肥料で栽培されておると。鳥獣被害も少なく、中山間地でも栽培しやすいというふうにネットの中でそういうふうな報告がされておりました。また、その霧島会の会長の話からは、手間もかからないので高齢者が栽培するには最適な作物であるというふうに言うておりました。やっぱりこうした事例もありますし、もう、よそが

何かをやり遂げて、それから導入しても、やっぱりなかなかもう、二の次、三の次というような形で、どうしても立ちおくらせてしまうのではないかというふうには感じております。

先ほど、いろんなところに行って調査・研究をします。でも、調査・研究して、やっぱり何かしらやってみないことには前には進まない。失敗してもいいと思うんです。でも、やっぱり、まずやってみることが非常に大事ではないかなというふうに思っております。

先ほど言いましたように、花もモモ科に属するというので、非常にきれいな花が咲くと言われております。今、大野原台地のほうに、こういったアーモンドを植えておる。そういった中で、やっぱりそういったきれいな花が咲くというのは、まさしく、このうきはの景観については非常に合うのではないかなということも考えました。

既に荒廃農地や耕作放棄地、こういった増大を危惧する団体、こういったところについては、このアーモンドの栽培を開始しようとしております。実は私の地元であります大春の里営農組合、農事組合法人でありますけど、ここでも、ことし30本の苗木をみずから購入し、この12月に作付をするというようなところがあります。大野原のミズキロープの上のほうの土地でも、個人で自分でアーモンドの苗を作付して、もう既に植えつけしておる人もおります。

こんなふうに、今、市のほうで、調査・研究、調査・研究で、なかなか腰を上げない状態の中で、もう既に、いろんな人たちはもう、やってみろうということで進んでいるわけです。だから、こういった荒廃農地——のんびり構えると言うと失礼かもしれませんが、やっぱりまず何か行動に起こさなければ次の段階に進むことはできないのではないかというふうなことを考えます。ぜひとも市やJAが、これらのこういった各団体の取り組みに乗りおくれることなく、早急な何か支援策、オリーブとかツバキについては苗木購入に関して2分の1の補助があります。ただ、今このアーモンドについては何ら、そういった補助も対象にもなっておりません。やっぱりそういったことを考えますと、何とか早目にそういったものも対象作物に入れていただいて、2分の1の補助をするとか、そういった新たな試みをするとかいうようなことに、ぜひとも検討して進めていってほしいというふうに考えます。いま一度そこら辺について、市長の考え方を願います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 松尾農林振興課長。

○農林振興課長（松尾 正和君） アーモンドの関係につきましては、JA、普及センターとも協議をしております。なかなかセンターのほうも栽培技術を確立してないというか、わからない中で、なかなか進めにくいというのが現実的にはあります。しかしながら、議員お話のとおり、いろいろ自主的に植栽をしながらやってみようという動きもありますので、議員の御意見等を踏ま

えて、推進なり取り組みを考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 野鶴議員。

○議員（4番 野鶴 修君） わかりました。

農林振興課としては、そういった動きに対応していただけるというふうな回答だったと思います。

ただ、こういった具体的なことに対して、いま一度、市長のほうの考え方というか見解を一言お願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農業振興対策は、どれか1つの施策を行えば全て効く、そういう特効薬とか即効薬というのではないと思ってます。さまざまな施策を組み合わせる総合的に展開しないと、農業振興というのは図れないと思ってます。

今、農業を取り巻く環境というのは、非常に農業従事者の高齢化、減少、あるいは農作物の単価の減少、そして私が一番大きな課題だと思っているのは、農業所得が減少してる、ここが大きな課題だろうと思います。やはり農業所得を上げないと、やはり若い人が農業につかない。これが原点であるし、そこから派生する問題として荒廃農地が増加してくると、こういうことにつながるのではないかと思います。

それでは、農業所得をどう上げるか。私は2つの大きな視点があると思います。

1つは、付加価値をつける。うきは市の農作物に付加価値をつけるということでありまして。したがって、その発想で、うきはテロワールというのを呼びかけておまして、うきはならではの農作物をアピールして、より高い単価で取引をしていただくような、そういう環境をつくるのが1点。

それから、もう一つ、直近の農林水産省のデータによりますと、我が国の農業・食料関連産業の生産額は年間112兆円あるんですが、112兆円のうち、農林・漁業の生産額は12兆円しかありません。つまり、100兆円は、食品製造業であったり外食産業であったり、関連流通業に逃げているわけですね。したがって、6次産業化がいかに大事か。

ことし夏場は非常に猛暑続きで、例えば柿の生産が非常に厳しかったです。小玉であるし、やわが多いという現実で、大半の柿が捨てられる。それを捨てないで、どう加工品で生かしていくか。それが今、問われているのではないかと。そういうことを駆使しながら、農業所得を上げる。そして、若者が農業につく。そして、荒廃地がなくなっていく。こういう段取りで、しっかりした農業施策を展開していきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 野鶴議員。

○議員（4番 野鶴 修君） 市長の考えはよくわかりました。

私も農業所得を上げるということに対しては、何ら反対するところでもありませんし、全くそのとおりだと思っております。

ただ、やっぱり一番危惧しているのは、その農業を実際にする、生産する基盤、これが非常に今、高齢化しているし、担い手がないということがあります。そういったところで、そういった、そこをじゃあ先に、どういうふう支援していくかというふうなところが一番心配しておるところであります。そういった関連で、3点目の質問のほうに入らせていただきたいと思いますと思っております。

うきはレインボーファームの今後の運営に対する考えについてであります。これも9月の議会の折にも質問させていただいております。うきはレインボーファームは、今後どのような方向性を持って運営を行うのかということであります。うきはレインボーファームの設置目的、これを達成するためには、現状の運営の仕方では到底無理だと思っております。やはり、うきは市及びJAにじの人的支援や財政的支援がないことには、この運営はできないのであるというふうと考えております。そういったことを含めて、今後の運営方針、課題、こういった部分についての市長の見解をお願いしたいと思います。

あわせて、このうきはレインボーファームにこそ、農業の担い手の拠点施設、そういった施設として運営がなされるべきだというふうと考えております。そういった、その点についても含めて市長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、うきはレインボーファームの今後の運営に対する考えということで大きく2点の御質問をいただきました。

1点目が、うきはレインボーファームの運営方針についての御質問であります。議員御承知のとおり、うきはレインボーファームは、JAにじと、うきは市の共同出資により、新規就農者の育成及び中山間地等の農業振興を目的として設立されたものでございます。トマトの販売額を財源として各事業を展開しており、現在は地方創生推進交付金も活用しているところであります。交付金は平成32年度で終了することから、これからの運営のあり方につきまして、JAにじ、久留米普及指導センター、市の関係機関が集まり、経営会議を開催しながら検討しているところであります。農作物販売の拡大や新規就農選択作物の拡充、人員計画など、困難な課題が山積しておりますが、事業目的の推進に向けて検討し、運営に努力していきたいと考えております。

2つ目が、担い手育成の拠点として、うきはレインボーファームの拡大についての御質問であります。うきはレインボーファームは、トマトの生産を通して新規就農者の育成に取り組んでいるところでありますが、今後は柿などの果樹やイチゴなど、品目の要望に沿った担い手育成も

進めていく必要があると思います。

しかしながら、現状では研修補助がなく、担い手等にお願いするほかありません。今後、経営会議の中で、研修補助や技術指導者の確保等についても検討していきたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 野鶴議員。

○議員（4番 野鶴 修君） 非常に心強い回答をいただいたというふうに私のほうは感じております。

実は、先ほどから中野議員のほうの話にもあったかと思いますが、私のほうも11月5日から7日、長野県のほうに視察に行ってきました。その長野県東御市にある信州うえだファームというのが本当に、ここに視察行って、私の理想とする農業生産法人としての運営というのが行われていたということです。それで、ぜひ、ここに紹介したいと思ひまして、添付資料としてつけております。信州うえだファームの組織体制ということで、平成29年度現在の、このうえだファームで行われている組織であります。下のほうに、うきはレインボーファームの組織未来図（案）ということで、これは私のほうの試案でございますけど、そういうことでつけさせてもらっておるところであります。

この信州うえだファームにおきましては、あくまでJAが単独で設立した農業生産法人ではありませんけど、先ほどから何度もありますように、その設立目的というのは、農業従事者の高齢化、深刻な担い手不足、そういったのが進んでいく中において、農家の経営耕地面積の減少であるとか耕作放棄地の増大、地域農業の衰退ということを危惧して、JAみずからが3,600万円を出資し立ち上げたという農業生産法人であります。レインボーファームと比較しますと、出資や経営実態は異なりますけど、全く設置目的については同じ目的であるというふうに私は感じております。

この中で一番驚いたのは、現在、従業員が60名と。60名もいるということでありました。この組織図を見ていただくとわかるかと思いますが、取締役会というところに役員さんが5名いると。代表取締役はJAの常任理事が兼務、監査役もJAの常任監事が兼務と。その他3人の取締役のうち、2人はJAより出向し、給与はJAが負担しているということでもございました。残りの1名については、地元農家をお願いをしているというふうなところで、そういったのが、この取締役としてなっておると。つまり、経営の核となる役員については、JAが人を派遣し、その給与まで面倒を見ているというものでありました。

私は、これもやっぱり、うきはレインボーファームにも、こういった考えをぜひ持っていただきたいと。うきはレインボーファームにおける体制ですけど、やっぱり市とJAにじのほうで出資して設立したものの、現状を見ますと、JAにじからや、うきは市からの人的支援はないということで、あくまで当事者任せになっている部分が大きいのではないかとこのように感じており

ます。その経営も、経営資金についても、みずからがトマト栽培による利益のみで運営されているのが現状であります。そういった中では、やはり将来こういう組織体制をつくるというのは到底望めないというふうに思います。先ほど市長の答弁にありました、やっぱり将来、多岐にわたって、いろんなことをやってもらいたいと。

ここにも書いております。案ですけど、農作業受託班、トマト班、施設野菜班、イチゴ班、果樹班と。せめて、この5つぐらいのやっぱり専門分野をつくっていただいて、それぞれ、うきは市の中で農業を行っていく中で非常にやっぱり困っている部分、問題視されている部分、そういったのに対応していただきたいというふうに考えておるところであります。

実は、先ほど、いろいろ農協のほうのお話も出ておりました。農協組合長とも私、先日、一緒に、先輩・後輩というところもありましたので、いろいろ話をしたところでもあります。中野議員のほうからも報告がありましたように、このJAファームの常務取締役と今の農協組合長が大学の1つ先輩・後輩ということで、非常に懇意にしておるということで、早速、電話で、その場で連絡してもらって、ぜひ見てみたいということをお願いしております。そういった中で、組合長としても、年明けて来年には、この信州うえだファームを見に行きたいと。話さえ合えば、こっちのほうに来てもらって話をしてもらってもいいというぐらい、そういった話も組合長のほうからいただいております。

こうして、やっぱり今、JAにじと、うきは市、行政が一体となって、このうきはレインボーファームの運営を本当に真剣に考えていかないと、せっかくすばらしいレインボーファームができておりますけど、このままの状態がずっと続くようなことで、何ら農業問題の解決には進んでいかないのではないかなというふうに危惧しておるところであります。

せっかくこんなすばらしい信州うえだファームというモデルがありますので、ぜひとも、こういった内容を調べていただいて、うきは市のレインボーファームについても同じような体制を考えていただきたいなというふうに考えております。そういった点について、こういった具体的に、普及所とかJAにじとか改良普及センターですかね、と農業委員会、こういったところを交えたところで、もう少し具体的な運営方針というか、そういったものを考えていただきたいと思います。市長の見解をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 松尾農林振興課長。

○農林振興課長（松尾 正和君） 今、議員御指摘のありました、レインボーファームの今後の姿というか、そこについてのお話があったところでございます。

JAにじ、それから普及センターとも連携しまして、例えば果樹の関係についても、どうい

ふうに研修目的、それから、のれん分けまで管理をするのか、そういったところまで含めて検討をしております。

ただ、今、レインボーファームだけではなくて、市域全体、農業従事者の不足が言われているところでもあります。なかなか事業を興そうとしても、やっぱり雇用できる労働力の見込みが立たないと、なかなか規模拡大というものにも結びつかないというふうに思っております。そこら辺は、現状をよく踏まえて、今後の構想については検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 野鶴議員。

○議員（4番 野鶴 修君） こういった体制について、今後こういうふうな体制をつくるためには当然、人的支援、財政的支援も伴うものと思います。そういった部分については、農林振興課長のほうでは、こうしますということは言えないと思います。

私が9月議会の中でも、やっぱり何か不満に思ったというのは、やっぱりこういったことに対する市長の姿勢をちょっとお聞かせいただきたいということで、ぜひとも市長の答弁をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 私の農業振興に対する姿勢は先ほど申し上げたとおりでありまして、うきは市の基幹産業でありますし、RESASでひもときますと、うきは市の農業こそ、地域経済に一番寄与している産業でありますので、経済学的にも、この農業振興というのは重要な課題だと、このように認識をしております。

ただ、うきは市、限られた財政、そして組織の中で、どう支援するか、そして今、数々の農業施策を今、展開をしておりますので、そういう中で取捨選択をしながら、しっかり対応していきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 野鶴議員。

○議員（4番 野鶴 修君） 市長のほうも答弁の中で、もう少し突っ込んだところの答弁が欲しかったわけでございますけど、やはり、確かに農業所得を上げる、販売する、そういったところに対して、いろいろやっていくということについては反対するわけではありませんけど、まず、その前にある農業の生産基盤、生産基盤を確立するということが、どうも、いまいち、ちょっとまだ、うきは市の取り組みとしては弱いのではないかなというふうに私は感じておるところであります。やはり生産基盤が確立されてこそ、次、販売とか農業所得を上げていくということを考えていく。特に今、こういった、こういった状況に追い込まれているのではないかなという気がいたしております。行政とJAにじが手を取り合って、このうきはレインボーファームの運営に関するかじ取り、これをやっぱり行っていくことが絶対に必要ではないかなというふうに感じて

おりますので、今後ともレインボーファームの運営方針について、思い切った支援策、そういったことを期待したいというふうに思います。そういうことで、この問題については、ここで打ち切りたいと思います。

続いて、最後の質問でございます。農業の担い手育成に対する、うきは市独自の支援策についてであります。

このことについても9月の一般質問で若干触れておりますけど、先ほど話しました、この東御市、東御市におきましては、行政のほうで農業農村支援センターというものを平成10年に設立しております。目的は、先ほどと同じように、この東御市におきましても、農業従事者の高齢化、担い手不足、農業生産規模の縮小、荒廃農地の増加という課題に対処するために、この農業農村センターというのが設立されたと聞いております。

活動内容といたしましては、就農希望者に対する住宅提供や農地の賃貸に関する相談、さらには、果樹については、収益の上がる成園を借地することができ、果樹栽培を始められる作物の技術指導とか経営指導、これを改良普及センター、JA、先進農家等が連携して、きめ細やかな指導を実施しているということを聞いております。うきは市でも同じように、行政、改良普及センター、JAが一体となった推進組織がございますけど、これに先進農家が加わったという体制、こういったところまで行けたらいいのではないかなど。

具体的な支援活動として、新規就農希望者に対しては、家族用住宅5棟、独身世帯用が4棟、これを設置して、家族世帯については家賃は2万1,000円、独身世帯については1万1,000円で貸し出しをしていると。そういった、よくうちのほうでも新規就農者の住宅の問題、いつも質問が出されております。そういったことで、ここについては、そういったことを市のほうで独自にやっておるというところでありませう。

さらに、私が一番言いたいのは次でございますけど、新規就農者が独立した後の3年間、独立した後の3年間において、農地の賃借料、住宅家賃、苗木の購入費、研修参加費用、これなど2分の1の補助を行っている。だから、あくまで新規就農者、もう独立就農したら、もう終わりだよというか、もう何もありませんよということじゃなくて、あくまで、この新規就農者が独立した後の3年間において、こういった補助を行っておると。これは非常にやっぱり新規就農者をやってみろうという人にとっては心強い政策ではないかなというふうな気がしました。

また、さらには、農業農村支援センターには、トラクターや消毒機械などの農機具等も配備しているということで、この独立した新規就農者等に対しては無償で貸し付けしているというふうなことでした。やっぱり私が思いますに、新規就農者に対して、こうした、後のフォローといひますか、そういう手厚い支援というのが一番望まれるのではないかなというふうに思っております。不安を抱えて独立していく中で、やはりこうした支援があるというのは、新規就農者等に対

して非常に心強いものがあり、希望も出てくるのではないかなというふうに感じております。そういうところについて、市長の考え方についての回答をお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、農業の担い手育成に対する、うきは市の独自支援策について御質問をいただきました。

新規に就農するためには、栽培技術、農地、機械、施設等を準備する必要がありますが、今のところは、国の次世代人材育成事業による給付金、市の新規就農促進事業費補助金、政策金融公庫による資金融資等を活用して支援に取り組んでいるところであります。しかしながら、議員御指摘のように、施設以外でも初期費用として、資材や機械、運搬車両等も必要であり、その費用捻出にも苦労されているところでもあります。

このような状況も踏まえ、今後、他市町村における取り組みや、必要とされる資材等も調査の上、支援のあり方について検討をしていきたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 野鶴議員。

○議員（4番 野鶴 修君） よくわかりました。

ぜひとも、こういった新規就農者についての支援、独立就農した後の支援についても、ぜひとも何らかの形で支援できるような体制をつくっていただきたいというふうに思っております。

もう一点、農業の担い手の問題といたしまして9月議会で質問しましたけど、やっぱりすぐそばに光陽高校の農業科というか、そういった科がある。そういったところとの接点をぜひとも進めて、わざわざよそから新規就農者を引っ張ってくるんじゃなくて、そういった高校で農業を目指しているような若者をぜひ、うきはのほうに定住させる——定住というか、こちらのほうに引っ張ってくるような、そういったことをぜひともやってもらいたいというようなところを出しておったかと思えます。

地方の人口減少ということで、地方創生、いろいろ言われておりますけど、まずは、そういった身近にいる若者をこのうきはのほうに残ってもらうというふうな取り組みを進めてもらいたいと思えますけど、そういったところについて、何らかの形で動きがあっておるのかどうか、御回答をお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長に答弁させます。

○議長（櫛川 正男君） 松尾農林振興課長。

○農林振興課長（松尾 正和君） 議員が9月議会で御提言いただきました。

高校との意見交換会については、年度内には行いたいということで計画をしているところがございます。一部で聞いたところでは、なかなか就職については、他産業への要望とかあるという

ことですけども、今後のうきは市の農業をさらに発展させていくために、高校との意見交換もしていくところで考えております。

○議長（櫛川 正男君） 野鶴議員。

○議員（4番 野鶴 修君） その点については、ぜひともお願いしたいというふうに思います。できますれば、そういった形で、高校生の中で、うきはで、うきはに残って農業をやってみたいとかいうような、そういった若者をぜひとも——先ほどの話ではございませんけど、このうきははレインボーファームのほうで雇用して、そして、そこで2年ないし3年間、研修生として頑張ってもらって、それから独立するなら独立をしてもらおうというふうなことを、そういった1つの流れをつくってもらいたいというふうに感じるところであります。そうして、よそからわざわざ新規就農者を連れてくるのではなくて、やっぱり地元にいる若者をこのうきは市のほうに定住してもらおうというところをぜひともお願いしたいと思います。

もう時間もほとんどなくなっておりますので、最後のまとめに入りたいと思います。

現在、地方の人口減少による地方創生事業というのがいろいろ取り組まれておるところではありますけれど、このうきは市において、やっぱり農業生産基盤の確立を図って、先ほど市長が言いましたように、農業振興というのが図られれば、若者も、うきは市に定住できるのではないかなというふうに思っております。何よりも基幹産業である農業の発展こそが、うきは市にとって一番の地方創生、地域の活性化につながるものと確信しております。今後とも、市長の言う、うきは市の基幹産業は農業ですということを感じて、手厚い農業支援策を期待して、一般質問を終了したいと思います。ありがとうございました。

○議長（櫛川 正男君） これで、4番、野鶴修議員の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） ここで暫時休憩といたします。15時40分より再開します。

午後3時25分休憩

午後3時40分再開

○議長（櫛川 正男君） 一般質問を再開します。

次に、5番、竹永茂美議員の発言を許可します。5番、竹永茂美議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 5番、竹永です。よろしくお願ひいたします。

まず、最初に、子供が安全・安心のまちづくりについて3点お伺ひいたします。

1点目は、教育予算の充実についてです。うきは市PTA連合会、うきは市母と女性教職員の会、福岡県教職員組合浮羽・三井支部などから教育予算の充実について要望が出ておりますが、これにつきまして、市長と教育長にお伺ひしたいと思います。

関連して、うきは市では、市長並びに教育長の配慮に基づき、小学校1・2年生の30人学級の実現がなされていますが、それ以降の取り組みについての対応をお尋ねします。

また、多様な子供たちが学校に通っておりますが、学習支援員の増員についてもお尋ねしたいと思います。

2点目、幼児教育の無償化についてお尋ねいたします。

来年度、幼児教育の無償化がなされようとしておりますが、うきは市の現状と課題並びに次年度に向けての取り組みについて、お伺いいたします。また、一般的に保育士、幼稚園教諭の確保が難しいということがマスコミ報道でなされておりますので、保育士、幼稚園教諭の確保に向けた条件整備についてもお伺いいたします。

3点目は、子供が毎日通う通学路の安全・安心策についてです。うきは市通学路安全推進会議の、ここ半年間の取り組みを市長と教育長にお伺いいたします。

具体的には、6月議会、9月議会でも質問し、お願いしてまいりました、吉井小学校18区、児童の通学路の危険場所、今回は、交差点の数、横断歩道ラインの有無、路側帯の有無等の実態と対策、それから19区、20区の子供たちが扇島信号機で歩行者だまりがないところで待っているわけですが、その点の進捗状況についてもお伺いいたします。

また、福富小学校、竹重区の児童の通学路の危険場所の実態と対策についても、先ほど言いました、吉井小学校18区の児童通学の危険場所の実態と対策についてお伺いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、子供が安全・安心のまちづくりについて大きく3点の質問をいただきました。

2点目については、私から答弁させていただき、1点目と3点目につきましては、教育長から答弁をさせます。

2点目は、幼児教育無償化についての御質問をいただきました。2019年10月から予定されております、3歳児以上の幼児教育無償化につきまして、報道等で公表されてる政府の案としましては、現在のところ、初年度は全額国負担、2年目以降は地方にも一定の負担を求めると言われておりますが、具体的な方針はまだ示されていない状況でございます。今後の国の動向に注視しながら対応してまいります。

また、幼児教育無償化による、うきは市の状況につきましては、来年度の入所見込みの状況から見ますと、基準となる保育要件を満たしている方につきましては、受け入れができる状況と見込んでおります。

今後の課題といたしましては、ますます保育士の確保が重要になってきております。保育士確保のために処遇改善に努め、受け入れ体制の強化を図ってまいります。

なお、幼稚園に対しましても同様に認識をしているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 1点目の、教育予算の充実についての御質問ですが、毎年、予算編成時期に、うきは市小・中学校PTA連合会等から教育予算に関する予算要望書が提案されています。要望内容を検討し、優先順位の高いものから可能な限り実現できるように対応しているところですが、全ての要望に応えることは予算的にも厳しいのが現状であります。今年度の要望につきましては、どの団体からも一番の優先順位で上げられていたのは、小学校の空調整備でした。小学校の空調整備については、中野議員の御質問にお答えしましたとおり、来年の夏に間に合うように整備を進めてまいります。

小学校1・2年生の30人学級につきましては、平成22年3月議会において、うきは市少人数指導特別教員条例を制定しています。国・県の規定は、1年生は35人学級、2年生以上は40人学級ですが、うきは市では現在、市内全小学校の1・2年生において30人学級を実施しています。今年度は、福富小学校の第2学年と御幸小学校の第2学年に市独自で教員の配置を行っております。

30人学級の成果としては、少人数になり、各教科の学力の実態や児童一人一人の実態を細かく把握することができ、個に応じた指導ができているなどの報告を受けています。小学校2年生以上の35人学級の実施につきまして、引き続き、機会あるごとに国・県に要望してまいりたいと考えております。

また、学校支援員、特別支援学級支援員の配置につきましては、各学校の児童・生徒の状況、特別支援学級の状況等を勘案しながら配置に務めております。来年度の配置につきましては、うきは市小・中学校PTA連合会等の要望の後、各学校の校長に要員ヒアリングを行っております。

3点目の、子供の通学路の安全・安心策についての御質問ですが、うきは市では小学校の通学路の安全確保を図るために、うきは警察署、国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所、福岡県久留米県土整備事務所、うきは市の学校教育課、住環境建設課、各小学校長からなる、通学路安全推進会議を設置しております。この会議では2年ごとに各小学校からの通学路の危険箇所の報告を受け、集約し、通学路の安全確保に向けた取り組みを行うために、昨年8月に、うきは市通学路交通安全プログラムに基づく会議を行っております。このプログラム会議では、関係機関が連携して、情報の共有、合同点検を行い、児童・生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っております。

ことしの6月議会で、このプログラムに基づく今年度実施計画を報告していただきました整備計画につきましては、吉井小学校の市道中町・続線の中町交差点入り口の路側線設置及び横断歩道の引き直し、福富小学校の市道竹重・屋形線の路側帯のカラー舗装、御幸小学校では市道辻屋敷・

重定線路側帯のカラー舗装、山春小学校では市道大野原・原口線路肩排水路の側溝整備について、今年度中に整備完了の予定です。千年小学校要望の末永地区のJR線沿いの防護柵設置及び県道保木吉井線、千年家横交差点の横断歩道引き直し及び路側帯のカラー舗装については、関係機関であるJR、久留米県土整備事務所と、引き続き、協議を進めてまいります。

今回お尋ねの吉井小学校18区の児童通学路につきましては、交差点15カ所、横断歩道の数9カ所で、路側帯につきましては、通学路全体において設置されていることを確認しております。注意が必要な箇所については、市道竹重・屋形線、旧筑後信金吉井支店から出た国道は、路側帯はあるものの交通量が多いこと、また、一部の通学路において路側帯が片側にしかないことでもあります。この対策としては、一部の道路においてはゾーン30の指定としています。

また、福富小学校竹重区につきましては、交差点24カ所、横断歩道の数10カ所で、路側帯につきましては、通学路全体において設置されていることを確認しております。注意が必要な箇所につきましては、市道竹重・屋形線と、ふるさと農道が交差する手前の道幅が狭く、路側帯も狭くなっているところですが、こちらには、先ほど述べましたとおり、今年度中に路側帯のカラー舗装を施す予定です。

なお、9月議会で御質問いただいた扇島交差点付近の横断歩道の歩行者だまりの確保の件につきましては、現在までのところ、地権者の承諾には至っておりません。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） それでは、再度質問いたします。

先ほど、教育長の答弁で、うきは市小・中学校PTA連合会等々の要望の第一は空調整備ということで、この点につきましては、先ほど、もう完備ができるということですので、今回は、来年度に向けてということで質問をしているところです。

別紙資料をごらんください。配付しております資料の1を見ますと、本年度の各学校の児童数とクラスを書いております。確かに今言われましたように、御幸小学校の2年、それから福富小学校の1年に配置していただいておりますけれども、見ていただくとわかりますように、40人学級が千年小学校の6年生、それから浮羽中学校の1年生が3クラス、吉井中学校の2年生が3クラスということで、大変大人数になっております。

したがって、この辺、このようなところに、下に書いております資料2、秋田県由利本荘市の資料ですが、小学校では平成13年から計画的に、そして中学校1年生が平成14年から取り組まれております。もちろん、これは秋田県の取り組みでもありますが、これに取り組む由利本荘市教育長の取り組みがあったというふうに聞いてきております。したがって、現状から考えますと、40人学級の早急の解決、このままいきますと、来年度、吉井中学校は3年生が

40人、浮羽中学校が2年生が40人という形になります。

また、6年生がこのまま進学すれば、浮羽中学校では一クラス33.7人、それから吉井中学校では37.2人ということで、35人を超える状況がたくさん出てまいります。したがって、とりあえずということになると思いますが、小学校1・2年生で取り組んでこられましたことをぜひ小学校3年生あるいは中学校1年生へ拡充していただきたいというふうに考えております。

市長は、9月議会の答弁の中で、限られた財源の中ではありますが、今後とも教育にはしっかりと予算を確保して、子供たちの安全・安心な環境で伸び伸びと生きる力を育ていけるよう努めてまいりたいと思いますという回答をいただいております。したがって、この点につきましては、教育長ではなく市長のほうから再度答弁をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど教育長のほうから答弁がありました40人学級、とにかく国のほうに要望を申し上げておりますので、私としても、福岡県市長会あるいは九州市長会、さらには全国市長会を通じまして、少人数学級についての取り組みについて要望をしていきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 全国市長会等で要望を出されていることは重々わかるわけですが、現状40人が来年度も予想されておりますので、ぜひ市長として、うきは市独自の取り組みをしていただきたいというふうに考えているわけです。

例えば、うきは市においては、全ての学校が30人学級ですよということになれば、うきは市への定住・移住促進にもつながることではないか、また、子供たち一人一人の学力向上にもつながるのではないかなというふうに考えておりますので、その辺の答弁を再度市長にお伺いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今さまざまな地方創生の取り組みをしております、その中で一番重要なのは、次の世代を担う子供たちの教育、つまり、やはり今後の、やっぱり我が国の再生というのは、教育の再生、それに尽きるものと、こう思っております。そして、教育というのは、国家百年の大計で、一朝一夕にできるような施策ではございませんので、いろんな総合施策を施しながら教育振興については取り組みをしていきたいと思っております。そして、議員御指摘のように、やること、幾つもあるわけですが、そうしますと、限られた財政の中で、どう効率的に事業を執行していくのか、施策に結びつけていくのかというのは重要な視点でございますので、しっかりそういう総合判断の中で対応していきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 先ほど、資料2の由利本荘市の資料の説明を行いました。実は、この続きがありまして、厚生文教委員会の行政視察の中で言われたのは、この表にありますように、平成13年から小学校1年生を皮切りに、平成26年で中学校まで完了したと。さらに、このような少人数学級の取り組みが10年、20年、30年、40年を経て、今、秋田県の、いわゆる学力向上に結果が出ていると言われました。それに踏ん張ったのは教育長でもあるというふうに述べられましたので、ぜひ教育長並びに市長の踏ん張りを期待して、1点目の教育予算拡充についての質問を終わります。

続きまして、幼稚園の無償化にかかわる問題ですが、先ほど述べられましたように、来年から始まります。当然、取り組みがなされていると思います。保育所について言いますと、先日、福祉事務所をお訪ねしましたら、保育所の入所については、無償化があっても例年どおりではないかということでした。

ところが、幼稚園のほうに参りましたら、実は無償化に伴って定数がふえるのではないだろうか。今、年少さんと年長さんの——来年度の年少、年長さんの定数のぎりぎりのクラスがあるということです。したがって、これから先、駆け込み需要ではありませんけれども、無償化が、もう少し具体的な提案が出てくると、幼稚園での定数、学級増の問題が出てくるのではないかと予想されます。

また、うきは市には企業内保育所が1カ所ありますけれども、こちらとの連携は、市や教育委員会との連携ではなく、直接県とのやりとりということで、なかなか情報が集まっていない状況があります。したがって、幼稚園や企業内保育所について、どのような対策をとられているのか、お尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 関連がございますので、福祉事務所長と学校教育課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 梶原福祉事務所長。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） 今、御質問の件ですけれども、企業主導型保育所ですけれども、今年度4月から企業主導型保育所、クローバー保育園が市内で1園、警察署のところに開園をされております。こちらのほうが定員17名で、ゼロ歳児から3歳児までを受け入れ対象としまして、基本的には、その企業に勤務されます従業員の子供さんを預かる保育園でございます。ただし、定員の半数である8名までは、地域枠として地域の子供たちを受け入れることができっております。来年度の状況を確認しましたところ、今年度と同様の受け入れの予定という回答がございました。

保育園、幼稚園、企業主導型保育所との連携ということですが、保育所、幼稚園、それ

から企業主導型保育所、それぞれ直接の連携としては、今のところはございませんが、保育所、幼稚園につきましては、平成29年度からリトミック教育、文化教育を市と連携して実施をしておるところであります。また、企業主導型保育所につきましては、内閣府の管轄のため、直接的に連携はしていませんが、年に1回の指導監査の実施及び地域枠で入所する場合に、保育の必要性を証明する支給認定証などの必要書類を市が発行するといった、入所に当たっての連携を行っております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 権藤学校教育課長。

○学校教育課長（権藤 精二君） 幼稚園につきましては、吉井幼稚園の場合、公立ではなく私立の幼稚園でございます。公立の幼稚園であれば、文科省のほうからの都道府県の教育委員会の管轄になり、市町村の教育委員会のほうが設置管理をするわけ——それはもう十分わかっていると思いますけれども、私立幼稚園については、学校法人である県知事のほうが管理し、学校法人のほうで設置管理のほうを行うわけでございます。

それで、幼稚園の来年度の入園児数ですね、入所園児の数を確認したところ、ことし卒園する子供さんと同数程度ということで入所届のほうでは把握ができてますといったふうな回答をいただいております。

それで、もう一つ、やっぱり幼稚園のほうも私立ではございますけれども、そこら辺の今後の状況とか、そういうところは、教育委員会のほうでも把握しながら、協力できる部分については考えていきたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） それでは、幼稚園につきましては、これから先、残り何カ月かあるわけですが、増員して、増員——クラスがふえた場合は対応していただけるというふうを確認してよろしいのでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 権藤学校教育課長。

○学校教育課長（権藤 精二君） そういった受けとめ方ではなくてからですね、あくまで設置管理は学校法人である幼稚園自体ということになっておりますので、ただし、言うのは、やっぱり協力できる部分があれば、支援できる部分があればということで、情報収集とか、そういうのがわかり次第、報告するとか、そういうことをやっていきたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） たしか吉井幼稚園には市からの補助が出ていると思いますが、先ほどの繰り返しになりますが、学級増とかになった場合は、その補助の増額は検討していただくといいように捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 権藤学校教育課長。

○学校教育課長（権藤 精二君） 現在のところ、幼稚園のほうには市からの補助は出ておりません。幼稚園奨励費で保護者のほうに保育料を支援するということはしておりますけれども、市からの補助のほうは、現在のところ出ておりません。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 失礼いたしました。補助ではなくて、その奨励費について言えば、増員があれば増額を検討していただけるということでよろしいのでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 権藤学校教育課長。

○学校教育課長（権藤 精二君） 幼稚園奨励費につきましては、来年度の9月までは確実にあるんですけれども、10月以降は国のほうがどういったことで保育料——幼稚園の保育料を見るときか、そういうのがまだ説明されておられませんので、そこら辺がわかり次第、また報告のほうをさせていただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） それでは、対応をよろしくお願ひしたいと思います。

今、聞いておりますと、幼稚園、保育所、企業内保育所につきましては、もう少し連携をとっていただけたらいいのじゃないかなと思います。

それでは、関連して、11月26日の西日本新聞に、このような久留米市こども子育てサポートセンターの記事がありました。久留米市では、乳幼児から18歳までと長く、児童・生徒から、あらゆる相談に応じるとありました。

うきは市でも、先ほどの質問の中で、西庁舎に一括したサポートセンターみたいなのができるということですが、このサポートセンターにつきましては、18歳までの児童・生徒から、あらゆる相談に応じるという体制と考えてよいのか、お尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 原保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 先日の全員協議会の中でも、おおよその概要につきまして議員の皆様の方には御説明を申し上げたところでございます。

ただ、来年の10月からの設置ということで、まだ具体的なところは、詳細は決まっておりません。とりあえずのところは、保健課が主体となって、このセンターのほうを設置していこうということで今、準備を進めております。この前も申し上げましたとおり、学校教育課のほうは西別館に参りますので、保健課、それから福祉事務所の保育所係、子育て支援係、それから学校教育課、出生から高校までの子育て世代を切れ目のない支援を行えるような体制を整えていきたい

というふうに考えておりますけれども、まだ詳細につきましては、まだ決まっておきませんので、決まり次第、また議員の皆様の方には御説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） よろしく申し上げます。

それでは、最後ですが、市長のほうにお尋ねいたします。

来年度、若葉保育園が民営化されますが、その後の保育所の民営化の方針なり今後の予定がわかりましたら、これとも関連しますので、お尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 保育所、保育園の民営化につきましては、行革委員会からの答申を受けて対応をさせていただいているところであります。

若葉保育園以降の民営化については、今のところ具体的な計画はございませんが、長い視点では民営化の方向あるいは統廃合の方向で進めていきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） ありがとうございます。

続きまして、3点目についてお尋ねいたします。

9月議会で質問したと同じような答弁で大変残念に思っております。といいますのも、資料の裏面をごらんください。資料3と資料4ということで、若干、私自身が自動車で確認したものですから、交差点の数とかが合わないのかもしれませんが、吉井小学校18区の児童通学路で、河童橋の南から、先月11月20日、子供と保護者で歩いてきました。⑤から④を通過して私は②へ巨瀬川沿いに通学路があるものと考えておりましたら、④から③、④を通過して⑤の高橋、そして筑邦銀行の⑥というような通学路であったわけです。お母さんたちも高橋神社の手前までは来られましたけれども、歩くにつれて、やっぱり危険だよ、下も完全に舗装がもうトラック等で壊れているところもありましたので、そういうことを行きながら、出発時点、河童橋の南では6名だったのが、吉井小学校に着いたときには43名の児童でした。

交差点では、20日ということで交通指導に立っていただいておりますけれども、やっぱり危険ではないか。常々申し上げておりますように、河童橋南側、それから高橋神社の西側、筑邦銀行前の交差点には一切の横断歩道のラインはありませんでした。したがって、これについては、再度それぞれの学校で点検をお願いし、うきは市通学路安全推進会議で検討を早急にしていただきたいと思いますと思っております。

また、資料4、竹重区の児童につきましては、①、②というふうにはずっと行くわけですが、③と④で実線が破線になっておりますのは、実は路側帯が消えています。また、⑤、⑩、⑯につきましては、南北の横断歩道はあるんですが、東西の横断歩道のラインはありません。したがって

して、竹重区の子供が福富小学校に通ったときには、そこに書いていますように、①、②⑥の点滅信号機のところ、あるいは工業団地南側、耳納の里西側、山辺線交差点、保育所入り口、百年公園入り口、そして最後の学校入り口信号機については横断歩道のラインがありませんでしたので、毎日大変危険な状況で通学しているのではないかというふうに思っています。

地元の元保護者の話では、トラックがとまって、学童が道の真ん中を通らざるを得ない。大型車が、工業団地なので、たくさんあって危ない。交差点が、工業団地なので、大変通過に時間がかかるなど大変困っているということで、早急に通学路のグリーンベルトさえしていただけないだろうかということでありました。

実は、先ほど紹介しました由利本荘市の行政視察に行ったときに、こういうふうなパンフレットをいただきました。これはSSDということで、学力向上の問題のパンフレットではあったのですが、中を見ておりましたら、ここに、2、豊かな人間性の育成の一番下に、安心・安全な通学路の整備ということで、(1)通学路安全点検の実施。うきは市と同じでしょうが、道路管理者、警察、学校、教育委員会による合同点検及び対策の検討と実施。(2)通学路安全推進会議の開催。学校、教育委員会事務局、各地区教育学習課が点検の結果を受けて情報交換ということが書いておりましたので、私が質問いたしました。これは毎年あつてるのでしょうか。そうしますと、由利本荘市の担当者は、毎年4月に行っておりますということでありました。したがって、9月議会で、うきは市通学路安全推進会議が2年に1回開かれているということをお聞きしまして、少しの疑義は感じていたのですけれども、ほかの市町村を例にとると、やはり毎年4月に行われているのではないかというふうに思っております。

したがって、市長にお尋ねいたします。うきは市通学路安全推進会議は毎年4月に実施できないのでしょうか。お答えをお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 学校教育課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 榎藤学校教育課長。

○学校教育課長（榎藤 精二君） 確かに議員がおっしゃるとおり、毎年あつたほうがいいのかもわかりませんが、また逆に、急に通学路が変わるわけでもございませんので、その必要もあるのかなということも思うところでございますけれども、通学路安全推進会議につきましては、一番最初に開催したときに、各関係の国とか県とか警察とか、そういう方々に集まってもらったところで、この会議を開くのは、どのくらいのサイクルで開くのが適切かということで、参加ができますかということでお尋ねしてから、2年に1回のサイクルということで決まっているわけでございます。来年のまた7月、8月にこの会議を開くことになっておりますので、開催の回数ということにつきましては、また検討はしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 私は、指名する権利があるかどうかはわかりませんが、学校教育課長ではなく市長に答えていただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 将来を担う子供たちの安全・安心な通学路については大きな課題だと、このように認識をしております。

先ほど、教育長の答弁以外でも、例えば浮羽町にあります保木公園の近く、国道210号で通学路に指定されているのですが、歩道がないという箇所、こういうのも国土交通省に要望をして、今、保木歩道設置を進めさせていただいているところであります。私自身も、教育委員会だけに任せるのではなくて、しっかり、子供の安全・安心な通学路の確保については、さまざま取り組みをさせていただいておりますので、今後とも、いろいろ御指摘はいただいておりますが、しっかりした対応をしていきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） これは財政のほうに聞けばいいのかわかりませんが、とりあえず市長にお尋ねいたします。

安全施策でしたか、安全対策交付金というのが毎年交付されていると思いますが、本年度の金額とか、その安全対策交付金を使った事業というのは、本年度はまだなされていないという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 住環境建設課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） ただいま、議員のほうから交通安全の交付金のお話が出ております。

今年度につきましては、今、発注の準備をしておるところでございます。全部で5地区の、この交通安全プログラムに基づいた交通安全対策工事を実施するようしておるところでございます。ことしの発注の設計額といたしましては、965万円を予定しておるところでございます。5地区の交通安全に伴います工事をやっていくところでございます。

簡単に言いますと、山春の関係でございますけれども、こちらのほうでは側溝整備のほうをやるようしております。それから、吉井のほうではございますが、江南小学校に関する交通安全対策というところで、新治団地北側のガードレール設置77メートル、そして竹重・屋形線につきましては、延長が約150メートル、グリーンカラー舗装の209平米を実施いたします。

それから、吉井でございますが、中町交差点から川前橋のほうに向かう区画線の実線工事 135メートル、そして浮羽町、御幸小学校の関係でございますが、浮羽庁舎の南側、路側帯のカラー舗装219平米、この5カ所を発注する予定でございます。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 実は先ほど言われました、うきは市通学路安全推進会議の中で、このように、たくさん学校から、地域から要望が出ております。A4で1枚、2枚、3枚、4枚と、たくさん要望が出ているわけですので、それで十分なのかというのが1つとですね、実は先日、このような新聞記事が載っていました。横断歩道がありますと。そこで、横断歩道で渡ろうとしている人がいたときに、どのくらいの車がとまって、横断歩道を渡しているかということで、これはJAFの調査だったみたいですけど、わずか1割しかとまってないんですよ。横断歩道があっても、9割の自動車、私たちを含めて守っていない。それから、先ほど、るる説明しましたように、実際は通学路であっても横断歩道がないところがたくさんあると。そういう状況の中で、今の回答だと2年に1回がなかなか進まないし、金額もどうなんだろうかというふうに思います。

先日、合瀬耳納トンネルの開通式に招かれましたけれども、そこに行ったら、妹川小学校付近にはグリーンベルトがありました。また、山辺線で言うと、竹野小学校校区でもたくさんあります。そういうような状況を考えると、やはり、うきは市としては少しおけているのではないかなと思いますので、ぜひ、このうきは市通学路安全推進会議を毎年開いて、予算の拡充、それから警察を含めた各種団体との協力、そして学校との連携をして、事故がないようにぜひ取り組んでいただきたいと思います。

それでは、大きな項目の2点目に入りたいと思います。

若者が住みやすいまちづくりということで、1点目が、若者の声を市政に反映させるため、中・高生、大学生、専門学校生、20代就労者、子育て中の若者に対して、どのように本年度、取り組んだのか、教えていただきたいと思います。

それから、2点目が、若者が働きやすい政策についてということで、学校における働き方改革について9月議会でもお尋ねしましたら、8月からタイムレコーダーを設置し、取り組みますということでしたので、9月、10月、11月の実態がどのようであったかということをお尋ねをしたいと思います。

実態調査と、その後の健康委員会や総括健康委員会での、それから教育委員会、校長会での指導についてお伺いします。

それから、3点目が、三六協定についてです。市の職員や学校で働いている職員、事務職員や栄養士職員、あるいは非正規の職員については、三六協定を結ばなければならないようになっていきたいと思います。特に来年4月からは罰則と上限のある三六協定を結ばなければなりませんので、

その点について、どのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、若者が住みやすいまちづくりについて大きく3点の質問をいただきました。1点目と、2点目のうち、市職員のストレスチェック調査結果と、その後の取り組み及び3点目については、私から答弁をさせていただき、2点については、私の答弁以外は教育長から答弁をさせます。

1点目が、若者の声を市政に反映させるための取り組みについての御質問であります。うきは市の平成29年度の人口動態を見ますと、出生数203人に対して死亡数448人で自然減245人、社会異動でございますが、転入数が858人に対しまして転出数が1,055人で社会減197人となっております。このように人口が減少し、少子高齢化が進行する中で、若者の流出をいかに防ぐかは大きな課題であり、課題の解決のために、若者の声を聞き、市政に反映していくことは大変重要であると認識をしております。

そこで、うきは市におきましては、さまざまな事業を通して若者の声を聞き、まちづくりのヒントとさせていただいているところであります。一例を挙げますと、浮羽究真館高校の2年生を対象にした課題研究授業「うきは学」があります。20名の生徒が市職員のアドバイスを受けて、うきは市のまちづくりについて研究を行っております。また、高校生、特別支援学校生、大学生のインターンシップを積極的に受け入れるとともに、県内大学と包括連携協定を締結し、さまざまな取り組みも行っております。久留米大学との連携事業では、大学生が市内の事業所を取材して、うきは市のさまざまな産業の魅力を広報紙等を通して紹介する取り組みも始まりました。久留米工業大学との連携事業では、学生に市長のかばん持ち体験を実施し、市政運営に身近な立場で触れてもらう機会となっております。また、市内伝統的建造物群保存地区内の遊休物件に建築・設備工学科の提案を生かすプロジェクトもスタートしたところであります。

U-B i Cで行っている創業支援事業や無料職業紹介所の中でも若者の声を聞く機会は多くあります。その声は、本市の魅力を再発見するきっかけや、求人する企業の就業条件を見直すきっかけにもなっております。子育て中のお父さんやお母さんに対しましても、乳児健診などの機会を使って、その声をしっかり聞くように努めております。全てに応えることはできませんが、今年度は、新生児聴覚検査やロタウイルス予防接種など母子保健に係る新たな助成事業も始めることになりました。今後とも、若者の声に耳を傾け、若者が、うきは市に愛着や誇りを抱き、うきは市に住み続けてもらえるように、あるいは将来ふるさとに戻りたいと思ってもらえるようなまちづくりを進めてまいります。

2点目が、市職員のストレスチェック検査の結果と、その後の取り組みについての御質問であります。平成27年12月1日に労働安全衛生法が改正され、労働者50人以上の事業所につ

きましては、ストレスチェックの実施が義務づけられました。この法改正を受け、うきは市においても平成28年度から、正規職員及び非正規職員を対象にストレスチェックを実施しております。ストレスチェックを受けた市職員の率であります、平成28年度及び平成29年度とも100%となっております。

検査結果につきましては、うきは市衛生委員会に報告し、各委員の専門的見地から所見をいただいております。また、高ストレスと判定された職員につきましては、うきは市衛生委員会の指導、または本人の希望に基づき産業医の面接指導を受けることができます。なお、総合的な判断となる総合健康リスクは、全国平均を100とすると、うきは市職員は87となっており、全国平均より低い状況となっております。市といたしましては、ストレスチェックを通して職員自身がストレスを適切に自己管理できるようになることと、職場環境の把握と改善につなげることで、明るい職場づくりを推進してまいりたいと考えております。

3点目が、三六協定の締結についての御質問でありました。

まず、三六協定でございますが、労働基準法第36条に基づく協定で、使用者と労働者の間で、時間外労働、休日労働についての協定を締結し、労働基準監督署に届け出ることを要件として、法定労働時間を超える時間外労働や法定休日における休日労働を認めるものでございます。労働基準法第32条では、使用者は労働者に1週間について40時間、いわゆる法定労働時間を超えて労働させてはならないと規定されておりますが、例外規定として、労働基準法第33条第3項において、公務のために臨時の必要がある場合は、法定労働時間を超える時間外労働や休日労働をさせることができるとありますことから、市としましては、現在、三六協定は締結しておりません。また、正規職員、非正規職員とも同じ取り扱いでございます。

しかしながら、時間外勤務の縮減につきましては、市の第2次うきは市特定事業主行動計画の目標としておりますので、今後は、国や他の自治体の取り組み事例等も参考といたしまして、市職員の時間外勤務の状況改善に努めてまいります。また、うきは市の学校職員のうち、事務職員に超過勤務をさせる場合の三六協定の締結の必要性につきましては、法的には三六協定を結ぶ必要があります。したがって、現在、基本的には、事務職員には時間外勤務をさせないこととしているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 若者が働きやすい政策についてであります。

まず、学校における働き方改革を踏まえた、教職員の2学期の小・中学校別超過勤務実態と改善策についてですが、超過勤務時間が80時間を超える教職員の割合は、9月が小学校5.07%、中学校14.81%、10月が小学校6.52%、中学校16.67%となっております。2学期は、運動会、文化祭等の学校行事や中体連の新人大会等に向けた取り組みが超過勤務の要

因の1つであると考えております。今後も、タイムカードによる実態把握を続け、学校における衛生委員会等の取り組みを通して、超過勤務の縮減に努めてまいります。

次に、教職員のストレスチェック調査の結果と、その後の取り組みについてであります。ストレスチェック調査は、昨年度は調査対象者の54.2%の受診率に対して、本年度は99.6%の受診率となっています。また、総合的に判断する総合健康リスクについて、全国平均を100とすると、うきは市の教職員は84となっており、職場の健康リスク値は、全国と比較し、低い状態にあります。なお、本年度のストレスチェックの結果については、11月26日に実施した第1回総括健康管理委員会で報告を行い、各学校の衛生委員会の取り組み状況報告とあわせ、教職員の職場環境の改善等に向けた協議を行い、健康管理医からの指導助言をいただいております。

さらに、定例校長会や教育委員会の学校訪問時に、各学校の超過勤務時間の縮減、学校閉庁日の実施、衛生委員会の活動内容等につきまして、助言や支援を行っているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） ストレスチェックの問題につきましても、例えば市の職員の場合、平均的に低いということでありましたけども、高ストレスの方は一体何名おられたのか、あるいは専門的見地の指導を受けたということですが、具体的にどのようなものであったかというのわかりませんので、資料の提供をお願いしたいなと思います。

また、学校における総括健康管理委員会も確かに開かれているとは思いますが、その内容がわかりません。したがって、その資料の提出もお願いしたいと思います。

それでは、教育長のほうにお尋ねいたします。

各学校では、2学期といいますか、11月までに各学校の衛生委員会あるいは健康委員会という形になっていると思いますが、それは、どの学校も開かれたということでの確認でよろしいのでしょうか。

また、2点目、教育委員会での論議、12月4日の教育委員会では議題に上がっていませんでしたが、その12月4日の教育委員会で議題にされなかった理由を教えてくださいと思います。

それから、3点目、校長会での助言ということですが、具体的にどのような助言をなされたのか教えてくださいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 総括健康管理委員会で各学校の校長から口頭で現在の衛生委員会の進捗状況等について伺っております。その対応は学校でいろいろございます。近いうちにお医者さんを招いてするとかいうようなケースもございます。いずれにしても、確実に行われるという

状況は把握いたしておるところでございます。

2点目の、教育委員会にストレスチェックの結果をなぜ上げなかったかということでございますが、上げなかったというよりも、先ほど御説明しましたように、学校訪問時に、特に2学期から学校の、いわゆる衛生委員会をどうしていただくのか、あるいは学校の、いわゆる職場環境のチェックとか、そういうものを学校訪問時に、こちらのほうからお尋ねしたりしております。そういう中でもう、具体的な場面で教育委員さんから、ああ、この学校は、もっとうるさくをしたらほうがいいんじゃないかというようなこともいただいておりますので、そういう実態把握のもと、第2回目を、ちょっとこれは健康管理委員の先生の御都合もありますが、2月か3月にいたしたいと思っておりますので、その結果につきましては、教育委員会のほうに本年度のストレスチェックのありようということで報告をさせていただくと、そういう手順で考えているところでございます。

校長会での助言というのは、議員御存じのように、8月から、それこそ働き方改革を進めました。今、試行をいたしております、指針をですね。県の方針として、まず、最初の年度は、まず、実態をきちんと把握しなさい。2年次に10%減らしなさい、3年次に20%減らしなさいというのが県の方針です。私ども、8月から始めましたので、来年7月までの1年間で、学校というのは月別の勤務時間が非常に違いますから、そこをしっかりと把握したいというのは間違いございません。それだけではなくて、同時に指針の、先ほど言いましたように、学校閉庁日を完全に学校に実施していただかなければいけません。今度、冬休みの2日です。学校にお願いしているんですが、実はいろんな声が学校から上がってきてますけど、まずはしてみなさいと、そういったことを校長会で指導しております。そういった現在進行形の働き方改革を大事に進めながら、あわせて今のような進め方をいたしたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） できれば一問一答でお願いします。

竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） お配りしました資料5、教職員の働き方改革取り組み指針、県教委が2018年3月に出しております。それを見ると、上の表で見ると、小学校が1日当たり9時間45分、中学校は10時間17分。その右側に、週休日が小学校35分、中学校2時間49分ということで、かなり実態とかけ離れた数字ではありますけれども、そういう実態があるということを県教委が認めたというふうに思います。

また、一番下の段の、県教委が2018年の同じく3月に出しました、職種による80時間を超えた部分を見ますと、校長さんがゼロ、副校長が20%、主幹教諭等が37%、教諭が25.1%ということで、実態は、既に昨年度の段階で明らかになっているわけですから、その10%縮減あるいは20%縮減に向けて、教育長として具体的にどのようなことを考えているの

か、お尋ねいたします。参考資料として、中段に中教審答申の中間まとめで、基本的に学校以外が担うべきこと、真ん中に、学校の業務だが必ずしも教師が担う必要ない業務等々ありますので、その点を踏まえた答弁をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） お答えいたします。

議員の資料の中の、これまで学校教師が担ってきた代表的な業務のあり方に関する考え方、これにつきましては、私も承知いたしております。ただ、県のほうも、実は年が明けまして、また新たな指針を出すというような情報も入っております、いわゆる国が非常に理想的なものを挙げたものが、まだまだ県とかレベルにおりてきてない。うきは市の場合には、このうきは市立小・中学校における働き方改革の部活動指針を出しております、実は県の部活動指針よりも先行しているという状況がございます。そういったことを御理解いただきまして、私どもとしては一生懸命、今この働き方指針を実現できるように努めております。

ちなみに、今年度、教職員組合が予算要求に参りました折に、この文書をいただいているんですが、その中に、部活動の週2日の休養日の設定並びに留守番電話の設置など、教職員の働き方改革にも御尽力いただきありがとうございますという1文が入っておりますので、私どものやっていることは教職員にも伝わっていると、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） それでは、時間がなくなりましたので、最後の質問に行きます。

市長は、地方創生事業にたくさん取り組んでこられました。恐らく総額で10億円程度使われておりますし、半分が国庫負担としても5億円程度をうきは市から支出されているのではないかなと思っています。

しかし、その中で、うきは市の子供たちが無料で参加できる事業というのが幾つあるのかなと考えますと大変寂しい思いがいたしますので、これまでの地方創生事業の中で、無料の児童・生徒を対象した事業の成果と課題についてお尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 地方創生事業について、児童・生徒を対象とした参加費無料の事業の成果と課題はどの御質問でございしますが、地方創生事業の中で対象となる事業といたしましては、輝く人育成事業として実施している、うきは市民大学子ども未来学部の、うきは市寺子屋でございします。うきは市寺子屋は、家庭学習の定着や学習意識の向上を図るため、平成28年度から、地方創生推進交付金を活用して展開しているところです。市内小学校児童全員を対象として、毎年度、各小学校を通じて募集を行っており、平成28年度は116名、平成29年度は131名、平成30年度は124名の参加でございします。内容としましては、年25回実施しており、学校

の宿題やチャレンジプリントのほかに、読み聞かせ、歴史学習、サイエンスショーを取り入れるなど内容の充実を図り、受講生の関心を高めるよう心がけています。

成果といたしましては、受講生と保護者に行ったアンケートによりますと、受講生回答の7割が、学校や家庭で学習することが楽しくなったと答え、保護者回答の6割が、子供の学習習慣、生活習慣に変化が見られたと答えており、寺子屋の参加によって、学ぶことの楽しさを感じ、学習への意識、意欲が高まっていると考えております。

課題といたしましては、年25回実施の中で回を重ねていきますと、夏休みや冬休みという時期から参加者の若干の減少があることですが、皆勤賞を設けて、やり遂げたという達成感を味わってもらいながら、受講生の参加に努めているところです。

学習支援員の人員確保や学習場所の収容人数等を考えますと、現状の児童数が限界であると考えますが、今後も、うきは市寺子屋を継続しながら、さらに楽しい学びを児童の皆さんに提供していきたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） うきは市の取り組みを否定しているわけではなくて、拡充していただきたいということで質問しております。

先ほど紹介しました由利本荘市では、無料の科学実験講座や有名な講師による講演会を開催し、毎年500から600名の子供や保護者が動員もなく、自主的に参加しているということでした。また、その科学講座を続けている中で高校や大学との連携が図られ、学生科学賞の受賞などの実績も上がっております。

したがいまして、うきは市に住む全ての子供たちが安心・安全に教育を受けられ、また、いろんな機会に恵まれるよう、これからも取り組んでいただきたいと思います。特に市長につきましては、教育予算の拡充をお願いし、私の質問を終わりたいと思います。また、教育長につきましては、ぜひ教育委員会での論議の活発化をお願いして私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（櫛川 正男君） これで、5番、竹永茂美議員の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 以上で、本日の議事日程は終了しました。本日は、これで散会します。

連絡します。あす12月11日は午前9時から一般質問を行った後、議案質疑を行いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後4時40分散会
